清 掃 業

R3 <令和2年度実績>

未来へつなぐ 循環型都市『やお』 ~ごみ減量へプラスワン・アクション~

八尾市 環境部

令和3年度 八尾市清掃事業 目次

	L総括」	ページ
1	八尾市の概況	1
2	清掃事業の沿革	1
3	循環型社会推進課・環境事業課・環境施設課 事務分掌	11
4	職員数(清掃事業関係)	13
5	八尾市清掃事業関係(ごみ・し尿担当)機構の変遷	14
6	決算(清掃事業関係)	20
	[ごみ処理事業等]	ページ
1	分別収集とリサイクルのながれ	25
2	ごみ処理	26
(1)	可燃(燃やす)ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶	26
	容器包装プラスチック、ペットボトル、	
	資源物、複雑ごみ、埋立ごみ収集	
(2)	粗大ごみ・リサイクル家電・臨時ごみ	29
(3)	令和2年度 月別 収集量・処理量	30
(4)	年度別 収集量・処理量	31
(5)	令和2年度 月別 焼却工場搬入量	32
(6)	年度別 焼却工場搬入量	33
(7)	年度別 市民1人・1世帯の1日あたりの処理量	34
(8)	資源化処理	36
(9)	有価物集団回収	38
(10)	不法投棄収集	40
(11)	犬猫等の死体の処理	40
(12)	組成分析調査結果	41
3	処理施設	
(1)	焼却施設	48
(2)	中間処理施設	49
(3)	最終処分施設	50
4	車両	51
5	ごみ減量・リサイクル啓発事業	52
(1)	8種分別・指定袋制	52
(2)	事業系一般廃棄物(可燃(燃やす)ごみ)収集運搬業許可制度	54
(3)	コンポスト(生ごみ堆肥化容器)購入費の助成	55
	生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与	
	家庭用電動生ごみ処理機購入費の助成	
6	あき地の適正管理指導業務	56
(1)	令和2年度 あき地の指導状況	56
	令和2年度 草刈り機貸し出し状況	56
7	防疫業務	56
8	環境教育	57

	[し尿処理事業等]	ページ
1	し尿処理	59
(1)	汲取・浄化槽・下水道の人口推計	59
(2)	浄化槽汚泥の処理	59
(3)	公衆便所の管理	59
(4)	し尿収集運搬業務	60
2	衛生処理場	61
(1)	施設の概要	61
(2)	年度別 汲取し尿・浄化槽汚泥搬入量	62
3	斎場及び市立墓地	63
(1)	斎場	63
(2)	令和2年度 火葬等件数	63
(3)	市立墓地	64
(4)	納骨堂	65
	[条例・規則・細則]	ページ
\bigcirc	八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	67
\bigcirc	八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則	76
\bigcirc	八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則	92
\bigcirc	八尾市廃棄物減量等推進審議会規則	96
\bigcirc	八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	99
\bigcirc	八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則	110
\bigcirc	八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	119
\bigcirc	八尾市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則	123
\bigcirc	八尾市あき地の適正管理に関する条例	126
\bigcirc	八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則	128
\bigcirc	八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例	130
\bigcirc	八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例施行規則	134
\bigcirc	八尾市立衛生処理場条例	136
\bigcirc	八尾市立衛生処理場条例施行規則	137
\bigcirc	八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例	139
\bigcirc	八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則	143
\bigcirc	八尾市斎場条例	147
\bigcirc	八尾市斎場条例施行規則	150
\bigcirc	八尾市立斎場処務規則	153
\bigcirc	八尾市墓地条例	154
\bigcirc	八尾市墓地条例施行規則	158
\bigcirc	八尾市納骨堂条例	161
\bigcirc	八尾市納骨堂条例施行規則	164

総 括

1 八尾市の概況

本市は、信貴、生駒の山なみに連なる高安山とその麓に広がる広大な河内平野を有し、大都市の近隣としては、稀な自然環境に恵まれたまちであり、昭和23年の市制施行以来、住宅と産業をあわせもつ都市として発展しながら現在に至っている。平成13年4月1日に特例市、平成30年4月1日に中核市になった。

市域面積は、41.72 k m²、人口は、264,867 人、世帯数は、126,462 世帯である(令和3年3月31 日現在)。

本市の農業について、農家戸数や経営耕地面積は、減少傾向を示しているが、野菜類、花き・ 花木、植木類等は、本市の特産品として評価が高い。

工業については、金属・機械・プラスチック・電気機械器具製造等を中心とした中小企業が多い。

商業については、近鉄八尾駅周辺における商業施設を中心とした販売・サービス業の集積、大型スーパーマーケットや専門店、コンビニエンスストア等の進出が目立ってきている。

2 清掃事業の沿革

し尿の汲取処分は、自家処分や個人経営により農家還元がおこなわれていた。

昭和23年11月 「八尾市塵芥処理条例」及び「八尾市塵芥処理手数料条例」を制定。

ごみの週1回収集 手数料 月額 20円

衛生課に清掃監督を設置し、旧町村毎の業務を統轄。

昭和24年3月 「八尾市墓地使用条例」を制定。

昭和25年5月 「八尾市火葬場使用料条例」を制定。

昭和29年4月 「清掃法」公布。

「八尾市清掃条例」を制定。

「八尾市清掃条例施行規則」を制定。

ごみ処理の手数料を変更。

収集手数料 月額 30円

肩引き車を廃止。

昭和29年11月 し尿処理の手数料を定め、汲取業者に6業者を許可。

し尿汲取手数料(一般家庭)

便槽1個につき 3人以下の世帯 月額 40円

4人以上の世帯 月額 50円

特殊手数料 36 リットルにつき 10 円

(官公庁、会社商店、寄宿舎、興行場、旅館、アパート、食堂、遊技場、共同便所、その他)

昭和30年2月 河内市大字福万寺及び上之島の区域を編入。

昭和30年4月 中河内郡南高安町、高安村及び曙川村と合併。

昭和32年4月 南河内郡志紀町と合併。 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 3人以下の世帯 月額 50円 5人以下の世帯 月額 70円 6人以上1人増すごとに 10円 2 特殊手数料 18 リットルにつき 10 円 昭和 32 年 4 月 ごみ処理の手数料を変更。 一般家庭4人まで 月額 40円 5人以上 月額 50円 昭和36年4月 「大阪市並びに八尾市の行政上の協力に関する協定書」を調印。 昭和36年9月 八尾市清掃協同組合設立。 昭和37年4月 「八尾市立衛生処理場条例」を制定。 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 3人以下の世帯 1回につき 70円 4人以上1人増すごとに 2 特殊手数料 18 リットルにつき 15 円 昭和37年5月 「八尾市立衛生処理場条例施行規則」を制定。 昭和37年6月 衛生処理場第一工場が完成。 処理能力 90 キロリットル/日 昭和38年8月 清掃課を設置し、ごみ処理の手数料収納業務を収税課より移管。 昭和39年4月 松原市若林町及び大堀町の区域のうち、大和川の中心線以北の区域を編入。 埋立処分地の作業能率向上のためブルドーザーを購入。 昭和39年6月 「八尾市墓地使用条例施行規則」を制定。 衛生課より衛生処理場を設置。 昭和39年8月 「八尾市火葬場使用料条例」を改正し、「八尾市火葬場条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例」を改正し、「八尾市墓地条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例施行規則」を改正し、「八尾市墓地条例施行規則」に変更。 八尾市立衛生処理場運営審議会を設置。 昭和 39 年 10 月 「大阪市・八尾市ごみ共同焼却処理に関する覚書」を交換。 昭和40年4月 山城町一丁目他2地区600世帯をモデル地区に指定し、ごみの週2回収集を試行。 機材整備5ヶ年計画を策定し、四輪特殊架装車を購入。 昭和 41 年 4 月 不法投棄処理専用車(ユニックローダー)を購入。 大阪市清掃局八尾工場(焼却工場)が完成、9月より稼動。 基準能力 450t/24時間 昭和 41 年 5 月 衛生処理場第一工場を増設。 処理能力 135 キロリットル/日 昭和41年6月 昭和 41 年 7 月 大阪市と「八尾工場のごみ焼却に関する協定」を締結。 昭和41年9月 ごみの週2回収集のモデル地区を拡大(3,000世帯)。 市内の一部でダストボックス収集方式を開始。

昭和42年4月 死獣処理専用車を購入。

昭和42年5月 小型バキューム車(500リットル)を購入、八尾市清掃協同組合に無償で貸与。

八尾市清掃協同組合保有台数 1.8キロリットル積載車 24台

0.5キロリットル積載車 1台 計25台

昭和43年3月 「八尾市火葬場条例」を全部改正。

昭和43年4月 し尿処理の手数料を変更。

1 普通手数料

3 人以下の世帯 1回につき 100 円 6 人以下の世帯 1回につき 150 円 7 人以上の世帯 1回につき 200 円

2 特殊手数料 18 リットルにつき 25円

衛生処理場の使用料を変更。

し尿浄化槽汚泥 180 リットルにつき 20円

昭和43年10月 ごみの週2回定曜日収集を全市域で実施。

高美町五丁目に清掃庁舎が完成。

昭和 45 年 1 月 衛生処理場の地盤沈下防止のため、地下水の汲み上げを中止し、府営工業用水(5,000t/日)に切替。

昭和45年3月 衛生処理場第二工場が完成。 130キロリットル/日

衛生処理場第一工場と第二工場をあわせた処理能力 265 キロリットル/日

昭和45年4月 一般家庭のごみ手数料を無料化。

営業用手数料

ポリ容器 45 リットル入り 1個 月額 200 円 ダストボックス 1個 月額 2,500 円

昭和45年12月 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法・廃掃法)」公布。

昭和47年3月 「八尾市清掃条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定。

「八尾市清掃条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」

を制定。

昭和47年4月 ごみ処理の手数料を変更。

営業用手数料

ポリ容器 45 リットル入り 1個 月額 200 円 ダストボックス 1個 月額 4,500 円 臨時収集 1t につき 4,000 円

昭和47年5月 粗大ごみの月1回定曜日収集を開始。

昭和47年12月 清掃庁舎を増築。

昭和48年2月 清掃制度改善委員会を設置。汲取業者の公社化の検討を開始。

昭和48年7月 廃棄物破砕工場が完成。 処理能力 100t/5時間

昭和48年10月 衛生処理場両工場を増改築。 処理能力380キロリットル/日

昭和48年11月 清掃改善対策室を設置。

昭和 49 年 4 月 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 200円 人頭割 1人1回 50円 2 従量制 18 リットル 80 円 昭和50年4月 ごみ処理の手数料を変更。 終末処分のみ 3,000円 昭和50年6月 「八尾市火葬場条例施行規則」を制定。 昭和50年7月 保健衛生部を生活環境部に名称変更。 清掃改善対策室を廃止。 昭和50年8月 財団法人八尾市清協公社設立。し尿収集業務等を委託。 昭和51年2月 八尾市公害対策審議会に「八尾市の環境保全に関する方策について」諮問。 昭和51年3月 「八尾市あき地の適正管理に関する条例」を制定。 昭和51年4月 衛生処理場の使用料を変更。 し尿浄化槽汚泥 1.8 キロリットル 500 円 昭和51年8月 「八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則」を制定。 昭和54年5月 廃棄物処理施設対策室を設置。 昭和 54 年 10 月 ごみ処理の手数料を変更。 事業系一般廃棄物 週2回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1個 月額 週3回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1個 月額 1,000円 週4回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1個 月額 1,500円 週5回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1個 月額 2,500円 週6回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1個 月額 3,000円 市内の一部(長池地区福祉委員会傘下 25 町会 3,100 世帯)をモデル地区とし、ごみの分別収集(「可 昭和55年1月 燃」「不燃」「粗大」)及び有価物集団回収奨励金交付制度(1kg 当たり2円)を試行。 昭和 55 年 4 月 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 300円 人頭割 1人1回 150円 2 従量制 18 リットル 120 円 昭和55年7月 市内全域でごみの分別収集及び有価物集団回収奨励金交付制度(1kg 当たり2円)を実施。 昭和58年5月 「浄化槽法」公布。 不燃物処理資源化施設(リサイクルプラザ)が完成。 処理能力 30t/5時間 昭和59年2月 廃棄物破砕工場とリサイクルプラザをあわせて廃棄物処理センターに名称変更。 昭和61年4月 生活環境部と市民経済部を統合し、市民生活部として改編。 昭和62年4月 有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 3 円に改正。 平成元年4月 有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 4 円に改正。

平成元年12月 衛生処理場更新検討委員会を設置。 平成3年4月 「再生資源の利用の促進に関する法律(改正後名称:資源の有効な利用の促進に関する法律)」公布。 平成 4 年 4 月 市民生活部を環境部と市民部に再編。 清掃事業所をごみ減量課と清掃事業所に分課。 廃棄物処理施設対策室を廃止。 平成 4年10月 ごみ及びその他の廃棄物処理の手数料を変更。 1 事業用手数料 週2回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1個 月額 600円 週3回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1個 月額 2,000円 週6回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1個 月額 6,000円 2 事業用以外の臨時手数料 積載量1tにつき 6,000円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1t につき 4,000円 3 その他の廃棄物 犬、猫等の死体 1匹につき 2,000円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1 匹につき 1,000 円 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 400円 人頭割 1人1回 200円 2 従量制 18 リットル 160 円 平成 5 年 3 月 「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に 関する条例」を制定。 平成5年4月 「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適 正処理に関する条例施行規則」を制定。 生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入費助成金交付制度を実施。 平成5年6月 平成 5 年 11 月 「環境基本法」公布。 美園地区周辺(美園地区・久宝寺地区・八尾第2地区福祉委員会傘下23町会約3,000世帯)をモデル地 平成 6 年 10 月 区とし、ごみの5種分別(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」)を指定袋制により試行。 平成7年3月 大阪市環境事業局八尾工場の新工場が完成、翌月より稼動。 基準能力 600t/24 時間 衛生処理場の新処理場が完成。 処理能力 275 キロリットル/日 平成7年6月 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」公布。 平成8年3月 一般廃棄物最終処分場が完成。 敷地面積 19,733 m² 埋立地面積 12,300 m² 全体容量 70,000 m³ 平成8年4月 ごみ減量課、清掃事業所、衛生処理場を環境事業課、環境施設課に再編。 環境事業課ごみ政策室を設置。

平成 8 年 10 月

ごみの 5 種分別指定袋制(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」)を全市民協力のもとに実施。 事業用ごみ手数料

ア 基本手数料

可燃収集1回1袋につき 100円 可燃以外の収集1回1袋につき 60円

イ 特別手数料

可燃収集が週3回のとき 1袋につき月額 1,000円 可燃収集が週6回のとき 1袋につき月額 4,000円

週2回の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のみを徴収し、週3回以上の可燃収集 をする事業者に対しては、基本手数料のほか収集回数に応じて特別手数料を徴収する。

生ごみ堆肥化ぼかし容器貸与制度を実施。

平成9年4月

「容器包装リサイクル法」一部施行。

有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 5 円に改正。

環境事業課管理係、推進係をごみ政策室と業務係に統合。

平成9年9月

一般廃棄物最終処分場にペットボトル減容機を設置し、ストックヤードの整備をおこなう。

平成 9 年 10 月

市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計12ヶ所を拠点として、ペットボトルの回収を実施。

平成 9 年 11 月

八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会設立。翌月より販売店等によるペットボトルの回収開始。

平成 10 年 6 月

「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布。

平成 10 年 10 月

清掃庁舎の土曜閉庁に伴いごみ収集曜日を変更。 有価物集団回収事業回収業者報償金制度を実施。

大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議との共催により、環境啓発イベント「リサイクルフェア

'98 大阪 in やお」を総合体育館(ウィング)にて開催。

平成 11 年 5 月

市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計 12 ヶ所を拠点として、充電式電池(二次電池)の回収を実施

平成 11 年 10 月

八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会により、八尾市ごみ減量・リサイクル推進店(ごみ減量 とリサイクルに取り組むお店)認定制度を実施。

平成 12 年 2 月

「八尾市廃棄物減量等推進審議会規則」を制定。

平成 12 年 3 月

八尾市廃棄物減量等推進審議会を設置。

平成 12 年 4 月

「容器包装リサイクル法」完全施行。

環境事業課ごみ政策室と環境総務課の企画・総務部門を統合して、環境政策室を設置。

家庭用電動生ごみ処理機購入助成金交付制度を実施。

平成 12 年 6 月

「循環型社会形成推進基本法」公布。

平成 13 年 4 月

「家電リサイクル法」施行。

粗大ごみ等の電話等による予約制度を実施。

事業用以外のごみ手数料

臨時手数料(特定家庭用機器廃棄物を除く)

積載量 1t につき 6,000 円

ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1t につき 4,000 円

特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料

1個につき 2,500円

平成 13 年 9 月	「八尾市火葬場条例」を改正し、「八尾市斎場条例」に変更。
平成 13 年 10 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「施設整備への対応に関する中間報告」中間答申。
平成 13 年 11 月	八尾市立斎場が完成。翌年2月より供用開始。
平成 13 年 12 月	「八尾市火葬場条例施行規則」を改正し、「八尾市斎場条例施行規則」に変更。
平成 14 年 2 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する基本方策について」 答申。
平成 14 年 12 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。
平成 15 年 6 月	「八尾市墓地条例」を全部改正(施行日は平成 15 年 7 月)。 「八尾市墓地条例施行規則」を全部改正(施行日は平成 15 年 7 月)。
平成 15 年 9 月	「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」を策定。
平成 16 年 6 月	「八尾市納骨堂条例」を制定(施行日は平成 17 年 1 月)。
平成 16 年 12 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を全部改正(施行日は平成 17 年 10 月)。
平成 17 年 1 月	「八尾市納骨堂条例施行規則」を制定。 八尾市立納骨堂が完成、供用開始。
平成 17 年 9 月	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を全部改正(施行日は平成 17 年 10 月)。
平成 18 年 6 月	事業系一般廃棄物(可燃)収集運搬業許可制度の運用を開始。
平成 19 年 2 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。
平成 19 年 5 月	八尾市廃棄物処理センター建替工事に着工。
平成 20 年 4 月	環境部と市民産業部を統合し、経済環境部として再編。
平成 20 年 6 月	八尾市立リサイクルセンターの試験運転開始。
平成 20 年 9 月	八尾市廃棄物減量等推進審議会より「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について答申。
平成 20 年 10 月	西山本地区(西山本地区20町会約2,600世帯)をモデル地区とし、ごみの8種分別・指定袋制(「可燃(燃やす)ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大」)を試行。
平成 20 年 12 月	「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を制定(施行日は平成 21 年 5 月)。
平成 21 年 3 月	八尾市立リサイクルセンターの竣工。
平成 21 年 4 月	「簡易ガスボンベ・スプレー缶」の分別収集を全市域にて実施。
平成 21 年 5 月	八尾市立リサイクルセンター学習プラザのオープン。
平成 21 年 10 月	ごみの8種分別・指定袋制(「可燃(燃やす)ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大」)を全市域にて実施。
平成 22 年 2 月	「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を制定。

平成 22 年 10 月 八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。 指定袋の配付枚数(容器包装プラスチック)を変更(3人以上の世帯に12枚追加配付) 指定袋(ペットボトル)の容量を変更(35 リットル→45 リットル) 指定袋(可燃(燃やす)ごみ)に広告を掲載。 平成 23 年 4 月 事業系一般廃棄物(可燃(燃やす)ごみ)収集運搬業許可制度の一部見直しによる、食品リサイク ルに関する運用を開始。 平成 23 年 10 月 指定袋(資源物)にアルミ缶等の抜き取り防止の啓発文を掲載。 平成 23 年 12 月 八尾市廃棄物減量等推進審議会より「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について答申。 「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」を策定。 平成 24 年 3 月 「八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例」を制定(施行日は平成24年4月)。 「八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則」を制定(施行日は平成24年4月)。 容器包装プラスチックの週一回収集の開始。 平成 24 年 4 月 埋立ごみの収集曜日を3カ月に1回から第5水曜日に変更。 平成 24 年 5 月 八尾市立衛生処理場下水道放流開始(処理水の排水先を河川から下水道に変更)。 平成 24 年 8 月 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」公布。 八尾市廃棄物減量等推進審議会に「家庭ごみの有料制の導入」について諮問。 大阪市、松原市とごみ処理広域化大阪ブロック会議における協議開始。 平成 24 年 10 月 指定袋(複雑ごみ)に抜き取り防止の啓発文を掲載。 平成 24 年 12 月 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正(施行日は平成25年10月)。 平成 25 年 3 月 「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正(施行日は平成25年3月)。 新たなごみの処理体制についての基本合意書を大阪市、松原市と締結。 (仮称) 大阪市、八尾市、松原市環境施設組合設立準備委員会の設置。 八尾市立リサイクルセンター学習プラザに指定管理者制度を導入。 平成 25 年 4 月 平成 25 年 7 月 「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正(施行日は平成25年10月)。 平成 25 年 10 月 粗大ごみ有料化の実施。 1点につき 400 円。3 辺(高さ・幅・奥行き)の長さの合計が 3mを超える場合は1点につき 800 円。 各種手数料の変更。 臨時ごみ (積載量1tにつき6,000円→2t車1台につき20,000円) 家庭系の持込ごみ (複雑ごみ・粗大ごみ等 10kg につき 40 円→10kg につき 200 円) (可燃(燃やす)ごみ・埋立ごみ 10kg につき 40 円→10kg につき 100 円) 飼養する動物の死体 引き取りの場合 (1体につき 2,000円→1体につき 3,000円) 持ち込みの場合 (1体につき 1,000円→1体につき 2,000円) 平成 26 年 8 月 八尾市廃棄物減量等推進審議会より「家庭ごみの有料制の導入」について答申。 平成 26 年 11 月 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設立(事業開始は平成27年4月)。 平成 27 年 3 月 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正(施行日は平成27年4月) 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正(施行日は平成27年4月) 平成 27 年 12 月 「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正(施行日は平成28年4月)。 休館日を水曜日から月曜日に変更。

平成 28 年 10 月 8種分別・指定袋制における新指定袋制度を全市域にて実施。 平成 28 年 12 月 「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正(施行日は平成29年10月)。 「八尾市斎場条例」を一部改正(施行日は平成29年10月)。 「八尾市斎場条例施行規則」を一部改正(施行日は平成29年10月)。 斎場使用料を変更。 「八尾市納骨堂条例」を一部改正(施行日は平成29年10月)。 納骨堂使用料を変更。 平成 29 年 3 月 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正(施行日は平成29年4月。 ただし、第38条の改正規定は同年7月4日に施行する)。 公益財団法人八尾市清協公社の解散。同年4月から、八尾市環境衛生庁舎を設置し、し尿収集業務 等は直営にて実施。 平成 29 年 4 月 八尾市環境衛生庁舎の設置。 指定袋配付窓口を市役所本庁舎に開設。 平成 29 年 10 月 指定袋(可燃(燃やす)ごみ)の形状変更。配付枚数の見直し。 平成 29 年 12 月 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正(施行日は平成30年4月) 「八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」を制定(施行日は平成30年4月)。 平成 30 年 3 月 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正(施行日は平成30年4月)。 「八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則」を一部改正(施行目は平成30年4月)。 「八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」を一部改正(施行日は平成30年4月)。 「八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則」を制定(施行日は平成30年4 日) 「八尾市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」を制定(施行日は平成30年4月)。 「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」を制定(施行目は平成30年4月)。 平成 30 年 4 月 中核市移行に伴い、産業廃棄物指導課を設置。 平成 30 年 6 月 「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」への参加による小型家電の回収開始。 平成 30 年 12 月 簡易ガスボンベ・スプレー缶の排出方法を変更。 平成 31 年 2 月 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正(施行日は平成31年4月)。 生活応援アプリ「やおっぷ」の配信を開始(ごみカレンダー、分別辞典等を配信)。 平成 31 年 3 月 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正(施行日は平成31年4月)。 令和元年6月 「やおプラスチックごみゼロ宣言」の実施。 令和元年9月 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正(施行目は令和元年10月)。 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正(施行日は令和元年10月)。 令和元年 10 月 守口市の加入により大阪広域環境施設組合へ名称変更。 令和元年 12 月 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正(施行日は令和元年12月)。 「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を一部改正(施行日は令和元年12月)。 「八尾市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」を一部改正(施行日は令和元年12月)。 「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」を一部改正(施行日は令和元年12月)。 令和2年1月 「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を一部改正(施行日は令和2年5月)。

令和2年3月 「八尾市災害廃棄物処理計画」を策定。 令和3年3月 「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」を改定。 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正(施行日は令和3年3月)。 「八尾市廃棄物減量等推進審議会規則」を一部改正(施行日は令和3年3月)。 「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」を一部改正(施行目は令和3年3月)。 「八尾市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」を一部改正(施行日は令和3年3月)。 令和3年4月 経済環境部を魅力創造部と環境部に再編し、資源循環課と産業廃棄物指導課を循環型社会推進課に 統合。 令和3年5月 「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を一部改正(施行日は令和3年5月)。 令和3年12月 「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正(施行日は令和4年4月)。

3 循環型社会推進課・環境事業課・環境施設課・事務分掌(令和3年4月1日現在)

循環型社会推進課

□ 減量推進係

- ① 一般廃棄物処理計画に関すること。
- ② ごみ処理事業の調査、研究及び統計に関すること。
- ③ ごみ減量化及び再資源化に係る企画、立案、啓発及び推進に関すること。
- ④ 八尾市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ⑤ 大阪広域環境施設組合に関すること。
- ⑥ 有価物集団回収に関すること。
- ⑦ 指定ごみ袋に関すること。
- ⑧ その他廃棄物行政に関すること。

□ 一般廃棄物指導室

- ① 一般廃棄物処理業(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の許可及び指導に関すること。
- ② 一般廃棄物処理施設(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の設置に係る許可及び指導に関すること。
- ③ 一般廃棄物再生利用業の指定及び指導に関すること。
- ④ 事業系ごみの適正処理対策及び指導に関すること。

□ 産業廃棄物指導室

- ① 産業廃棄物の調査及び研究に関すること。
- ② 産業廃棄物排出事業者に係る届出及び指導に関すること。
- ③ 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。
- ④ 市が設置する一般廃棄物処理施設(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)に係る届出に関すること。
- ⑤ 使用済自動車の再資源化等に係る許可、登録及び指導に関すること。
- ⑥ ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る届出及び指導に関すること。

環境事業課

□ 業務推進係

- ① ごみ処理事業の実施に関すること。
- ② ごみの分別排出の指導及び環境教育に関すること。
- ③ ごみ処理の申込みに係る受付及び処理に関すること。
- ④ 臨時収集及び不法廃棄の処理に関すること。
- ⑤ ごみ処理手数料の査定及び徴収に関すること。
- ⑥ 作業中の事故及び災害の処理に関すること。
- ⑦ 作業用自動車の管理及び運行に関すること。
- ⑧ あき地管理の調査及び指導に関すること。
- ⑨ 環境衛生の啓発及び向上並びに衛生害虫等の駆除に関すること。
- ⑩ 清掃庁舎の管理に関すること。

環境施設課

□ 施設管理係

- ① 搬入ごみの受付、処理処分及び手数料徴収に関すること。
- ② リサイクルセンター(市立リサイクルセンター学習プラザを含む。)の管理運営に関すること。
- ③ 一般廃棄物最終処分場の管理運営に関すること。
- ④ 市立衛生処理場の管理運営に関すること。
- ⑤ 公衆便所の管理に関すること。
- ⑥ 市立墓地、市立斎場及び市立納骨堂に関すること。
- ⑦ 環境施設の整備に関すること。
- ⑧ し尿収集に関すること。
- ⑨ 浄化槽汚泥に係る一般廃棄物処理業の許可に関すること。
- ⑩ 浄化槽清掃業等の許可及び指導に関すること。
- ① 改葬許可に関すること。
- ② 火葬執行証明に関すること。
- ③ 分骨証明に関すること。
- ④ 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可及び墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は廃止の許可に関すること。
- ⑤ 火葬場の立入検査及び墓地、納骨堂又は火葬場の管理者からの報告に関すること。
- ⑥ 墓地、納骨堂、火葬場の施設の整備改善又は使用制限若しくは使用禁止命令に関すること。
- ① 八尾市柏原市火葬場組合に関すること。

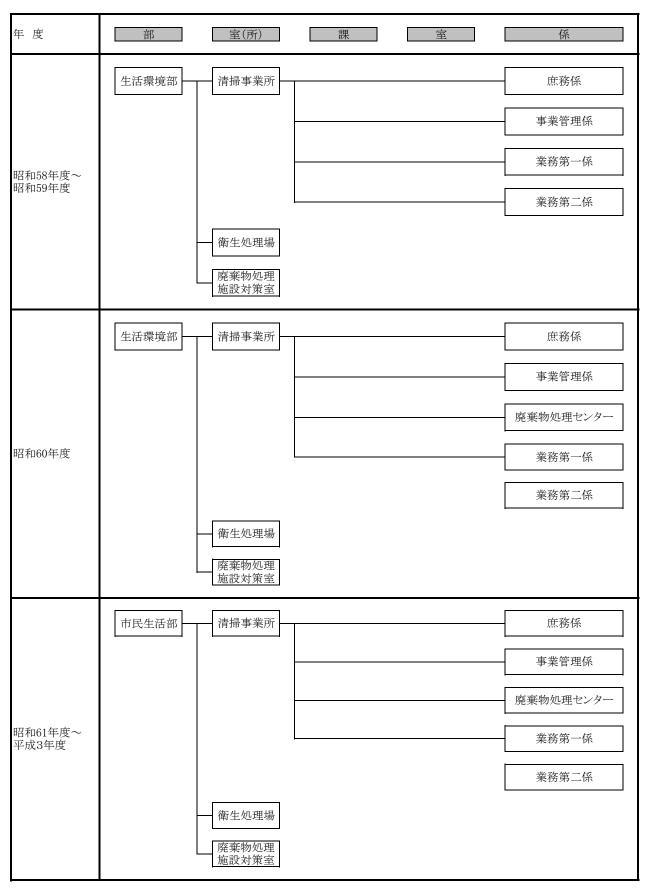
4 職員数 (清掃事業関係)

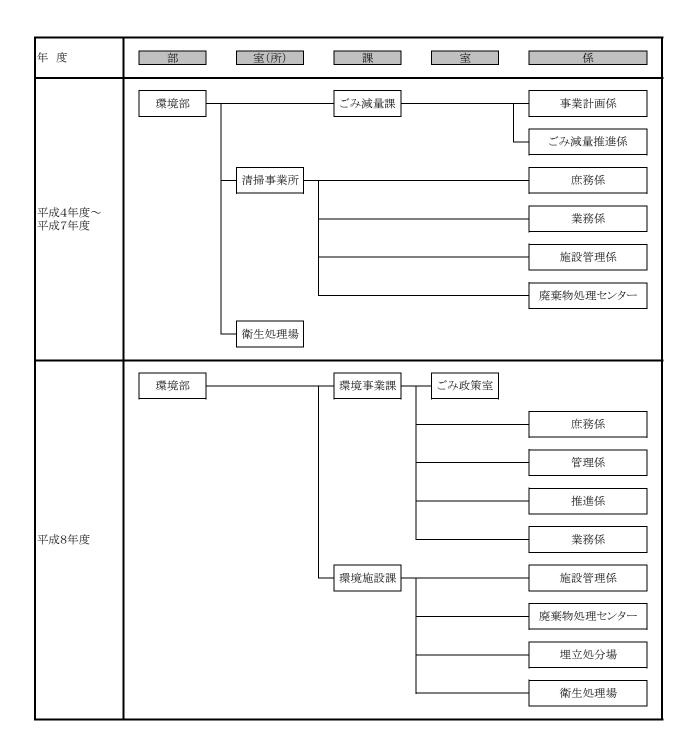
(令和3年4月現在)

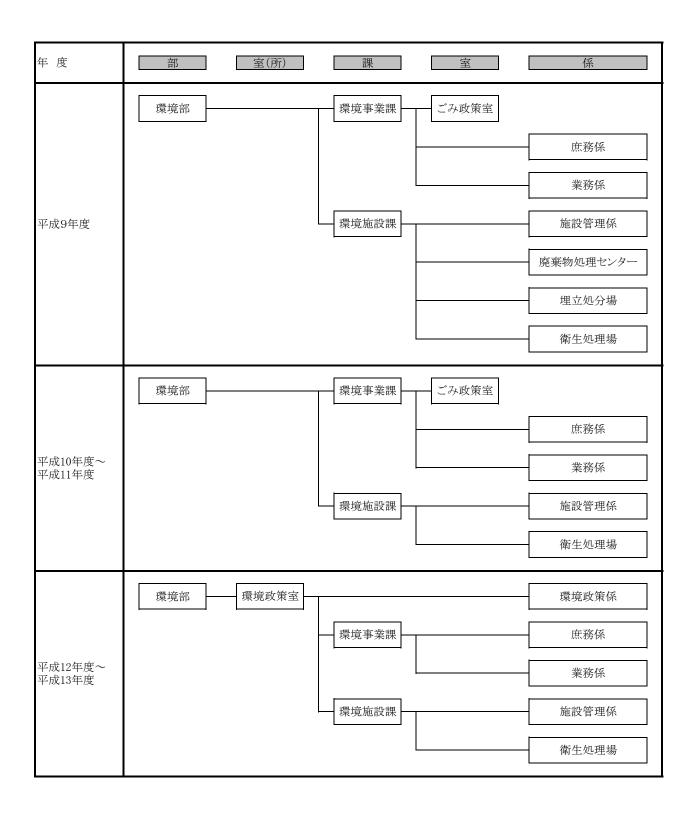
	部長	理事	次長	課長	参事	(業務長含む)	(技能長含む)	主査	副主査	主事・技師	作業長	主任技能員	主任労務員	副主任技能員	副主任労務員	技能員	労務員	再任用職員	会計年度職員	合計
環境部	1	1	2	2	2	10	24	6	3	2	16	68	28		32	8	17	21	59	302
循環型社会推進課			1(注1)		2(注2)	5(注2)	4	3(注2)	2	2	1	2							12	34
減量推進係					1	3	1	2	1										10	18
一般廃棄物指導室					1	1	2				1	2							1	8
産業廃棄物指導室						1	1	1	1	2									1	7
環境事業課				1		3(注3)	6	2			9	57	28		28		10	13	28	185
業務推進係						3	6	2			9	57	28		28		10	13	28	184
環境施設課			1	1		2	14	1	1		6	9			4	8	7	8	19	81
施設管理係						1	2	1	1										2	7
リサイクルセンター							1					3					1		2	7
最終処分場							1				1	2						1		5
斎場							1				1				3				1	6
環境衛生庁舎						1	9				4	4			1	8	6	7	14	54

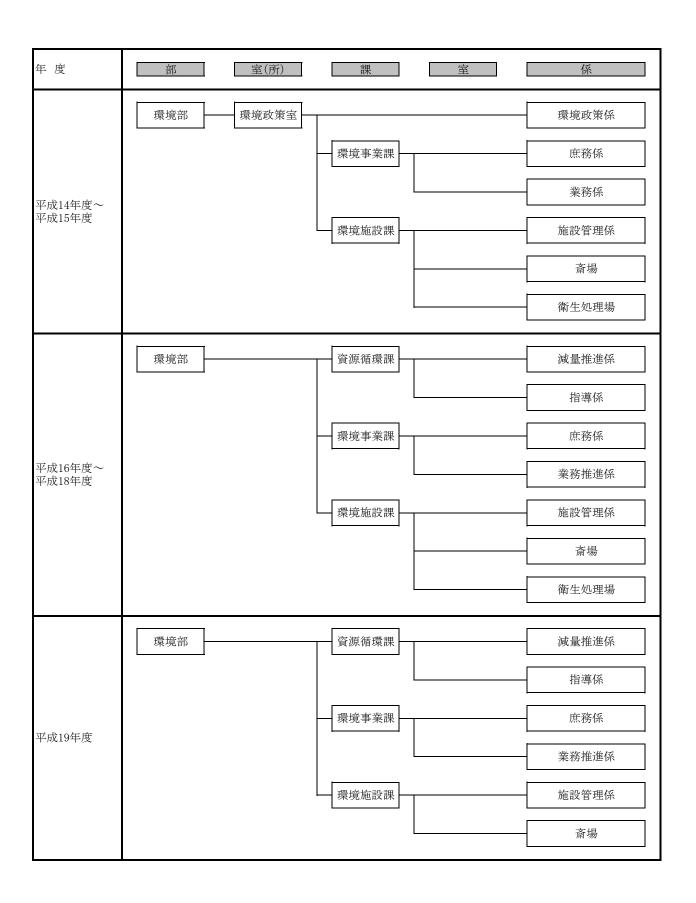
⁽注1) 課長兼務 (注2) 内、参事1名、課長補佐1名、主査1名は大阪広域環境施設組合へ派遣 (注3) 内、1名は業務推進係長兼務

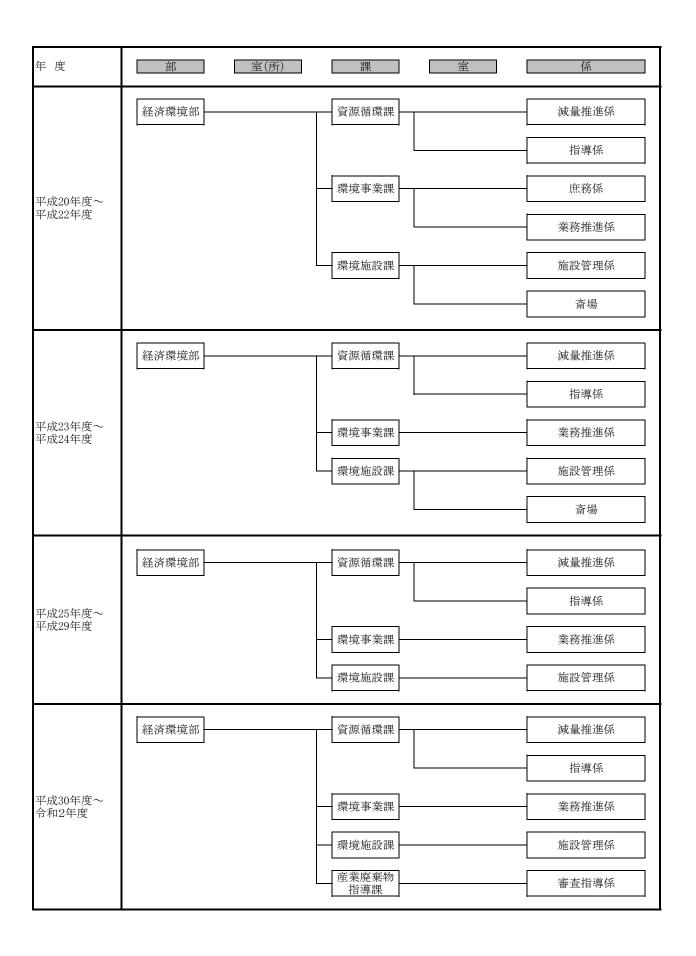
5 八尾市清掃事業関係(ごみ・し尿担当)機構の変遷(昭和58年度~)

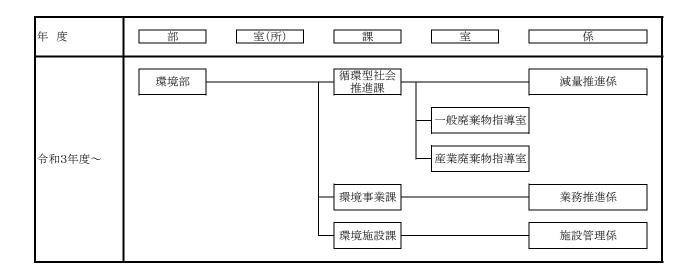












(単位:円)

歳入			(単位:円)
	区分	令和元年度決算	令和2年度決算
使用料及び手数料		465,026,616	443,354,043
使用料		56,163,464	58,811,834
総務使用料		2,397,044	2,397,044
土地建物使用料		2,397,044	2,397,044
庁舎敷地等使用料		2,397,044	2,397,044
衛生使用料		53,766,420	56,414,790
斎場使用料		51,443,970	54,235,990
斎場使用料		51,443,970	54,235,990
納骨堂使用料		2,322,450	2,178,800
納骨堂使用料		2,322,450	2,178,800
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
墓所使用料		0	(
墓所使用料		0	(
手数料		408,863,152	384,542,209
衛生手数料		408,863,152	384,542,209
保健衛生手数料		1,941,892	2,075,079
墓地管理手数料		690,792	686,879
	·六什千粉率	24,300	
火葬執行証明書再			33,600
分骨証明書交付手		45,300	42,900
埋蔵・収蔵証明書	交付手数料	11,700	13,500
使用済自動車引取	業等登録・許可申請手数料	234,800	13,200
産業廃棄物処理業	許可申請手数料	935,000	1,285,000
清掃手数料		406,921,260	382,467,130
塵芥処理手数料		349,663,740	328,284,530
し尿汲取手数料		56,411,880	53,700,680
し尿汲取手数料		645,640	481,920
一般廃棄物処理業	許可申請手数料	170,000	(
浄化槽清掃業許可		30,000	(
国庫支出金		0	6,205,156
国庫補助金		0	6,205,156
衛生費国庫補助金		0	6,205,156
清掃費補助金		0	6,205,156
新型コロナウイル	ス感染症対応地方創生臨時交付金	0	6,205,156
· 府支出金		0	503,000
府補助金		0	503,000
		0	,
衛生費府補助金			503,000
清掃費補助金		0	503,000
大阪府市町村等海	[岸漂着物等地域対策推進事業費補助金	0	503,000
財産収入		2,369,860	16,292,860
財産運用収入		2,369,860	2,410,860
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
財産貸付収入		2,369,860	2,410,860
土地建物貸付収入		2,369,860	2,410,860
土地建物賃貸料		2,369,860	2,410,860
財産売払収入		0	13,882,000
物品壳払収入		0	13,882,000
物品売払収入		0	12 002 000
		0	13,882,000
不用品売払収入		0	13,882,000
諸収入		62,454,644	58,658,857
雑入		62,454,644	58,658,857
雑入		62,454,644	58,658,857
	芸士11位 7	, ,	, ,
塵芥処理工場有価物		7,145,546	6,866,079
	一有価物売却収入	7,145,546	6,866,079
広告料		2,000,000	2,000,000
広告料		2,000,000	2,000,000
大阪広域環境施設組	合負担金	27,877,782	27,916,87
大阪広域環境施設		27,877,782	27,916,87
再商品化合理化・有			, ,
		24,968,030	21,098,92
	有償入札収入拠出金等	24,968,030	21,098,92
電気・ガス・水道料		404,253	387,35
電気・ガス・水道	[料等負担金	404,253	387,35
雑入		59,033	389,620
公衆電話設置手数	(料	2,498	2,53
行政資料等複写手	数料	5,120	5
その他	2001	51,415	387,04
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
†債 		164,600,000	163,800,00
市債		164,600,000	163,800,00
衛生債		164,600,000	163,800,00
清掃事業債		164,600,000	163,800,00
フェニックス計画	i整備推進事業債	2,900,000	4,500,000
環境衛生施設等整		10,300,000	38,900,00
衛生処理場整備事	業債	41,100,000	42,900,000
清掃運搬施設等整			25,900,000
	/ 信 里, 辛 / 音	70 700 000	
	·	70,700,000	
	僧事業債 日理立処分場災害復旧事業債	70,700,000	
	1埋立処分場災害復旧事業債		3,300,000

歳出 (単位:円)

		(単位:円)
区分	令和元年度決算	令和2年度決算
衛生費	3,534,983,249	3,604,619,18
保健衛生費	164,310,577	150,985,86
2 予防費	2,912,566	3,084,48
10 需用費	2,912,566	3,055,64
1 2 役務費	0	22,24
27 公課費	0	6,60
5 墓地火葬場費	144,099,881	146,032,40
2 給料	18,716,700	19,009,20
3 職員手当等	22,459,650	22,852,97
10 需用費	68,262,277	69,468,97
11 役務費	388,740	409,49
12 委託料	32,936,903	33,309,45
13 使用料及び賃借料	374,579	380,40
15 原材料費	10,800	20,35
17 備品購入費	227,382	61,60
18 負担金、補助及び交付金	200,000	200,00
22 償還金、利子及び割引料	522,850	319,95
10 産業廃棄物対策費	17,298,130	1,868,98
8 旅費 	212,862	3,72 624,86
	661,217	
11 役務費	173,899	142,60
12 委託料	15,615,160	484,00
13 使用料及び賃借料	311,470	311,88
17 備品購入費	229,522	208,10
18 負担金、補助及び交付金	94,000	93,80
2 清掃費	3,370,672,672	3,453,633,32
1 清掃総務費	484,336,210	495,653,03
1 報酬	0	881,00
2 給料	119,045,004	129,466,02
3 職員手当等	102,009,067	107,287,21
7 報償費	47,721,855	42,269,96
8 旅費	91,550	
10 需用費	25,461,481	31,264,79
11 役務費	1,662,148	3,241,66
12 委託料	174,622,317	170,675,81
13 使用料及び賃借料	815,254	810,17
15 工事請負費	992,520	
17 備品購入費	318,597	216,37
18 負担金、補助及び交付金	11,548,417	9,489,82
22 償還金、利子及び割引料	28,000	2,60
26 公課費	20,000	47,60
2 塵芥処理費	1,978,835,648	1,975,118,11
2 給料	618,925,797	611,912,50
3 職員手当等	541,637,757	516,600,72
7 報償費	1,944	9,39
8 旅費	105,360	
10 需用費	74,406,566	81,137,34
11 役務費	8,853,110	8,722,03
12 委託料	7,326,612	9,338,76
13 使用料及び賃借料	23,150	13,99
14 工事請負費	0	
15 原材料費	351,000	
17 備品購入費	89,779	84,05
18 負担金、補助及び交付金	725,146,554	746,117,35
21 補償、補填及び賠償金	61,519	40,94
2 6 公課費	1,906,500	1,141,00

区分	令和元年度決算	令和2年度決算
3 塵芥処理工場費	338,271,204	360,551,728
2 給料	17,921,400	17,884,500
3 職員手当等	15,064,334	14,407,330
10 需用費	115,975,397	136,691,103
1 1 役務費	605,802	501,086
12 委託料	188,401,195	190,729,769
13 使用料及び賃借料	13,990	13,990
17 備品購入費	40,986	47,850
18 負担金、補助及び交付金	0	28,000
2 6 公課費	248,100	248,100
- 4 し尿処理費	319,830,885	374,614,684
2 給料	131,835,400	128,334,900
3 職員手当等	133,255,538	127,987,059
10 需用費	28,922,358	31,364,597
11 役務費	3,048,928	3,398,276
12 委託料	8,452,752	8,250,723
13 使用料及び賃借料	29,089	29,089
1 4 工事請負費	13,773,760	(
17 備品購入費	5,000	74,701,000
18 負担金、補助及び交付金	78,560	(
21 補償、補填及び賠償金		(
22 償還金、利子および割引料		68,840
26 公課費	429,500	480,200
5 衛生処理場費	196,591,025	198,250,763
10 需用費	129,004,669	129,187,023
11 役務費	128,079	76,983
12 委託料	58,385,365	59,276,785
13 使用料及び賃借料	13,990	13,990
14 工事請負費	430,100	(
15 原材料費	7,413,521	8,447,002
17 備品購入費	54,201	77,880
18 負担金、補助及び交付金	1,161,100	1,171,100
6 清掃施設整備事業費	52,807,700	49,445,000
17 備品購入費	52,807,700	49,445,000

市相 2 年度 事業別 伏鼻	(単位・円
目 業	→ 決 算 額
予防費	3,084,480
環境衛生防疫活動経費	3,084,480
墓地火葬場費	146,032,403
給料・職員手当	41,862,17
市営墓地管理運営経費	10,120,528
八尾市柏原市火葬場組合分賦金	200,000
大担任用的人并为阻口力则也 文担任用完成集	
斎場管理運営経費 納骨堂管理運営経費	66,819,75
	79,950
斎場改修事業費	26,950,000
産業廃棄物対策費	1,868,98
産業廃棄物対策経費	1,868,98
清掃総務費 <u> </u>	495,653,03
給料・職員手当	236,753,23
あき地の適正管理に関する経費	101,719
<u> </u>	6,435,718
廃棄物減量等推審議会委員報酬	823,000
指定管理者選定委員会委員報酬	58,000
有価物集団回収推進経費	33,919,573
事業系一般廃棄物減量・適正処理等推進経費	2,356,182
生ごみ処理対策経費	2,350,162
11、一分処理対象経質	
一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)推進経費	9,510,938
指定袋制分別収集経費	145,792,37
粗大ごみ戸別収集経費	17,773,34
環境啓発(教育)経費	229,872
フェニックス計画整備推進事業費	8,537,000
清掃庁舎管理経費	29,718,639
事務経費	2,800,284
塵芥処理費	1,975,118,111
給料・職員手当	1,128,513,224
大阪広域環境施設組合分担金	746,005,359
清掃運搬車等維持管理経費	31,952,029
剪定ごみ(植木等)リサイクル事業費	6,133,864
塵芥収集関係経費	43,642,05
埋立処分地管理運営経費	17,745,69
事務経費	1,125,890
	360,551,728
屋介処理工場員 給料・職員手当	32,291,830
神代・戦員ナヨ リサイクルセンター管理運営経費	245,465,832
リリイクルビング T 自理理品経賃 リルフタットング ヴョッテンドを押欠事	
リサイクルセンター学習プラザ管理経費	18,224,060
	64,570,000
し尿処理費	374,614,684
給料・職員手当	256,321,959
し尿汲取手数料徴収業務経費	3,540,140
し尿収集経費	25,264,138
環境衛生庁舎管理経費	14,721,22
し尿運搬車等購入費	74,767,220
衛生処理場費	198,250,763
衛生処理場管理運営経費	136,969,763
衛生処理場改修事業費	61,281,000
	49,445,000
併が心は登備事業負 清掃運搬車購入費	
	49,445,000
合計	3,604,619,189

令和2年度 その他人件費・管内旅費 決算

(単位:円)

7144年度	ての他八件	· 頁 · 目 / 1 / 1 / 1 / 1	八异			(単位・口)
その他人件費	墓地火葬場費	清掃総務費	塵芥処理費	塵芥処理工場費	し尿処理費	計
資源循環課	0	70,070,983	0	0	0	70,070,983
環境事業課	0	13,239,473	406,994,308	0	0	420,233,781
環境施設課	13,070,512	43,864,138	27,762,337	9,950,187	156,018,173	250,665,347
計	13,070,512	127,174,594	434,756,645	9,950,187	156,018,173	740,970,111
管内旅費	墓地火葬場費	清掃総務費	塵芥処理費	塵芥処理工場費	し尿処理費	計
資源循環課	0	21,780	0	0	0	21,780
環境事業課	0	5,280	0	0	0	5,280
環境施設課	0	7,040	0	0	0	7,040
計	0	34,100	0	0	0	34,100

注:その他人件費とは、共済費、退職手当、会計年度任用職員報酬の合計。 部長、理事及び専任次長を除く。

(単位:円)

/	/	デス,間仮奴弗	非匠併) 当	価総額に	おける各	計 部 門 別	の原価内	萧	1 昆巾隼	1 四,洛//推
	/	一。7天 医性点	7F/JT	四任公路			川	処理	部略		米米米	
	/	子在参路	章 小小 から	原加粉	分別・減量化部門	収集運搬部門	焼却処理	破砕・選別処理		埋立処分部門	用字曲	年 田 田 県
		伏 异 総 領	談当領				部門	部門	小計		連搬質	汚泥処埋賓
\prec	人件	1,970,320,717	0	1,970,320,717	188,126,119	1,568,524,482	0	149,921,131	149,921,131	63,748,985	412,340,132	0
<u> </u>	報償費	42,279,356	0	42,279,356	42,269,960	9,396	0	0	0	0	0	0
	旅費	34,100	0	34,100	21,780	5,280	0	7,040	7,040	0	0	0
汇	需用	246,025,114	0	246,025,114	8,434,691	85,900,136	0	137,156,311	137,156,311	14,533,976	31,364,597	129,187,023
哔	役 務 費	12,464,782	0	12,464,782	2,309,884	9,309,947	0	574,496	574,496	270,455	3,398,276	76,983
 	委託料	367,341,037	0	367,341,037	162,369,655	23,495,198	0	172,505,703	172,505,703	8,970,481	8,250,723	59,276,785
無	諸使用料及び賃借料	838,150	0	838,150	0	297,130	0	527,030	527,030	13,990	29,089	13,990
	工事請負費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	原材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,447,002
係事	費備品購入費	282,276	0	282,276	15,840	0	0	182,380	182,380	84,056	0	77,880
北	負担金、補助及び交付金	755,635,182	0	755,635,182	952,823	112,000	746,005,359	28,000	746,033,359	8,537,000	0	1,171,100
萍	補償、補填及び交付金	40,949	0	40,949	0	40,949	0	0	0	0	0	0
額	償還金、利子及び割引料	2,600	0	2,600	2,600	0	0	0	0	0	68,840	0
	公課費	1,436,700	0	1,436,700	39,400	1,134,400	0	256,300	256,300	6,600	480,200	0
	小	1,426,380,246	0	1,426,380,246	216,416,633	120,304,436	746,005,359	311,237,260	1,057,242,619	32,416,558	43,591,725	198,250,763
<u>₩</u>	車 両 購 入 費	49,445,000	0	49,445,000	1,228,700	48,216,300	0	0	0	0	74,701,000	0
	計	3,446,145,963	0	3,446,145,963	405,771,452	1,737,045,218	746,005,359	461,158,391	1,207,163,750	96,165,543	530,632,857	198,250,763
総	原 価	_	_	3,446,145,963	405,771,452	1,737,045,218	746,005,359	461,158,391	1,207,163,750	96,165,543	530,632,857	198,250,763
処理	理 量 (単位: t)	_	_	75,514.76	_	51,580.62	70,530.03	7,925.53	78,455.56	1,050.41	13,314	14,177
単位	立当たりの原価	_	_	45,635	_	33,676	10,577	58,186	15,387	91,550	39,855	13,984
$\vdash \ \vdash$	一人当たりの原価	_	_	13,011	1,532	6,558	2,817	1,741	4,558	363	69,409	_
担 1	せ帯 当たりの原価		Ι	27,250	3,209	13,736	5,899	3,647	9,546	160	145,379	
	総人口	264,867人								総汲取人口	7,645人	

3,650世帯

汲取世帯数

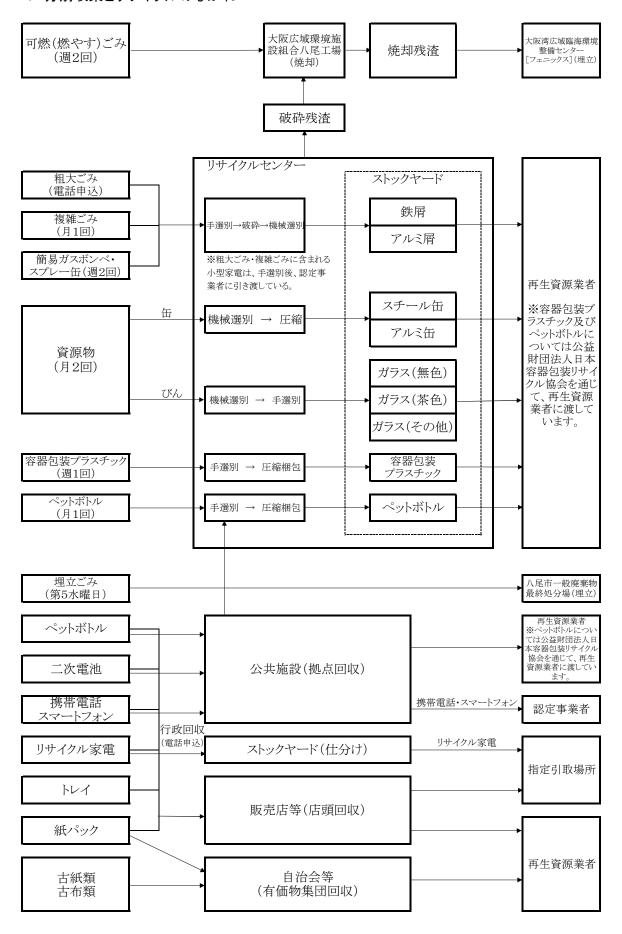
126,462世帯

甘帯教

- 24 -

ごみ処理事業等

1 分別収集とリサイクルのながれ



2 ごみ処理

(1) 可燃(燃やす)ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶、容器包装プラスチック、ペットボトル、資源物、複雑ごみ、埋立ごみ収集

本市では、平成8年10月から5種分別・指定袋制、また平成21年10月からは8種分別・指定袋制(簡易ガスボンベ・スプレー缶は4月から)を導入し、可燃(燃やす)ごみ、容器包装プラスチック、ペットボトル、資源物、複雑ごみ、埋立ごみについては、指定袋により1回1袋の排出で協力を求めている。

また、収集体制については、市域を4分割し、以下のとおり収集曜日を定めており、収集頻度については、可燃(燃やす)ごみ及び簡易ガスボンベ・スプレー缶が週2回、容器包装プラスチックが週1回、ペットボトルが月1回、資源物が月2回、複雑ごみが月1回、埋立ごみが第5水曜日となっている。

令和3年 4月1日現在	可燃(燃やす)ごみ	簡易ガス ボンベ・ スプレー 缶	容器包装 プラスチ ック	ペットボトル	資源物	複雑ごみ	埋立ごみ
A地区	月•木曜日		金曜日	第4 水曜日	第1·3 水曜日	第2 水曜日	第5 水曜日
B地区			火曜日	第2 水曜日		第4 水曜日	
C地区	火•金曜日		月曜日	第3 水曜日	第2•4 水曜日	第1 水曜日	
D地区			木曜日	第1 水曜日		第3 水曜日	

ごみ収集品目

可燃 (燃やす) ごみ……生ごみ、草・小枝、紙おむつ (付着した汚物はトイレに流してください)、CD、革製品、プラマークのないプラスチック製品等の燃えるごみ

簡易ガスボンベ・スプレー缶……簡易ガスボンベ、カセットボンベ、スプレー缶 ※使い切ってから、出してください。 ※穴を開ける必要はありません。 ※中が分かる(見える)袋に入れてください。

容器包装プラスチック…………レジ袋、ビニール袋、ラップ・フィルム類、卵パック 等のプラスチック製容器類、お菓子などの袋類、食料 品のトレイ・パック、カップ麺などの容器類、発泡ス チロール類

※プラマークがついているものです。

※中身は使い切り、汚れは洗ってから出してください。 ※汚れや臭いが取りにくいもの(チューブ状の容器等) は、選別作業が困難なため、可燃(燃やす)ごみに 出してください。

ペットボトル……ペットボトル

※キャップ・ラベルは、容器包装プラスチックとして出してください。 ※ペットボトルマークがついているものです。

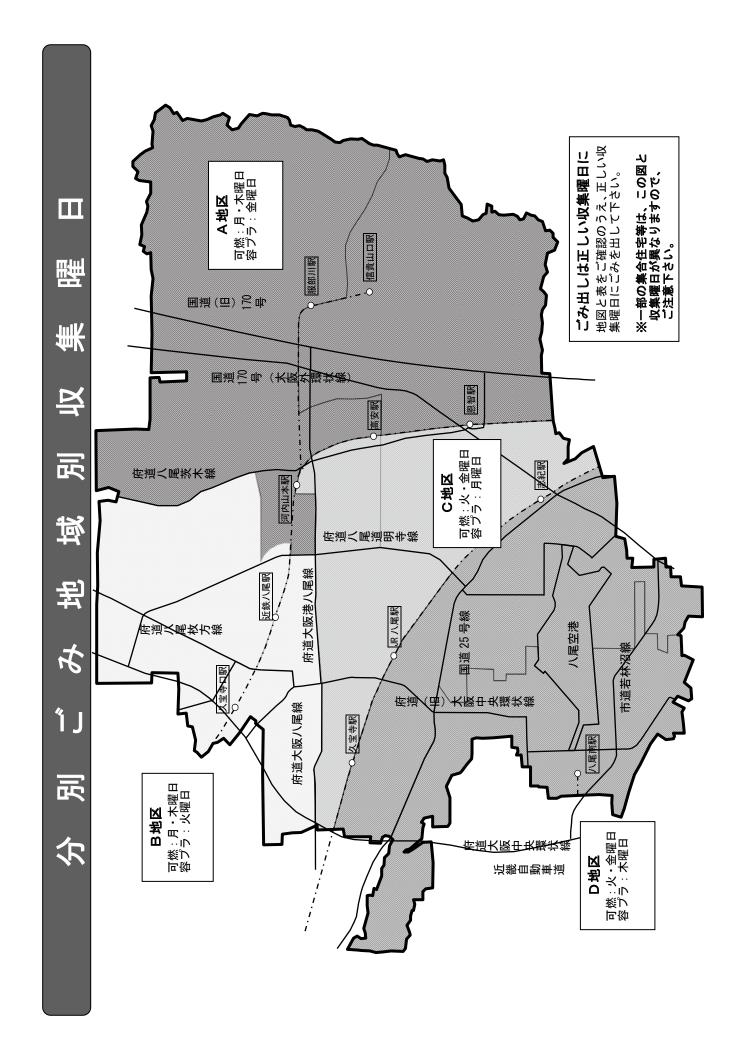
資源物……食物、飲料、化粧品が入っていたびん、缶 (ジュース・調味料・化粧品等のびん、ジュース・ビール等の缶)

複雑ごみ……金属類、金属がついている物

(ミルク・お菓子等の缶及び一斗缶、フライパン、傘、鏡、ドライヤー、蛍光灯・管、乾電池、小型電化製品 [リサイクル家電を除く])

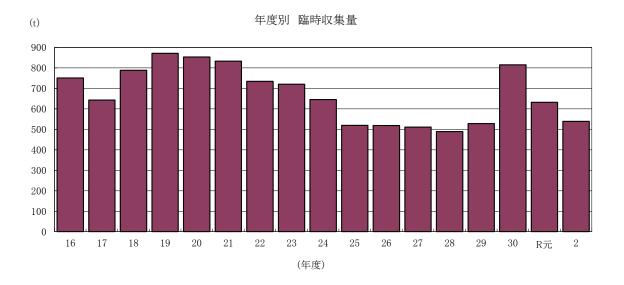
埋立ごみ……陶磁器やガラス食器、板ガラス等

(皿、茶碗、グラス、ガラスコップ、植木鉢、使い捨てカイロ、ガラス屑等)

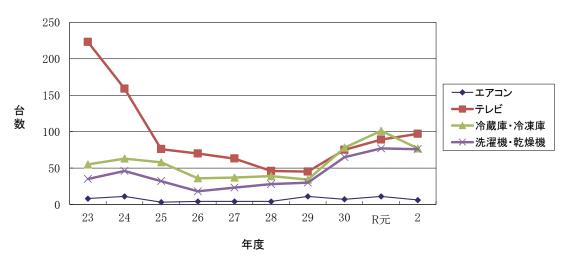


(2)粗大ごみ・リサイクル家電・臨時ごみ

家庭系の粗大ごみ及びリサイクル家電の義務外品については、従来の臨時収集(引っ越し等に伴う多量排出)とあわせ、平成13年4月より、電話による申込制を導入し、リサイクル家電、臨時収集については、収集の都度、手数料を徴収している。なお、事業系の粗大ごみ、リサイクル家電及び臨時ごみの収集はおこなっていない。また、平成25年10月1日から粗大ごみの収集が有料となった。



年度別リサイクル家電収集台数



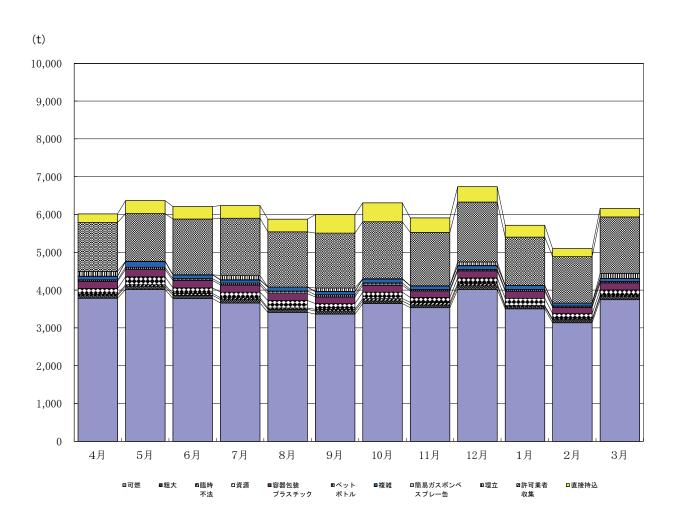
粗大ごみ……大型日用雑貨類等(無料・平成25年10月1日から有料)

(家具、じゅうたん、大型電化製品[リサイクル家電を除く]、自転車等)

臨時ごみ......引っ越し等に伴う多量排出(有料)

(単位:t)

					市収集量								
	可燃	粗大	臨時 不法	資源	容器包装 プラスチック	ペット ボトル	複雑	簡易ガスボ ンベ スプレー缶	埋立	合計	許可業者 収集	直接持込	総処理量
4月	3,783.62	67.97	37.67	155.04	190.60	39.09	90.85	4.93	128.10	4,497.87	1,289.69	230.75	6,018.31
5月	4,019.39	73.55	48.33	209.70	195.44	58.51	150.57	5.91	0.00	4,761.40	1,262.64	342.98	6,367.02
6月	3,780.86	80.56	48.91	151.49	193.63	49.97	95.85	5.79	0.00	4,407.06	1,472.29	331.44	6,210.79
7月	3,656.81	95.02	47.02	145.21	191.36	50.95	82.49	5.35	113.63	4,387.84	1,514.87	333.36	6,236.07
8月	3,411.96	79.01	35.42	198.74	181.40	70.62	101.01	5.27	0.00	4,083.43	1,460.92	332.34	5,876.69
9月	3,367.12	77.43	50.03	148.98	174.32	60.53	81.88	5.45	89.45	4,055.19	1,451.63	492.12	5,998.94
10月	3,643.92	70.15	62.43	168.63	183.69	61.02	105.06	5.79	0.00	4,300.69	1,510.53	498.43	6,309.65
11月	3,535.67	72.89	64.85	134.00	170.84	40.64	90.06	5.42	0.00	4,114.37	1,409.21	388.36	5,911.94
12月	4,019.87	94.62	57.11	149.28	186.48	39.90	96.69	7.83	95.25	4,747.03	1,582.66	406.62	6,736.31
1月	3,504.40	56.03	27.77	198.32	186.81	44.73	99.40	6.41	0.00	4,123.87	1,278.71	313.80	5,716.38
2月	3,138.35	69.50	28.16	142.13	165.23	37.04	74.41	5.11	0.00	3,659.93	1,224.90	211.27	5,096.10
3月	3,748.31	77.96	37.53	140.84	186.97	39.03	76.34	5.21	129.75	4,441.94	1,493.94	225.92	6,161.80
合計	43,610.28	914.69	545.23	1,942.36	2,206.77	592.03	1,144.61	68.47	556.18	51,580.62	16,951.99	4,107.39	72,640.00

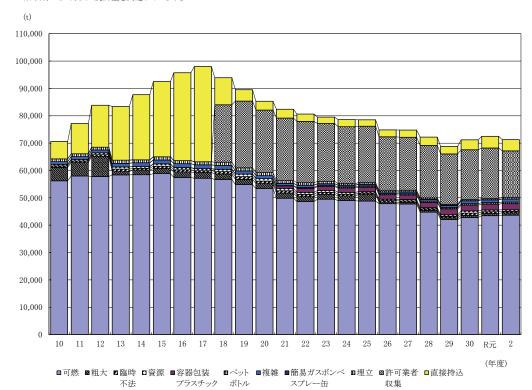


(4)年度別 収集量・処理量

(4)	中度別 収	集重・処	 理										(単位·t)
					市	汉集量							
年度	可燃	粗大	臨時 不法	資源	容器包装 プラス チック	ペット ボトル	複雑	簡易ガスボ ンベ スプレー缶	埋立	合計	許可業者 収集	直接持込	総処理量
10	56,200	4,932	546	4,045	-	-	996	-	1,000	67,719	ı	6,412	74,131
11	57,972	4,897	585	3,730	-	-	1,016	-	1,027	69,227	_	11,058	80,285
12	57,820	7,351	636	3,515	-	-	1,049	-	993	71,364	_	15,373	86,737
13	58,383	1,250	850	3,494	_	_	1,272	_	1,143	66,392	1	19,610	86,002
14	58,432	1,686	665	3,263	-	-	1,370	_	1,076	66,493	1	23,773	90,267
15	58,836	1,888	833	3,172	-	-	1,440	-	1,138	67,306	ı	27,508	94,814
16	57 ,4 66	1,954	814	2,973	-	-	1,434	-	1,120	65,762	1	32,095	97,856
17	57,147	2,099	694	2,872	-	-	1,428	-	1,127	65,367	_	34,804	100,170
18	56,661	2,081	855	2,819	-	-	1,358	-	1,181	64,955	21,004	9,878	95,838
19	54,833	1,916	968	2,876	-	-	1,158	-	1,117	62,868	24,416	4,141	91,425
20	53,347	1,852	917	2,796	-	-	1,101	-	1,056	61,069	22,868	3,252	87,189
21	49,865	1,869	866	2,379	818	168	824	35	942	57,766	22,908	3,199	83,872
22	48,639	1,805	772	2,462	1,464	379	775	45	837	57,178	22,441	2,654	82,273
23	49,459	1,791	737	2,302	1,368	381	652	46	843	57,579	21,128	2,336	81,043
24	48,966	1,698	664	2,282	1,582	409	578	54	518	56,751	20,869	2,567	80,187
25	48,768	2,414	539	2,238	1,638	455	570	55	616	57,293	20,596	2,292	80,181
26	47,855	554	534	2,159	1,633	446	523	58	464	54,226	19,676	2,570	76,472
27	47,708	623	528	2,135	1,636	446	626	62	604	54,368	19,382	2,626	76,376
28	44,724	678	506	2,066	1,908	482	641	61	422	51,488	19,197	3,066	73,751
29	42,030	686	536	2,028	2,162	532	747	61	353	49,135	18,418	2,759	70,312
30	42,796	756	822	1,926	2,125	557	997	61	431	50,471	18,223	3,622	72,316
R元	43,481	792	637	1,874	2,129	564	1,009	61	408	50,955	18,513	4,270	73,738
2	43,610	915	545	1,942	2,207	592	1,145	68	556	51,580	16,952	4,107	72,640
		の押会し											

(単位:t)

※端数処理の都合上、収集量と持込量の計が総処理量と合わないことがあります。 ※平成20年度にモデル地区実施した容器包装プラスチック、ペットボトルは資源、 簡易ガスボンベ・スプレー缶は複雑に含みます。 ※平成22年3月より2度計量を実施しています。



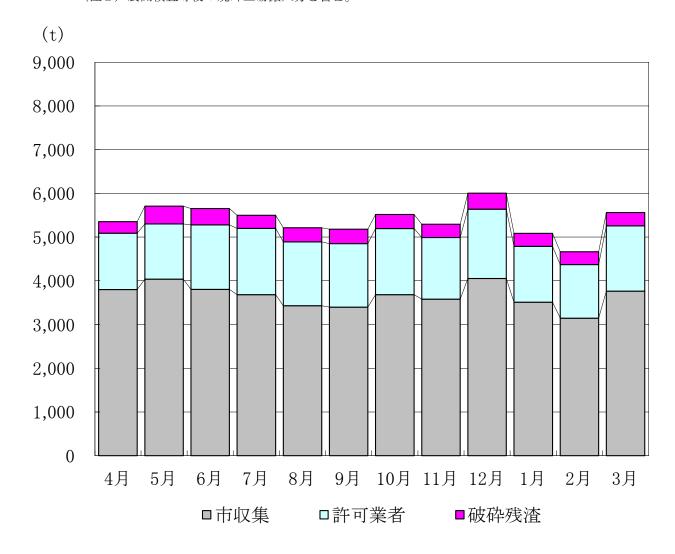
(5)令和2年度 月別 燒却工場搬入量

1331	11.	. \
(単	477	•+)

月	市収集(注1)	許可業者搬入	直接	搬入	破砕残渣	総搬入量	
Л	川収集(任1)	(注2)	市民搬入	官公庁搬入	4汉4十7天(且		
4月	3,799.81	1,290.35	85.74	21.17	263.62	5,460.69	
5月	4,038.91	1,262.64	206.15	23.71	405.52	5,936.93	
6月	3,805.51	1,473.57	199.77	22.27	373.69	5,874.81	
7月	3,683.55	1,517.05	229.99	24.32	299.08	5,753.99	
8月	3,429.94	1,462.08	202.79	45.85	323.17	5,463.83	
9月	3,398.69	1,452.27	274.61	131.87	331.52	5,588.96	
10月	3,682.92	1,512.19	341.84	41.76	320.67	5,899.38	
11月	3,579.45	1,411.01	261.12	32.57	302.74	5,586.89	
12月	4,054.04	1,585.18	259.98	24.28	363.91	6,287.39	
1月	3,509.58	1,280.33	88.82	157.99	296.86	5,333.58	
2月	3,145.07	1,225.64	101.70	32.81	293.74	4,798.96	
3月	3,762.96	1,493.21	89.59	25.85	304.83	5,676.44	
合計	43,890.43	16,965.52	2,342.10	584.45	3,879.35	67,661.85	

(注1) 臨時、不法の焼却工場搬入分を含む。

(注2) 展開検査等後の焼却工場搬入分を含む。

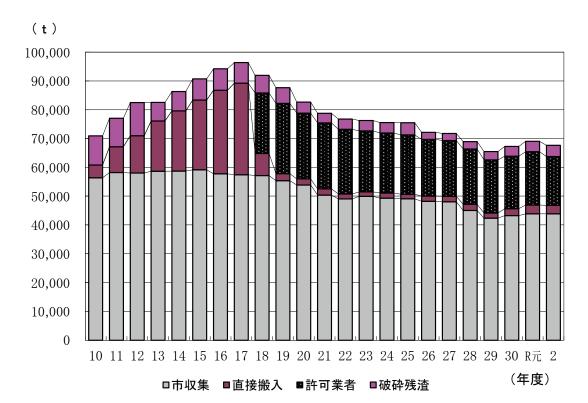


年度	市収集	許可業者搬入	直接	搬入	破砕残渣	総搬入量
十戌	(注1)	(注2)	市民搬入(注2)	官公庁搬入	4以4十7支7直	心加八里
10	56,377	_	3,941	516	10,093	70,927
11	58,193		8,399	530	9,908	77,030
12	58,058		12,410	522	11,502	82,492
13	58,621		16,981	486	6,469	82,557
14	58,689		20,408	505	6,733	86,336
15	59,132		23,227	1,000	7,350	90,709
16	57,754		27,894	1,134	7,444	94,226
17	57,441	_	30,528	1,213	7,174	96,356
18	57,119	21,004	6,675	1,031	6,091	91,920
19	55,347	24,404	1,307	1,155	5,459	87,671
20	53,873	22,871	1,191	905	3,801	82,642
21	50,389	22,917	1,345	798	3,310	78,760
22	49,045	22,434	1,197	541	3,534	76,751
23	49,909	21,128	1,008	581	3,621	76,247
24	49,318	20,873	981	771	3,600	75,543
25	49,071	20,593	914	683	4,220	75,481
26	48,193	19,680	1,127	696	2,436	72,132
27	48,019	19,384	1,184	715	2,437	71,739
28	45,023	19,196	1,385	755	2,549	68,908
29	42,364	18,419	1,127	675	2,903	65,488
30	43,231	18,225	1,686	706	3,426	67,274
R元	43,839	18,520	2,310	768	3,588	69,025
2	43,890	16,966	2,342	584	3,879	67,661

(注1) 臨時、不法の焼却工場搬入分を含む。

(注2) 展開検査等後の焼却工場搬入分を含む。

※端数処理の都合上、各項目の合計と総搬入量が合わないことがあります。



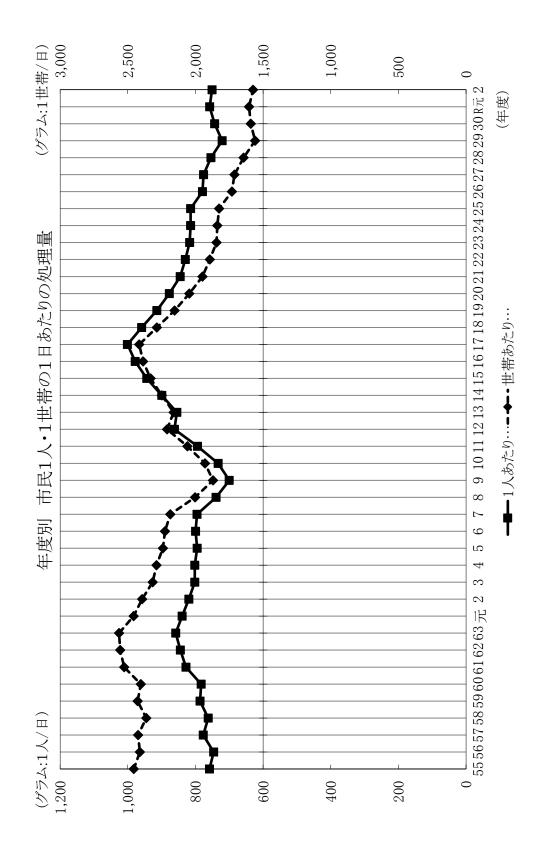
(7)年度別 市民1人・1世帯の1日あたりの処理量 ※持込量は、許可業者搬入分も含む。

年度	人口	世帯数	市収集量	持込量	総処理量	対前年比	1人あたり 処理量	対前年比	世帯あたり処理量	対前年比
	(人)	(世帯)	(t)	(t)	(t)	(%)	(g/日)	(%)	(g/目)	(%)
55	270,857	83,629	65,837	9,118	74,955	90.3	758	90.6	2,456	90.5
56	271,846	84,115	65,256	8,762	74,018	98.7	746	98.4	2,411	98.2
57	274,518	88,021	69,049	8,810	77,859	105.2	777	104.2	2,423	100.5
58	275,962	89,019	68,465	8,510	76,975	98.9	762	98.1	2,363	97.5
59	276,812	89,675	70,195	9,250	79,445	103.2	786	103.2	2,427	102.7
60	277,109	90,279	70,170	9,040	79,210	99.7	783	99.6	2,404	99.0
61	277,271	90,876	74,384	9,406	83,790	105.8	828	105.7	2,526	105.1
62	277,002	91,521	77,043	8,553	85,596	102.2	844	102.0	2,555	101.2
63	277,223	92,760	77,952	8,867	86,819	101.4	858	101.6	2,564	100.3
元	278,160	94,989	77,778	7,413	85,191	98.1	839	97.8	2,457	95.8
2	278,470	95,336	76,425	6,861	83,286	97.8	819	97.7	2,393	97.4
3	278,199	96,374	76,277	5,389	81,666	98.1	802	97.9	2,315	96.7
4	277,316	97,211	74,989	6,184	81,173	99.4	802	100.0	2,288	98.8
5	276,842	98,198	74,756	5,543	80,299	98.9	795	99.1	2,240	97.9
6	277,231	99,648	74,767	6,158	80,925	100.8	800	100.6	2,225	99.3
7	277,402	100,965	74,864	5,891	80,755	99.8	795	99.5	2,185	98.2
8	277,051	102,225	70,724	3,985	74,709	92.5	739	92.9	2,002	91.6
9	276,940	103,652	66,705	4,047	70,752	94.7	700	94.7	1,870	93.4
10	277,110	-	67,719	6,412	74,131	104.8	733	104.7	1,928	103.1
11	276,379	106,508	69,227	11,058	80,285	108.3	794	108.3	2,060	
12	275,676	107,576	71,364	15,373	86,737	108.0	862	108.6	2,209	107.3
13	275,639	109,047	66,392	19,610	86,002	99.2	855		2,161	97.8
14	274,985	109,971	66,493	23,773		105.0	899	105.2	2,249	104.1
15	274,448	111,139	67,306	27,508	94,814	105.0	944	105.0	2,331	103.7
16	274,169	112,330	65,762	32,095		103.2	978	103.6	2,387	102.4
17	274,119	113,635	65,367	34,804	100,171	102.4	1,001	102.4	2,415	101.2
18	273,883	114,898	64,955	30,882	95,837	95.7	959	95.8	2,285	94.6
19	273,292	115,976	62,868	28,557	91,425	95.4	914	95.3	2,154	94.3
20	272,469	116,786	61,069	26,120	87,189	95.4	877	96.0	2,045	
21	272,024	117,973	57,765	26,107	83,872	96.2	845	96.4	1,948	95.3
22	271,505	119,023	57,178	25,095	82,273	98.1	830	98.2	1,894	97.2
23	271,066		57,579 56,751	23,464	81,043	98.5			1,844	
24	270,029		56,751	23,436		98.9			1,838	99.7
25	269,759	120,369	57,293	22,888	80,181	99.9	814	100.0	1,825	99.3
26	269,068		54,226	22,246		95.4	779	95.7	1,730	
27	268,755		54,368	22,008		99.9	776 754		1,711	98.9
28	268,013	•	51,488	22,263		96.6	754 721	97.2	1,644	96.1
29	267,080	•	49,135	21,177		95.3	721	95.6	1,559	
30 p=	266,593		50,471	21,845		102.9	743		1,591	102.1
R元	265,908	•	50,955	22,783	·	102.0	758 751	102.0	1,604	
2	264,867	126,462	51,580	21,059		98.5	751	99.1	1,574	98.1

注: 1人1日あたりの処理量は、処理量÷人口÷365 (366) 日で算出。

¹世帯1日あたりの処理量は、処理量÷世帯数÷365 (366) 日で算出。

人口・世帯数は、当該年度末現在のもの。



(8) 資源化処理

分別収集した資源物は、廃棄物処理センター内のリサイクルプラザに搬入し、スチール缶を磁選別で回収した後、回転テーブル式の選別装置を用いて、ガラス類(無色、茶色、その他の色カレット)及びアルミ缶を手選別により回収、複雑及び粗大は、廃棄物処理センター内の廃棄物破砕工場に搬入し、破砕処理の後、磁選別により鉄屑を回収していた。

平成20年6月からは、リサイクルセンターの試験運転開始に伴い、それぞれの受入ホッパに搬入後、資源物は磁力選別機にてスチール缶、風力選別機にてアルミ缶を回収、ガラス類は自動色選別機にて無色、茶色、その他の色カレットに選別のうえ、回収している。また、複雑及び粗大は破砕処理の後、磁力選別機及び風力選別機により鉄屑と非鉄屑を回収している。容器包装プラスチックとペットボトルについては、手選別にて異物を除去した後、圧縮梱包し、再商品化事業者に引き渡ししている。

平成9年4月に容器包装リサイクル法が一部施行されたことに伴い、本市においても同年10月から市役所本庁舎、各出張所等において、ペットボトルの拠点回収を実施した。同年11月、消費者、事業者、行政で構成する八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会を設立し、同年12月より販売店等によるペットボトルの回収をしていたが、平成21年10月より分別収集を全市にて実施したことから、平成21年3月末をもって終了した。

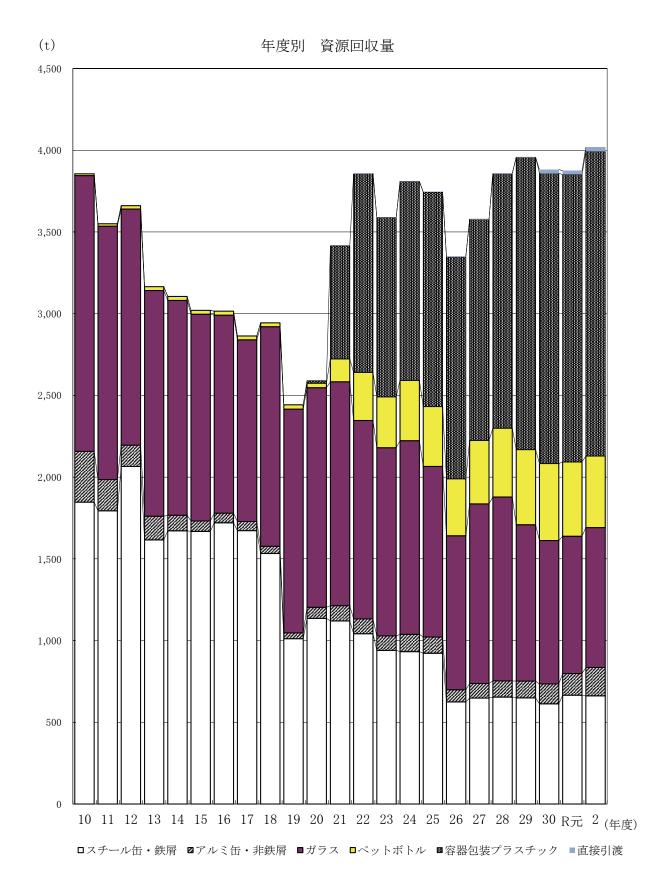
平成30年6月には、使用済携帯電話等から回収されるリサイクル金属を用いて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞者へ授与されるメダルを作成する「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加し、「携帯電話・スマートフォン専用リサイクル回収ボックス」を設置、リサイクルセンターにおいて複雑ごみから対象品目となる小型家電のピックアップ回収を行い認定事業者に直接引き渡した。必要量が確保できたことから、平成31年3月末をもって、プロジェクトは終了したが、同年4月からは「アフターメダルプロジェクト」と題して、引き続き小型家電の回収を行っている。

(単位: t)

年度	スチール缶	鉄屑	アルミ缶	非鉄屑		ガラス		ペットボトル	容器包装	直接引渡
十八	// // 四	₩//H) / С Ш	7F#//H	無色	茶色	その他	1 7 1 4 1 7 2	プ。ラスチック	直接列後
10	1,847.03		310.64		870.12	560.20	257.06	11.18	_	-
11	1,794.08		191.00		768.76	543.08	238.68	14.75	_	
12	2,065.44		130.92		722.00	523.66	198.04	20.66	_	_
13	1,616.70		144.40		699.17	500.25	181.08	23.77	_	_
14	1,672.17		95.23		681.77	466.73	165.75	24.10	_	_
15	1,668.01		63.97		642.50	443.85	178.60	23.88	_	_
16	1,721.44		57.96		607.89	432.47	162.02	24.51	_	_
17	1,673.25		55.23		567.07	394.59	268.67	24.19	_	_
18	1,533.28		43.99		621.20	417.56	173.18	23.55	_	_
19	1,012.24		34.59		544.63	401.36	165.58	25.99	_	_
20	443.29	692.77	48.94	19.44	252.80	266.90	823.63	27.11	14.46	_
21	352.39	768.03	56.84	36.69	258.50	248.61	862.43	140.26	691.02	_
22	330.29	711.98	50.31	39.56	204.17	226.74	783.79	294.45	1,215.73	1.65
23	295.29	645.54	49.41	38.19	182.69	211.41	757.98	311.02	1,097.14	1.19
24	286.44	646.68	62.46	42.93	213.11	243.91	728.15	368.58	1,216.61	0.53
25	249.82	673.20	57.34	41.54	188.12	216.59	639.54	366.22	1,311.74	0.74
26	217.57	407.19	45.96	29.28	169.15	185.69	586.44	349.24	1,357.65	3.01
27	214.95	433.69	57.70	31.35	175.52	206.40	717.27	388.32	1,352.95	1.20
28	209.88	444.65	65.56	33.31	174.92	205.14	745.60	420.45	1,557.54	1.34
29	186.39	462.96	61.79	40.92	151.83	180.26	625.54	458.66	1,788.53	0.87
30	166.23	447.67	65.91	55.05	136.49	177.18	563.61	471.07	1,776.78	22.39
R元	155.48	511.32	75.56	55.94	128.46	163.98	548.08	454.61	1,757.64	23.30
2	163.55	498.56	104.43	68.98	144.88	166.10	544.65	437.78	1,863.73	26.76

[※]平成20年度より、鉄は「スチール缶」及び「鉄屑」にて、アルミは「アルミ缶」及び「非鉄屑」にて、資源回収しています。

[※]直接引渡の品目は二次電池、危険物(消火器等)、蛍光管、小型家電です。



- 37 -

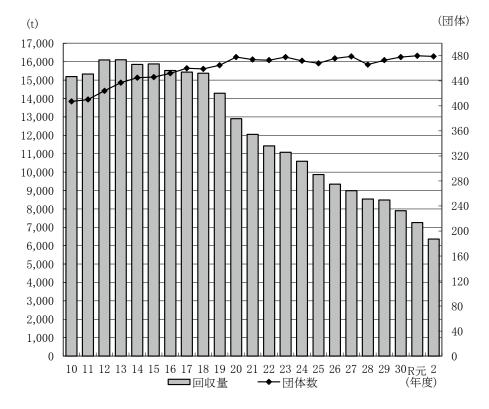
(9)有価物集団回収

再生資源の活用によるごみの減量化を図るため、昭和55年7月からあらかじめ市に登録をした有価物集団回収実施団体(町会、子供会、老人会等)に対し、各種再生資源の回収量に応じて1kgあたり5円の奨励金を交付している。

また、平成10年10月から古紙回収事業者に対し、段ボール1kgあたり1円、雑誌1kg あたり2円を限度に予算の範囲内で報償金を交付(平成16年10月から雑誌について は、1kgあたり1円)していたが、平成19年9月回収分をもって廃止した。

年度別 有価物集団回収 実施団体数・回収量

年度	団体数	古紙類(t)	古布(t)	金属類(t)	合計(t)	前年比(%)
10	407	14,440	627	128	15,195	
11	410	14,606	592		15,332	100.9
12	424	15,249	677		16,094	105.0
13	437	15,320	642		16,103	100.1
14	445	15,108	608	137	15,853	98.4
15	446	15,126	609		15,879	100.2
16	452	14,771	617		15,525	97.8
17	460	14,609	617		15,432	99.4
18	459	14,541	629		15,372	99.6
19	465	13,517	636		14,285	92.9
20	478	12,213	575		12,902	90.3
21	474	11,343	586	125	12,054	93.4
22	473	10,746	545		11,421	94.7
23	478	10,378	588		11,077	97.0
24	472	9,942	534	115	10,591	95.6
25	468	9,256	508		9,868	93.2
26	476	8,794	438		9,343	94.7
27	479	8,469	450	67	8,986	96.2
28	466	8,015	462	59	8,536	95.0
29	473	7,918	503	66	8,487	99.4
30	478	7,379	461		7,900	93.1
R元	480	6,744	460		7,261	91.9
2	479	5,987	318	55	6,360	87.6



年度別 資源化量

上	長	資源化量	
年度	資源回収量	集団回収量	合計
10	3,856	15,195	19,051
11	3,550	15,332	18,882
12	3,661	16,094	
13	3,165	16,103	
14	3,106	15,853	18,959
15	3,021	15,879	
16	3,006	15,525	18,531
17	2,983	15,432	
18	2,813	15,372	18,185
19	2,184	14,285	16,469
20	2,589	12,902	15,491
21	3,415	12,054	
22	3,859	11,421	15,280
23	3,590	11,077	
24	3,809	10,591	14,400
25	3,745	9,868	
26	3,351	9,343	
27	3,579	8,986	
28	3,859	8,536	
29	3,958	8,487	
30	3,882	7,900	
R元	3,874		
2	4,019	6,360	10,379

*集団回収量:こども会や町会等で回収した新聞、雑誌、古布等の量 *資源回収量:市で収集した資源物、複雑、粗大、容器包装プラスチック、 ペットボトル等から回収した資源物の量

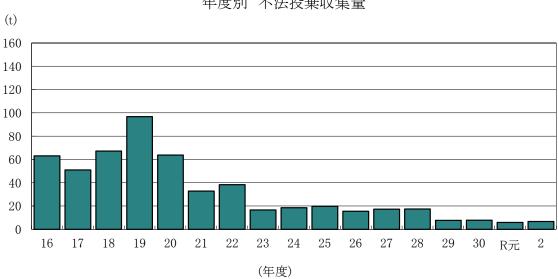
(t) 年度別 資源化量 20,000 19,000 18,000 17,000 16,000 15,000 14,000 13,000 12,000 11,000 10,000 9,000 8,000 7,000 6,000 5,000 4,000 3,000 2,000 1,000 0 $10 \ 11 \ 12 \ 13 \ 14 \ 15 \ 16 \ 17 \ 18 \ 19 \ 20 \ 21 \ 22 \ 23 \ 24 \ 25 \ 26 \ 27 \ 28 \ 29 \ 30 \ R \overline{\pi} \ 2$ (年度)

■集団回収量

□資源回収量

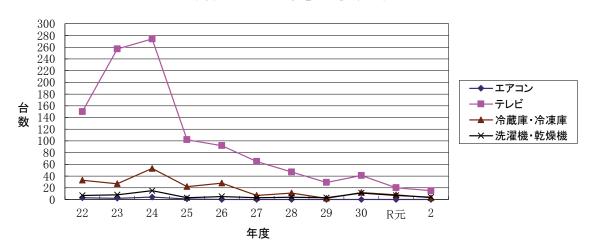
(10)不法投棄収集

不法投棄については、市民の環境美化に対する意識の高揚を図り、関係機関との連絡を密にしな がら、市民との監視協力等によりその防止に努め、根絶にむけて引き続き啓発活動を推進している。



年度別 不法投棄収集量

年度別リサイクル家電不法投棄台数



(11) 犬猫等の死体の処理

市民からの申込み又は通報の都度、死獣専用車で回収し、斎場で火葬処理をしている。

年度	処理件数	年度	処理件数	令和	和2年度 💆	可訳
23	2,666	28	2,803		飼育	野良
24	2,882	29	2,821	犬	560	5
25	2,657	30	2,735	猫	456	828
26	2,663	R元	2,636	その他	189	471
27	2,714	2	2,509			

*斎場への直接持ち込み分を含む

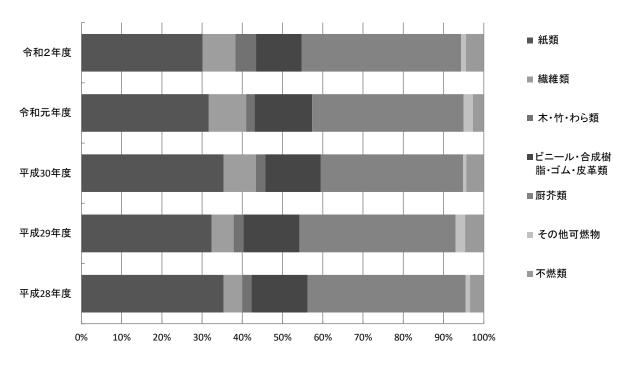
(12) 組成分析調査結果

① 可燃ごみ調査結果

組成割合(湿重量比)(%)

					組成割台	· (湿重量比) (%)
			平成29年度		令和元年度	令和2年度
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	紙類	35.37	32.35	35.34	31.69	29.67
可	(内リサイクル可能物)	17.93	16.02	19.38	15.34	10.47
	繊維類	4.62	5.48	8.01	9.26	7.91
	(内リサイクル可能物)	1.21	1.83	3.20	4.95	2.98
	木・竹・わら類	2.31	2.46	2.32	2.11	5.10
燃	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	13.92	13.89	13.86	14.27	11.10
	(内リサイクル可能物)	8.32	10.00	8.66	7.98	7.02
	厨芥類	39.28	38.80	35.32	37.69	39.01
類	(内食品ロス)		18.24	17.17	17.82	17.60
	その他可燃物	1.12	2.40	0.80	2.30	1.21
	鉄	0.14	0.26	0.18	0.14	0.50
	(内リサイクル可能物)	0.14	0.26	0.16	0.14	0.49
不	アルミ	0.12	0.21	0.09	0.10	0.12
	(内リサイクル可能物)	0.02	0.08	0.00	0.00	0.04
	その他不燃物	0.45	1.74	2.69	1.12	1.46
燃	アルミを除く金属類	0.95	1.89	1.06	1.04	0.45
	貝類	1.38	0.00	0.00	0.00	1.43
	陶器・石類	0.10	0.00	0.00	0.07	0.06
類	乾電池	0.02	0.04	0.06	0.06	0.03
	ガラス	0.22	0.48	0.27	0.15	0.25
	(内リサイクル可能物)	0.21	0.26	0.22	0.15	0.15
	粗大ごみ類	0.00	0.00	0.00	0.00	1.70
	合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

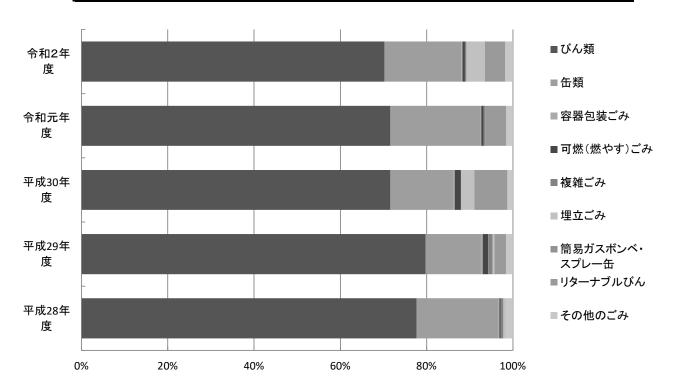
厨芥類	39.28	38.80	35.32	37.69	39.01
不燃類	3.38	4.62	4.35	2.68	4.00



② 資源物調査結果

組成割合(湿重量比)(%)

_					組成剖盲(位	亚里里比/(%/
項目	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	酒びん	14.72	18.86	31.19	19.37	17.65
	飲料水びん	34.95	34.35	18.92	29.12	27.46
びん	調味料びん	12.44	14.93	13.07	9.09	15.11
類	食料品びん	14.12	10.78	6.77	13.12	9.44
	薬びん	0.62	0.76	0.59	0.62	0.56
	化粧品のびん	0.83	0.11	1.04	0.27	0.00
F	アルミ	9.57	2.58	6.72	9.47	9.60
缶 類	スチール	4.14	5.16	1.67	4.42	3.18
	缶詰の缶	5.16	5.06	6.31	7.03	4.98
	小 計	96.55	92.59	86.28	92.51	87.98
	容器包装ごみ	0.30	0.40	0.20	0.14	0.35
		混	入ご	み		
可	燃(燃やす)ごみ	0.25	1.27	1.45	0.56	0.54
	複雑ごみ	0.68	0.99	0.01	0.35	0.33
	埋立ごみ	0.77	0.44	3.11	0.00	4.29
簡	易ガスボンベ・スプレー缶	0.00	0.12	0.00	0.00	0.00
j	Jターナブルびん	0.00	2.60	7.67	4.88	4.73
	小 計	1.70	5.42	12.24	5.79	9.89
	小 計 その他のごみ	1.70	5.42 1.59	12.24 1.28	5.79 1.56	9.89 1.78
	その他のごみ	1.45	1.59	1.28	1.56	1.78
	その他のごみ	1.45	1.59	1.28	1.56	1.78
	その他のごみ 合 計	1.45	1.59 100.00	1.28	1.56 100.00	1.78 100.00

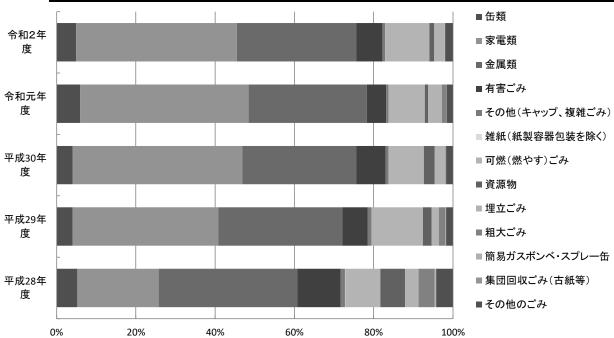


③ 複雑ごみ調査結果

組成割合	(湿重量比)	(%

					組成割合(图	显重量比)(%)
項目	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
缶類		5.13	4.04	3.99	5.88	4.92
家電類	OA機器・音響機器・炊飯器等	20.15	36.40	42.20	42.23	40.23
公 尼粨	鍋、包丁等単一金属製品	12.42	8.67	13.29	15.34	17.19
金属類	傘、ハンガー等複合金属製品	21.90	22.22	14.94	14.32	12.68
	乾電池	7.73	3.73	4.59	2.61	4.73
<i>-</i>	蛍光灯	2.59	1.43	1.62	2.12	1.74
有害ごみ	ライター	0.26	0.05	0.25	0.08	0.09
	鏡	0.14	1.12	0.86	0.00	0.00
	剃刀	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	キャップ (王冠)	0.66	0.61	0.41	0.32	0.59
~ (7)他	その他複雑ごみ	0.38	0.36	0.28	0.28	0.08
	小計	71.36	78.63	82.43	83.18	82.25
	容器包装ごみ	1.91	1.04	1.56	0.70	0.77
杂	ta紙(紙製容器包装を除く)	0.10	0.05	0.04	0.02	0.00
		混 入	ごみ			
	可燃(燃やす)ごみ	8.68	12.81	8.77	9.07	11.13
	資源物	6.08	2.15	2.70	0.82	1.21
	埋立ごみ	3.40	1.85	2.44	3.49	2.48
	粗大ごみ	3.96	1.56	0.00	1.11	0.00
1	9易ガスボンベ・スプレー缶	0.29	0.05	0.19	0.00	0.17
	集団回収ごみ(古紙等)	0.08	0.16	0.17	0.09	0.04
	小計	22.49	18.58	14.27	14.58	15.03
	その他のごみ	4.14	1.70	1.70	1.52	1.95
	合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	/r 米写	F 10	4.04	9.00	E 00	4.00
	缶類 家電類	5.13 20.15	4.04 36.40	3.99 42.20	5.88 42.23	4.92
	金属類	34.32	30.89	28.23	29.66	29.87

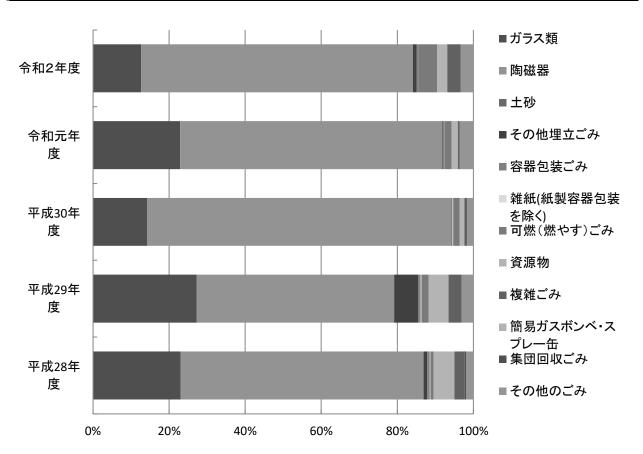
缶類	5.13	4.04	3.99	5.88	4.92
家電類	20.15	36.40	42.20	42.23	40.23
金属類	34.32	30.89	28.23	29.66	29.87
有害ごみ	10.72	6.33	7.32	4.81	6.56
その他(キャップ、複雑ごみ)	1.04	0.97	0.69	0.60	0.67



④ 埋立ごみ調査結果

組成割合(湿重量比)(%)

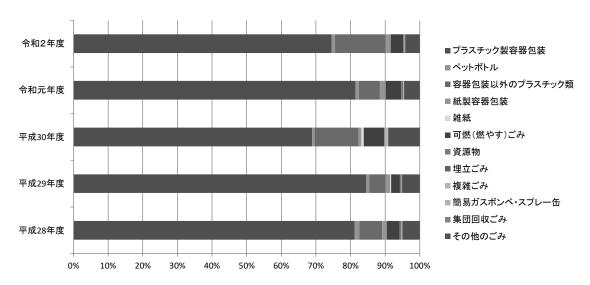
項目	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ガラス	ガラス類	23.01	27.28	14.22	22.93	12.68
磁器	陶磁器	63.89	51.90	79.71	68.92	71.43
	土砂	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その	他埋立ごみ	0.99	6.34	0.00	0.16	0.94
1)、計	87.89	85.52	93.93	92.01	85.05
容器	器包装ごみ	0.65	0.58	0.57	0.38	0.56
雑紙(紙	製容器包装を除く)	0.17	0.28	0.21	0.02	0.02
		混	入。こ	ニ み		
可燃(燃やす) ごみ	0.87	1.90	1.70	1.86	4.81
	資源物	5.45	5.18	1.25	1.65	2.70
衤	复雑ごみ	2.65	3.42	0.75	0.30	3.41
簡易ガスス	ボンベ・スプレー缶	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
集団	団回収ごみ	0.34	0.07	0.00	0.12	0.16
1)、計	9.35	10.57	3.70	3.93	11.08
その	の他のごみ	1.94	3.05	1.59	3.66	3.29
	合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00



⑤容器包装プラスチック調査結果

組成割合(湿重量比)(%)

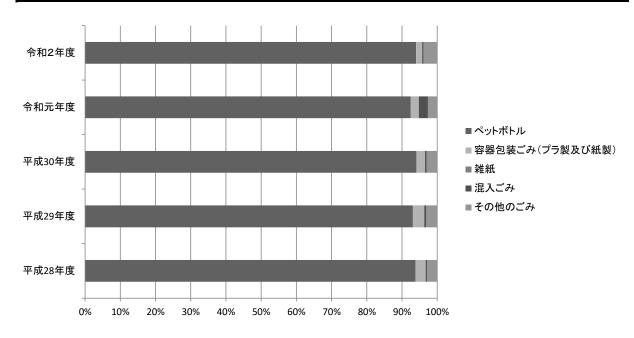
		種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		きれい	34.27	38.15	30.50	42.80	35.70
	容	ふた・ラベル付	3.20	3.10	2.68	0.48	2.32
	容 器	かなり汚い	3.66	3.06	3.03	1.58	4.65
			41.13	44.31	36.21	44.86	42.67
	チボク	きれい	0.03	0.04	0.24	0.11	0.02
	コトイ	ふた・ラベル付	-	0.03	0.00	0.25	0.00
プニ	ブルー	かなり汚い	0.11	0.09	0.03	0.00	0.10
ラス	等・ズ		0.14	0.16	0.27	0.36	0.12
チ		きれい	33.87	35.66	26.97	30.91	26.93
ック	袋	ふた・ラベル付	_	_	_	_	_
製	衣	かなり汚い	2.57	1.33	0.92	2.05	0.88
容器			36.44	36.99	27.89	32.96	27.81
器包		きれい	3.45	3.08	4.38	3.15	3.94
装	その	ふた・ラベル付	-	-	-	-	-
	他	かなり汚い	0.03	0.04	0.21	0.08	0.04
			3.48	3.12	4.59	3.23	3.98
		きれい	71.62	76.93	62.09	76.97	66.59
		ふた・ラベル付	3.20	3.13	2.68	0.73	2.32
		かなり汚い	6.37	4.52	4.19	3.71	5.67
		小計	81.19	84.58	68.96	81.41	74.58
		混	入ご	゛み			
Λп	ulio Æ	ペットボトル	1.35	0.81	0.66	1.00	0.87
	川収集 R以外	容器包装以外のプラスチック類	6.61	4.73	12.75	6.08	14.74
71,23		小計	7.96	5.54	13.41	7.08	15.61
		紙製容器包装	1.09	1.33	0.76	1.54	1.34
		雑紙	0.13	0.26	0.71	0.09	0.06
		可燃(燃やす)ごみ	3.76	2.57	5.85	4.53	3.61
		資源物	0.56	0.04	0.19	0.35	0.31
		埋立ごみ	0.04	0.25	0.05	0.13	0.16
混入ごみ		複雑ごみ	0.27	0.21	0.95	0.35	0.13
		簡易ガスボンベ・スプレー缶	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		集団回収ごみ	0.00	0.17	0.00	0.00	0.00
		小計	4.63	3.24	7.04	5.36	4.21
		その他のごみ	5.00	5.05	9.12	4.52	4.20
		合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00



⑥ペットボトル調査結果

組成割合(湿重量比)(%)

	種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
きれい		91.06	89.14	92.01	84.02	86.81
ペットボトル	ふた・ラベル付	1.92	3.78	1.77	5.24	4.95
* \	かなり汚い	0.86	0.16	0.32	3.24	2.26
	小計	93.84	93.08	94.10	92.50	94.02
容器位	包装ごみ(プラ製及び紙製)	2.87	3.22	2.44	2.28	1.71
	雑紙	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	可燃(燃やす)ごみ	0.36	0.60	0.40	2.54	0.38
	資源物	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00
	埋立ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
混入ごみ	複雑ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	簡易ガスボンベ・スプレー缶	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	集団回収ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計		0.36	0.60	0.40	2.60	0.38
	その他のごみ	2.93	3.10	3.06	2.62	3.89
	合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00



⑦ 簡易ガスボンベ・スプレー缶調査結果

						種	類						〈参考	〉過去の調	查結果
		穴あきの有無等	簡易ガス ボンベ	殺虫剤	塗料	家庭 用品	人体 用品	工業 用品	自動車用品	その他	合詞	+	R1	H30	H29
			21本	2本		1本	7本		3本		34本	21.7%	14.8%	14.6%	55.5%
		計	2,070g	60g		91g	382g		300g		2,903g	-	-	-	-
	穴		99g/本	30g/本		91g/本	55g/本		100g/本		85g/本	-	-	-	-
	あ	排出機構付き					6本				6本	3.8%	0.0%	8.1%	20.7%
	き						357g				357g	-	-	-	-
		キャップ付き		2本		1本	2本				5本	3.2%	4.9%	3.2%	23.9%
				60g		91g	120g				271g	-	-	-	-
			51本	3本		14本	17本	2本		6本	93本	59.2%	77.0%	82.3%	37.0%
Anton	穴	計	5,100g	344g		1,245g	851g	158g		426g	8,124g	-	-	-	-
簡易	無		100g/本	115g/本		89g/本	50g/本	79g/本		71g/本	87g/本	-	-	-	-
ガ	中	排出機構付き		3本		7本	6本			1本	17本	10.8%	29.5%	24.2%	16.3%
ス	身			344g		667g	407g			93g	1,511g	-	-	-	-
ボン	無	キャップ付き	9本	3本		10本	13本			5本	40本	25.5%	21.3%	17.7%	18.5%
ベ			922g	344g		1,003g	725g			343g	3,337g	-	-	-	-
	穴		1本	2本		3本	21本		2本	1本	30本	19.1%	8.2%	3.2%	7.6%
スプ	無	計	111g	208g		231g	1,706g		401g	135g	2,792g	-	-	-	-
プレ	•	TH -1-10/146-71 3	111g/本	104g/本		77g/本	81g/本		201g/本	135g/本	93g/本	-	-	-	-
Ī	中身	排出機構付き		1本		3本	11本				15本	9.6%	3.3%	0.0%	3.3%
缶	残			146g		231g	978g				1,355g	-	-	-	-
	存	キャップ付き	1本	1本		3本	18本				23本	14.6%	6.6%	1.6%	5.4%
			111g	62g		231g	1,505g	0.1.	- 1.	= 1.	1,909g	-	-	-	-
			73本	7本		18本	45本	2本	5本	7本	157本	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		計	7,281g	612g		1,567g	2,939g	158g	701g	561g	13,819g	-	-	-	-
	合	排出機構付き	100g/本	87g/本		87g/本	65g/本	79g/本	140g/本	80g/本	88g/本	- 04.0%	- 00.0%	- 00.00	- 40.0%
	計	排田機構行さ		4本		10本	23本			1本	38本	24.2%	32.8%	32.3%	40.2%
		キャップ付き	10-4-	490g		898g	1,742g			93g	3,223g	40.00	- 00.0%	- 00.0%	47.00/
		イヤツノ刊さ	10本	6本		14本	33本			5本	68本	43.3%	32.8%	22.6%	47.8%
			1,033g	466g		1,325g	2,350g			343g	5,517g	-	-	-	-

サンプリング量

ごみ種	袋数
可燃(燃やす)ごみ	120袋(予備20袋含む)
容器包装プラスチック	110袋(予備10袋含む)
ペットボトル	60袋(予備10袋含む)
資源物	50袋(予備10袋含む)
埋立ごみ	50袋(予備10袋含む)
複雑ごみ	110袋(予備10袋含む)
簡易ガスボンベ・スプレー缶	55袋

3 処理施設

(1) 焼却施設

本市は単独の焼却施設を保有せず、大阪府ごみ処理広域化計画における大阪ブロックである大阪市、八尾市、松原市の3市で設立した大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の八尾工場において可燃性の廃棄物を共同処理している。令和元年10月には、守口市が加入し、大阪広域環境施設組合に改称し、令和2年4月から、4市で共同処理している。

名		称	大阪広域環境施設組合八尾工場
所	在	地	八尾市上尾町七丁目1番地
敷	地 面	積	40, 100 m ²
竣		工	平成7年3月
総	工	費	約 290 億円
焼	却 能	力	基準能力 600 t / 24 時間







(2) 中間処理施設

名	移	八尾市立リサイクルセンター
所	在 地	八尾市曙町二丁目 11 番地
敷地	1 面 積	7,676 m ²
竣	I	平成21年3月
総	工	総工費 30 億 5, 431 万円
		○工場棟
		施 設 概 要:粗大ごみ破砕施設 32 t /日
		資源ごみ選別施設 14 t / 日
		容器包装プラスチック圧縮梱包施設 10 t / 日
		ペットボトル圧縮梱包施設 2 t /日
		受入供給設備:ピットアンドクレーン
施	設	破 砕 機 形 式: せん断破砕式及び衝撃回転破砕式
		選 別 設 備:機械選別・手選別併用
		集じん脱臭方式:サイクロン・バグフィルタ・活性炭吸着併用
		○学習プラザ「めぐる」
		主な機能:展示・図書・パソコンコーナー、工房、見学コース、
		環境シアター、研修室、会議室
		屋 上:緑地、太陽光発電パネル









(3) 最終処分施設

「埋立ごみ」等を「一般廃棄物最終処分場」に搬入し、埋立処分している。

名	名						
所	7 :	E	地	八尾市上尾町九丁目 36 番地			
敷	地	面	積	19, 733 m ²			
埋	立步	也 面	積	12, 300 m ²			
全	体	容	量	70, 000 m ³			
残	\triangle	容	量	36, 964 m ³			
クタ	余	谷	里	令和2年度埋立量 606m³ (覆土を含む)			
竣			工	平成8年3月			
総	_	Ľ	費	14億8,119万6千円			







4 車両

保有車両一覧

(令和3年4月1日現在)

	車 種	積載量	台	数	用 途	天然ガス 自動車
1	特殊架装車					
	パッカー	2.00t		43	一般収集用	2
		3. 00t		6	集合住宅用	
	プレスパッカー	2. 00t		7	粗大ごみ収集用	
	プレスパッカー	3. 00t		2	粗大ごみ収集用	
	リレーパック	2.00t		3	破砕ごみ運搬専用	
	y b — /\ y y	5.00t		1	破砕ごみ運搬専用	
2#	無蓋トラック					
	ダンプ・トラック	2.00t		2	臨時不法投棄収集用	
	<i>9</i>	4. 00t		1	事業系一般廃棄物運搬用	
31	1機類					
	クレーン車(バケット付)			1	臨時不法投棄処理用	
44	圣四輪車					
	軽四輪トラック	0.35t		1	死獣収集用	
	#E 四 #冊 ト ノ ソ ク	0.35t		2	防疫用	
	軽四輪ダンプ	0.35t		10	細街路収集用	
	軽四輪バン			7	啓発・連絡用等	
⑤ 音	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1	防疫用	
	合 計			87		2



5 ごみ減量・リサイクル啓発事業

(1) 8種分別・指定袋制

全市民の協力のもと、平成21年10月から8種分別・指定袋制(指定袋については、「可燃(燃やす)ごみ」「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「資源物」「埋立」「複雑」の6種類、「簡易ガスボンベ・スプレー缶」は4月から)を実施し、選別作業の軽減と選別精度の向上を図り、資源化の推進とより一層のごみ減量化に努めている。

① 家庭用指定袋

「ごみの排出1回1袋」を基本とし、可燃(燃やす)ごみ袋(35 リットル)52 枚、容器包装プラスチック・ペットボトル兼用袋(45 リットル)32 枚、資源物・複雑・埋立兼用袋(35 リットル)18 枚の基本セット(半年分)を年2回、自治振興委員会の協力を得て、自治会、町会の組・班長を通じ、各世帯に配付している。自治会が組織されていない共同住宅等については、家主・管理人等を通じて配付し、その他、自治会に加入していない市民については、市役所・出張所等にて個別に配付している。

可燃調整袋について、家族人数が多い世帯、乳幼児や介護等が必要な者がいて希望する世帯に加配している。また、年1回、全世帯を対象とした年末年始等に備えた特別配付を実施している。





乳白色 黄緑柄 52cm×87cm

半透明 桃色柄 65cm×85cm

透明 水色柄 50cm×75cm

◆指定袋の主な変更点◆

- ・ 平成20年4月分から基本セット内の資源物袋を14枚から12枚、複雑袋・埋立袋を6枚から3枚に変更。
- ・ 平成22年10月分からペットボトル袋の容量を35リットルから45リットルに変更。
- ・ 平成24年10月分から基本セット内の容器包装プラスチック袋を12枚から26枚に変更。
- ・ 平成28年10月分から可燃袋を45リットルから35リットルに変更。容器包装プラスチック袋とペットボトル袋を容器包装プラスチック・ペットボトル兼用袋とし、資源物袋、複雑袋、埋立袋を資源物・複雑・埋立兼用袋とした。また、変更に伴い、色・デザインを一新した。
- 平成29年10月分から可燃袋は結びしろをつけた形状に変更。

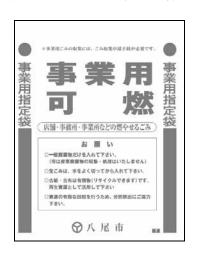
② 地域活動用指定袋

地域住民の清掃奉仕活動等により生じたごみの排出については、地域活動用指定袋(45 リットル)を用いることとし、各地区の自治振興委員を通じて配付を行っている。 ※平成22年10月分より「公衆用指定袋(45 リットル)」から「地域活動用指定袋(45 リットル)」に変更。



③ 事業用指定袋

ごみの排出量が少量等の理由で事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約が困難なため、市に収集申込みをした事業者のごみ排出については、可燃(45 リットル)、資源、複雑、埋立(いずれも35 リットル)の事業用指定袋を用いる(有料)。



乳白色 緑色柄 65cm×85cm



透明 赤色柄 50cm×75cm



透明 青色柄 50cm×75cm



透明 茶色柄 50cm×75cm

(2) 事業系一般廃棄物(可燃(燃やす)ごみ)収集運搬業許可制度 事業系ごみ(可燃(燃やす)ごみ)の減量及び資源化が図られるように、平成18年6月 より事業系一般廃棄物(可燃(燃やす)ごみ)収集運搬業許可制度を実施している。

年度	許可業者数
平成 18 年 5 月 (許可制度開始時)	71
平成 20 年 3 月 31 日現在	51
平成 21 年 3 月 31 日現在	46
平成 22 年 3 月 31 日現在	43
平成 23 年 3 月 31 日現在	40
平成 24 年 3 月 31 日現在	39
平成 25 年 3 月 31 日現在	36
平成 26 年 3 月 31 日現在	36
平成 27 年 3 月 31 日現在	31
平成 28 年 3 月 31 日現在	30
平成 29 年 3 月 31 日現在	29
平成 30 年 3 月 31 日現在	28
平成 31 年 3 月 31 日現在	28
令和2年3月31日現在	28
令和3年3月31日現在	27

(3) コンポスト(生ごみ堆肥化容器) 購入費の助成・生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与・ 家庭用電動生ごみ処理機購入費の助成

各家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、生ごみの堆肥化によるごみの減量化を図るため、コンポスト購入費、家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を助成するとともに、生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与をおこなっている。

年度	コンポスト助成台 数	ぼかし容器貸与台数	電動生ごみ処理機 助成台数	年度計
5	203	_	_	203
6	112			112
7	40	20	_	60
8	46	327	_	373
9	29	191	_	220
10	21	100	_	121
11	20	150	_	170
12	20	124	118	262
13	11	54	88	153
14	15	53	54	122
15	14	32	39	85
16	8	45	102	155
17	5	117	103	225
18	9	71	70	150
19	4	76	47	127
20	15	87	49	151
21	16	80	36	132
22	12	47	38	97
23	7	39	19	65
24	2	35	19	56
25	4	36	15	55
26	3	44	29	76
27	5	58	10	73
28	4	51	27	82
29	3	65	14	82
30	2	46	13	61
R元	3	47	11	61
2	8	57	48	113
合計	641	2, 052	949	3, 642

[※]合計値は制度実施時からの延べ数

コンポスト助成は平成5年度、ぼかし容器貸与は平成7年度、

電動生ごみ処理機助成は平成 12 年度

6 あき地の適正管理指導業務

(1) 令和2年度 あき地の指導状況

				指	導	件	数						指	導	件	数
電	話	連	絡				11	継	続		指	導				19
文	書	通	知				15	代		執		行				0
文	書	勧	告				0	受	忍	限	度	内				5
地	主	訪	問				6			計						56

(2) 令和2年度 草刈り機貸し出し状況

草刈機保有台数 15台 貸出件数 43件(貸出延べ台数 602台)

7 防疫業務

清潔で住みよいまちづくりをめざし、蚊媒介感染症の予防を図るため、主に蚊やハエの 駆除や発生抑制を目的とした、防疫対策を実施している。

主な活動として、年間を通して蚊、ハエ等衛生害虫の発生源である公共水路敷きや公園の雨水枡への薬剤散布を実施している。

また、害虫駆除活動を実施する地区・町会に対して、薬剤の無償交付を実施している。

8 環境教育

平成16年5月より環境啓発の一環として、市内小・中学校や保育所等へ出向き、環境教育を実施しています。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、予定していた多くの プログラムの実施を見送っています。

年度	保育所(園) 幼稚園	小学校	放課後児童室等	中学校、その他	年度計
16		5 校			5 校
10		343 名			343 名
17	12 園	7 校	10 校		29 校園
11	1,106名	514名	427 名		2,047 名
18	13 園	17 校	7 校		37 校園
10	1,560 名	1,366 名	373 名		3,299 名
19	13 園	14 校	12 校	2 箇所	41 校園
13	1,468 名	861 名	520 名	127 名	2,976名
20	11 園	16 校	13 校	4 箇所	44 校園
20	1,242 名	1,174名	767 名	258 名	3,441 名
21	2 園	22 校	1校	6 箇所	31 校園
21	240 名	2,233 名	30名	2,010 名	4,513名
22	10 園	26 校	2 校	3 箇所	41 校園
22	1,176名	2,615 名	100名	502 名	4,393 名
23	14 園	17 校	1 校	3 箇所	35 校園
20	1,371 名	1,583 名	40 名	397 名	3,391 名
24	11 園	28 校	0 校	6 箇所	45 校園
24	1,369 名	2,615 名	0名	966 名	4,950 名
25	11 園	28 校	0 校	8 箇所	47 校園
20	1,361 名	2,445 名	0名	1516名	5,322 名
26	11 園	25 校	0 校	9 箇所	45 校園
20	1,294名	2,184 名	0名	2,882 名	6,360名
27	12 園	25 校	0 校	7 箇所	44 校園
21	1,569 名	1,953 名	0名	1,264 名	4,786 名
28	12 園	26 校	0 校	11 箇所	49 校園
40	1,448 名	2,103 名	0名	1,970 名	5,521 名
29	11 園	27 校	0 校	6 箇所	44 校園
49	1,204 名	2,190名	0名	1,109名	4,503 名
30	13 園	28 校	0 校	12 箇所	53 校園
ა0	1,220 名	2,267 名	0名	4,683 名	8,170名
D=	9 園	27 校	1校	12 箇所	49 校園
R元	1,362 名	2,099 名	130名	5,216 名	8,807 名
0	3 園	2 校	0 校	0 箇所	5 校園
2	375 名	131 名	0 名	0 名	506 名

※校(園)数及び参加人数は延べ数

し尿処理事業等

1 し尿処理

(1) 汲取・浄化槽・下水道の人口推計

(令和3年4月1日現在)

年 度	人口	汲 取	浄 化 槽	下水道
0	264, 867 人	7,645 人	37, 342 人	219,880 人
2	100.00 %	2.89 %	14. 10 %	83.01 %

(2) 浄化槽汚泥の処理

本市では、浄化槽汚泥の清掃及び収集運搬を下記の業者に許可しており、衛生処理場で処理している。

	許可	業	者名		所 在 地 許可開始年度
(株)	八月	尾 市	清	協	八尾市福万寺町七丁目 56 番地の1 昭和 43 年度
八月	尾市浄化:	槽清掃	センタ	一(株)	八尾市教興寺六丁目 100 番地 昭和 43 年度
八	光	興	業	(株)	八尾市本町六丁目 14 番8号 昭和 47 年度
新	生	和	光	(株)	八尾市沼二丁目 135 番地 昭和 55 年月
畑「	中浄化村	曹管 理	!セン:	ター	八尾市恩智中町一丁目 165 番地 昭和 58 年度
(株) [仮南企	業 髙 安	清掃	土木	八尾市恩智中町一丁目 212 番地 昭和 58 年度

(3) 公衆便所の管理

常光寺門前、近鉄八尾駅高架下の2ヶ所で、いずれも水洗化済。



常光寺門前



近鉄八尾駅高架下

(4) し尿収集運搬業務

本市では、住民の生活環境の保全及び、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする(公財) 八尾市清協公社を昭和50年8月に設立し、以来し尿収集運搬及びし尿汲取手数料の集金事務を平成29年3月31日まで委託していたが、平成29年4月1日から直営で行なっている。令和2年度は、職員数56人、バキューム車19台の体制で、各戸2週間に1回の定期汲取、臨時汲取、下水道等へ移行時の最終汲取及び大雨等による災害時の緊急汲取等を行っている。(単位:円)

年度	歳出(委託料)	歳 入 (手 数 料)
23	546, 575, 400	96, 538, 900
24	645, 389, 000	90, 080, 620
25	514, 497, 000	83, 655, 800
26	620, 836, 920	76, 424, 953
27	422, 811, 360	71, 145, 820
28	274, 026, 240	66, 320, 640
29	_	60, 939, 440
30	_	59, 442, 640
R元	_	57, 057, 520
2		54, 182, 600

年	人口	」 (人)		世帯	数(世帯)		収集(kl·	台)	職員数
度	市域	汲取	率	市域	汲取	率	量	車輌	(人)
15	274, 448	41, 400	15%	111, 139	14, 800	13%	38, 598	27	80
16	274, 169	38, 100	14%	112, 330	13,600	12%	35, 838	26	73
17	274, 119	35, 200	13%	113, 635	12,600	11%	33, 117	25	72
18	273, 883	31, 523	12%	114, 898	11, 284	10%	30, 792	23	67
19	273, 292	28, 260	10%	115, 976	10, 093	9 %	28, 333	22	64
20	272, 469	25, 422	9 %	116, 786	9, 112	8 %	26, 118	21	60
21	272, 024	23, 229	9 %	117, 973	8, 356	7 %	24, 130	20	58
22	271, 505	21, 786	8 %	119, 023	7, 781	6 %	21, 566	19	55
23	271, 066	18, 844	7 %	120, 090	7, 248	6 %	20, 073	20	49
24	270, 029	15, 710	6 %	119, 544	6, 629	6 %	18, 536	20	48
25	269, 759	13, 207	5 %	120, 369	6,003	5 %	17, 210	19	47
26	269, 068	11, 913	4%	121, 086	5, 415	4%	15, 891	19	46
27	268, 755	11, 011	4%	121, 961	5,005	4%	15, 306	19	37
28	268, 013	10, 164	4%	122, 881	4,620	4%	14, 224	19	24
29	267, 080	9, 164	3 %	123, 596	4, 241	3 %	14, 306	18	57
30	266, 593	8, 555	3 %	124, 514	3, 996	3 %	15, 786	18	55
R元	265, 908	7, 990	3 %	125, 624	3, 768	3 %	13, 990	19	54
2	264, 867	7, 645	3 %	126, 462	3,650	3 %	13, 314	19	56

※27 年度・28 年度の汲取人口、汲取世帯数、収集量、車輛台数は、市直営業務と清協公社 業務を合算している。職員数は、28 年度までは清協公社の人数、29 年度は直営の人数。

2 衛生処理場

(1) 施設の概要

名		称	八尾市立衛生処理場		
所	在 地		八尾市上尾町八丁目 24番地の1		
敷	地 面 積		16, 105 m²		
竣		工	平成7年3月		
総	☆ 工 費 約61億2,850万円		約 61 億 2,850 万円		
処 理 方 式		式	生物学的脱窒素処理方式(高負荷脱窒素処理方式) ○生物学的脱窒素処理方式とは し尿の汚濁物質である有機物や窒素化合物を効率よく除去するもので、標準脱窒素処理方式と高負荷脱窒素処理方式がある。 高負荷脱窒素処理方式では、プロセス用水以外の希釈水を使用 せず、無希釈処理をおこなうため、放流水量も少なく、処理量 の2倍程度にしかならない。		
処	理 能	力	275 キロリットル/日		

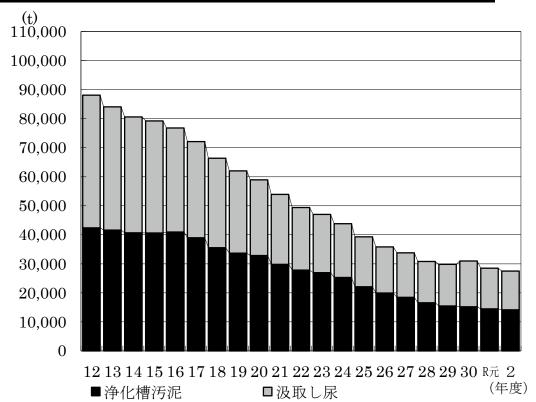






(2) 年度別 汲取し尿・浄化槽汚泥搬入量

年度	汲取	し尿	浄化槽汚泥		合計	
	搬入量(t)	対前年比(%)	搬入量(t)	対前年比(%)	搬入量(t)	対前年比(%)
12	45,682	92.1	42,401	98.0	88,083	94.8
13	42,489	93.0	41,609	98.1	84,098	95.5
14	39,920	94.0	40,682	97.8	80,602	95.8
15	38,598	96.7	40,626	99.9	79,224	98.3
16	35,838	92.8	40,960	100.8	76,798	96.9
17	33,117	92.4	38,985	95.2	72,102	93.9
18	30,792	93.0	35,574	91.3	66,366	92.0
19	28,333	92.0	33,689	94.7	62,022	93.5
20	26,118	92.2	32,824	97.4	58,942	95.0
21	24,130	92.4	29,798	90.8	53,928	91.5
22	21,566	89.4	27,836	93.4	49,402	91.6
23	20,073	93.1	26,932	96.8	47,005	95.1
24	18,536	92.3	25,291	93.9	43,827	93.2
25	17,210	92.8	22,101	87.4	39,311	89.7
26	15,891	92.3	19,921	90.1	35,812	91.1
27	15,306	96.3	18,457	92.7	33,763	94.3
28	14,224	92.9	16,572	89.8	30,796	91.2
29	14,306	100.6	15,496	93.5	29,802	96.8
30	15,786	110.3	15,210	98,2	30,996	104.0
元	13,990	88.6	14,475	95.2	28,465	91.8
2	13,314	95.2	14,177	97.9	27,491	96.6



3 斎場及び市立墓地

(1) 斎場

名	名 称 八尾市立斎場		八尾市立斎場	
所	在 地		地	八尾市南植松町三丁目 50 番地の 3
敷	地	面	積	6, 041. 55 m ²
竣			エ	平成 13 年 11 月
総	事	業	費	約 23 億 5, 198 万円(用地費を除く)





(2) 令和2年度 火葬等件数

		遺 体			身体の	安 置
		12 歳以上	12 歳未満	死産児	一部	女 但
市内		2, 599	3	28	14	27
市	大阪市	143	0	2	2	0
	東大阪市	18	2	0	2	0
外	柏原市	16	0	0	1	0
	その他	40	0	2	3	0
合	計	2,816	5	32	22	27

(3) 市立墓地

名 称	所 在 地	面積(㎡)	区 画 数
久宝寺墓地	八尾市北久宝寺三丁目 50 番地	3, 030. 0	1, 584
龍 華 墓 地	八尾市南植松町三丁目 43 番地	3, 527. 8	1,668
西郡新墓地	八尾市高砂町一丁目8番地	1, 311. 4	252
安中墓地	八尾市南本町九丁目 22 番地	3, 564. 0	370



久宝寺墓地



龍華墓地



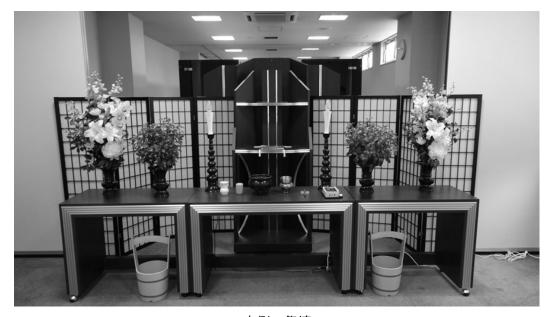
西郡新墓地



安中墓地

(4) 納骨堂

名		称	八尾市立納骨堂
所 在		ᅪᅛ	八尾市南植松町三丁目 50 番地の 3
ולת	在 地 市		市立斎場2階
			床面積 136 m²
床	面積	等	祭壇・アルミ製 5 段の納骨壇 480 壇
			間接参拝方式
竣		工	平成 17 年 1 月 26 日



南側の祭壇



北側の祭壇

条例•規則•細則

(様式等は省略)

(令和4年2月28日現在)

〇八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成16年12月27日 条例第27号

改正 平成24年12月21日条例第27号 平成27年3月26日条例第6号 平成29年12月22日条例第45号 令和元年9月30日条例第14号

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (平成5年八尾市条例第8号)の全部を改正する。 目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 生活環境の保持(第7条)
- 第3章 廃棄物の減量等の推進(第8条-第12条)
- 第4章 廃棄物の適正な処理 (第13条- 第23条)
- 第5章 事業系一般廃棄物の減量施策 (第24条・第25条)
- 第6章 一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等(第26条-第29条)
- 第7章 一般廃棄物処理手数料(第30条・第31条)
- 第8章 一般廃棄物処理業の許可等(第32条-第38条)
- 第9章 雑則 (第39条- 第44条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、物の再使用を促進するとともに、排出される廃棄物については、分別を行い再生利用及び熱回収を図った上で適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることによって公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)及び循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の例による。
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
 - (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - (3) 家庭系廃棄物 事業系廃棄物以外の廃棄物で家庭において生じた廃棄物をいう。
 - (4) 資源化 再使用、再生利用又は熱回収により、不要となる物を資源として利用することをいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、必要な 措置を講じなければならない。
- 2 市は、資源化をすることができる物(以下「資源物」という。)の分別収集及び一般廃棄物処理施設における資源物の回収を行うことにより、一般廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。
- 3 市は、再使用又は再生利用により回収された資源を用いた製品の普及に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

- 5 市は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する市民及び事業者の意識の高揚を図るとともに、その実施に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう必要な措置を講じなければならない。
- 6 市は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する調査研究等に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生を抑制し、及び物の開発、製造、加工、 販売等に際して、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合に、その適正な処理が困難にな ることのないよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市民が物品を購入するときに、当該物品について適正な包装、容器等を選択できる よう努めなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、物の再使用を図ることにより、廃棄物の減量及び資源の 有効利用に努めなければならない。
- 2 市民は、物品の購入に際しては、当該物品の内容、包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び 環境の保全に配慮した物品を選択するよう努めなければならない。
- 3 市民は、不要品交換等による再使用及び集団回収等の再生利用を促進するための自主的活動に 参加し、協力するよう努めなければならない。
- 4 市民は、廃棄物を分別して排出する等再生利用及び廃棄物の適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(相互協力等)

第6条 市民、事業者及び市は、廃棄物の発生の抑制、再使用の促進、再生利用及び廃棄物の適正 な処理並びに地域の清潔の保持に関し、相互に協力し、連携しなければならない。

第2章 生活環境の保持

(良好な生活環境の保持等)

- 第7条 土地又は建物の占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)は、不法投棄を誘発することのないよう当該土地又は建物を適正に管理するとともに、その土地又は建物及びそれらの周囲を清潔に保たなければならない。
- 2 土木、建築等の工事を行う者は、不法投棄を誘発し、又はまちの景観を損なうことのないよう に、当該工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、これらの物が飛散し、又は流失す ることによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

第3章 廃棄物の減量等の推進

(一般廃棄物処理計画)

- 第8条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市長は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、これを告示する。 (廃棄物減量等推進審議会)
- 第9条 法第5条の7第1項の規定に基づき、八尾市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

- 第10条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者

- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(ごみ減量推進員)

- 第12条 市長は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する施策を推進するために、ごみ減量推進員を委嘱することができる。
- 2 ごみ減量推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理)

- 第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。
- 2 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物の処理に支障が生じない範囲において事業系 一般廃棄物を処理するものとする。

(一般廃棄物の排出方法等)

- 第14条 占有者等は、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、適正に 分別し、排出しなければならない。
- 2 占有者等は、一般廃棄物を排出するときは、減量及び減容の処理をして排出するよう努めなければならない。

(一般廃棄物の処理の届出)

第15条 占有者等は、市が実施する一般廃棄物(動物の死体を除く。)の収集、運搬及び処分を必要とし、又は必要としなくなった場合は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(動物の死体)

第16条 市民は、飼養する動物の死体を自ら処分しないときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(事業者に対する市長の指示等)

- 第17条 市長は、粗大ごみ、臨時ごみ又は規則で定める品目若しくは量以上の事業系一般廃棄物を 排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事 項を指示することができる。
- 2 前項の規定により指示を受けた事業者は、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 占有者等は、一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に規定する基準に基づき、運搬し、又は処分しなければならない。

(資源物の取扱い)

第19条 第14条の規定により一般廃棄物処理計画に従い市長が指定する袋によって排出された資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市以外のものは、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(共同住宅等廃棄物管理責任者等)

第20条 規則で定める共同住宅等の所有者又は管理者(以下「共同住宅等の所有者等」という。) は、居住者が家庭系廃棄物を適正に排出しないときは、自らの責任において適切な措置を講じな ければならない。

- 2 共同住宅等の所有者等は、居住者に対し、家庭系廃棄物が適正に排出されるよう排出日時、排 出容器及び排出方法を周知し、当該廃棄物の集積場所の適正な管理に努めなければならない。
- 3 規則で定める共同住宅等を建設しようとする者(以下「共同住宅等の建設者」という。)は、 あらかじめ市長に届け出て、その指示に従い家庭系廃棄物の集積場所を決めなければならない。 (適正処理困難物の指定等)
- 第21条 市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合に、市における適正な処理が困難であると 認められる物を適正処理困難物として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを告示するものとする。
- 3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任で、その回収等の適切な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 4 市民は、前項の規定により事業者が適正処理困難物の回収等の措置を講ずるときは、これに協力しなければならない。

(排出禁止物)

- 第22条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。
 - (1) 有害性のあるもの
 - (2) 危険性のあるもの
 - (3) 引火性のあるもの
 - (4) 著しく悪臭を発するもの
 - (5) 容積又は重量の著しく大きいもの
 - (6) 特別管理一般廃棄物
 - (7) 法令に基づき、事業者によって適正に収集し、運搬し、処分されることが予定されているもので、かつ、市による収集が不適切であると市長が認めるもの
 - (8) 前各号に定めるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を困難にし、又は市の一般廃棄物 処理施設(大阪広域環境施設組合が管理する焼却工場を含む。以下同じ。)の機能に支障が生 ずると市長が認めるもの
- 2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物処理施設への受入れ基準等)

- 第23条 占有者等(占有者等から一般廃棄物の運搬の委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。)は、市の一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入する場合には、規則で定める受入れ基準に従わなければならない。
- 2 市長は、占有者等が前項に規定する受入れ基準に従わない場合は、当該一般廃棄物の市の一般 廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

第5章 事業系一般廃棄物の減量施策

(多量排出事業者に対する指示等)

- 第24条 多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者(以下「多量排出事業者」 という。)は、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画及び事業系一般廃棄物の適正な処理に関 する実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 多量排出事業者は、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、事業系廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。 これを変更したときも同様とする。
- 3 市長は、前2項に定めるもののほか、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、多量排 出事業者に対し、必要な事項を指示することができる。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置)

第25条 事業用建築物に係る占有者等は、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所

を設置しなければならない。

2 事業用建築物のうち規則で定める大規模なもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の建設者は、事業系一般廃棄物の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第6章 一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第26条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧等の手続)

- 第27条 市長は、対象施設の設置等(対象施設の設置又は法第9条の3第8項の規定による届出を要する対象施設の変更をいう。以下同じ。)に係る生活環境影響調査を行ったときは、調査書を公衆の縦覧に供する旨その他規則で定める事項を告示し、当該調査書について当該告示の日の翌日から起算して1月間、市の所管する部その他市長が定める場所において縦覧を行うものとする。
- 2 対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から 起算して2週間を経過する日までに、その氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地)並びに生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を市 長に提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第28条 対象施設の設置等に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は大阪府環境影響評価条例(平成10年大阪府条例第3号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村の長との協議)

- 第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域の属する市町村の長に、調査書の写しを送付し、当該区域における当該調査書の縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。
 - (1) 対象施設を他の市町村の区域に設置するとき。
 - (2) 対象施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
 - (3) 対象施設の設置等により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第7章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

- 第30条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関しては、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定期収集するごみについては、一般廃棄物処理手数料は徴収しない。
- 2 前項に規定する手数料の基礎となる数量及び人員その他手数料の算定並びに徴収方法等に関 し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

- 第31条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する手数料を減 免することができる。
- 2 前項に規定する手数料の減免に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 一般廃棄物処理業の許可等

(一般廃棄物処理業の許可等)

第32条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者又は同条第2項若しくは第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

(変更の許可等)

- 第33条 前条に規定する許可を受けた者が法第7条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。
- 2 前条に規定する許可を受けた者が法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出を行 おうとするときは、規則で定めるところにより市長に届出書を提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第34条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、 規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

(許可証の交付等)

- 第35条 市長は、前3条に規定する許可又は許可の更新の申請を受け、当該申請に係る許可又は許可の更新をするときは、許可証を交付するものとする。
- 2 第32条又は前条に規定する許可又は許可の更新に係る許可証の有効期間は2年とし、第33条第 1項に規定する変更の許可に係る許可証の有効期限は変更前の許可の満了の日までとする。
- 3 第1項の許可証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその理由を市長に申し出て、許可証の 再交付を受けなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止及び返納)

- 第36条 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、 許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 2 許可業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。
 - (1) 許可証の有効期間が満了したとき。
 - (2) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の全部を廃止したとき。
 - (3) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。
 - (4) 許可証の再交付を受けた後に亡失した許可証を発見したとき。

(許可申請等手数料)

- 第37条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。
 - (1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可申請者 5,000円
 - (2) 法第7条第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可更新申請者 5,000円
 - (3) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業許可申請者 5,000円
 - (4) 法第7条第7項に規定する一般廃棄物処分業許可更新申請者 5,000円
 - (5) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業変更許可申請者 5,000円
 - (6) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物処分業変更許可申請者 5,000円
 - (7) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に関する同条第1項の許可申請者 130,000円
 - (8) 前号に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に関する法第8条第1項 の許可申請者 110,000円
 - (9) 法第8条の2の2第1項(法第9条の2の3第1項の規定により法第8条第1項の許可を 受けた者とみなして適用する場合を含む。)に規定する一般廃棄物処理施設検査申請者 33,000円
 - (10) 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に関する法第9条第1項の変更許可申請者 120,000円
 - (11) 前号に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に関する法第9条第1項

- の変更許可申請者 100,000円
- (12) 法第9条第5項に規定する一般廃棄物処理施設廃止確認申請者 40,000円
- (13) 法第9条の2の3第2項に規定する一般廃棄物処理施設廃止確認申請者 40,000円
- (14) 法第9条の2の4第1項に規定する熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定申請者 33,000円
- (15) 法第9条の2の4第2項に規定する熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定更新申請者 20,000円
- (16) 法第9条の5第1項に規定する一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請者 94,000円
- (17) 法第9条の6第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可を受けている法人の合併 又は分割の認可申請者 94,000円
- (18) 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業許可申請者 5,000円
- (19) 第1号から第8号まで、第10号、第11号若しくは前号の許可に係る許可証又は第14号の認 定に係る認定証の再交付申請者 2,500円
- 2 既納の手数料は、環付しない。

(許可の取消し等)

- 第38条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 法、条例又は規則で定める事項に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (3) 規則で定める許可基準に該当しなくなったとき。
 - (4) 市民に著しく迷惑をかけたとき。
 - (5) 市長の指示に従わなかったとき。

第9章 雑則

(指導及び助言)

第39条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収等)

(受入れの拒否)

第40条 市長は、法第18条に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等 その他関係者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(勧告)

- 第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する違反者に対し、期限を定めて改善その他の必要な 措置を講ずるよう勧告することができる。
 - (1) 占有者等が第7条の規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められるとき。
 - (2) 占有者等が第14条又は第22条の規定に違反していると認められるとき。
 - (3) 事業者が第17条の規定による指示に違反していると認められるとき。
 - (4) 共同住宅等の所有者等が第20条第1項又は第2項の規定に違反していると認められると き。
 - (5) 共同住宅等の建設者が第20条第3項の規定に違反していると認められるとき。
 - (6) 多量排出事業者が第24条の規定に違反していると認められるとき。
 - (7) 事業用建築物の占有者等が第25条第1項の規定に違反していると認められるとき。
 - (8) 事業用大規模建築物の建設者が第25条第2項の規定に違反していると認められるとき。
- 第42条 市長は、多量排出事業者、事業用建築物の占有者等又は事業用大規模建築物の建設者が、

前条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、その排出する事業系一般廃棄物の市の 一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

(立入検査)

- 第43条 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

- 第43条の2 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。
 - (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
 - (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2 号イからチまでに掲げる者
 - (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 (委任)
- 第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第41号で平成17年10月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成24年12月21日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第43条の次に1条を加える改正規定は 同年4月1日から、第26条及び第27条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第30条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の申込みによる粗大ごみ及び臨時 ごみ並びに飼養する動物の死体の処分(収集及び運搬を伴う場合に限る。以下同じ。)に係る手 数料について適用し、同日前の申込みによる粗大ごみ及び臨時ごみ並びに飼養する動物の死体の 処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日条例第6号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月22日条例第45号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日条例第14号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表 (第30条関係)

77.72	種類	取扱区分及び手数料			
ごみ		1 事業用手数料			
		(1) 収集、運搬及び処分を伴うもの			
		ア 可燃収集 1回1袋につき100円			
		イ 可燃以外の収集 1回1袋につき60円			
		(2) 終末処分のみ			
		ア (1)の収集体系によらない可燃ごみの処分については、10キログラムにつ **149円により質出した類(2の類に10円も港の場象がなるしたけ、これな10			
		き142円により算出した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10 円に切り上げる。)とする。			
		イ 破砕及び選別を伴う可燃ごみについては、10キログラムにつき400円とする。			
		2 家庭用手数料			
		(1) 収集、運搬及び処分を伴うもの			
		ア 粗大ごみ(指定袋に収納できないものをいう。ただし、特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下同じ。)その他規則で定めるものを除く。) 1点につき400円			
		ただし、3辺の長さの合計が3メートルを超えるもの(規則で定めるものを			
		除く。) については、1点につき800円			
		イ 臨時ごみ(特定家庭用機器廃棄物を除く。) 2トン車1台につき20,000 円			
		(2) 終末処分のみ			
		ア 破砕及び選別を伴う場合 10キログラムにつき200円			
		イ 破砕及び選別を伴わない場合 10キログラムにつき100円			
		(3) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料 1個につき2,500円			
し尿		1 普通手数料			
		(1) 一般家庭			
		次のア及びイの合計額とする。			
		ア 世帯割 便槽1個につき月額400円			
		イ 人頭割 家族数1人につき月額200円			
		ただし、簡易水洗便槽の場合は、次の(2)により算定する。			
		(2) 一般家庭以外のもの 18リットルにつき160円			
		2 特殊手数料			
		(1) 臨時のくみ取り作業 18リットルにつき160円			
		ただし、その額が2,000円未満の場合 2,000円			
		(2) 便槽の取壊しの際のくみ取り作業 18リットルにつき160円			
		ただし、その額が4,000円未満の場合 4,000円			
		(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、普通手数料によりがたいくみ取り作業			
		は、別に市長が定める。			
その作	也の廃棄物	飼養する動物の死体 1体につき3,000円			
		ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合 1体につき2,000円			

〇八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成17年9月30日 規則第42号

改正 平成19年3月30日規則第38号 平成20年3月31日規則第39号 平成20年11月28日規則第77号 平成21年3月25日規則第14号 平成21年9月30日規則第41号 平成23年2月2日規則第4号 平成23年3月16日規則第9号 平成24年7月6日規則第45号 平成25年3月30日規則第22号 平成25年6月13日規則第62号 平成27年3月31日規則第22号 平成29年3月31日規則第25号 平成30年3月31日規則第42号 平成30年3月31日規則第74号 平成31年2月15日規則第2号 平成31年3月31日規則第45号 令和元年9月30日規則第19号 令和元年12月13日規則第30号 令和3年3月31日規則第29号

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成5年八尾市規則第13号)の全部を 改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成16年八尾市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

(一般廃棄物処理計画)

第3条 条例第8条第1項に規定する一般廃棄物処理計画とは、八尾市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編)(以下「一般廃棄物処理基本計画」という。)、八尾市生活排水処理基本計画及び八 尾市一般廃棄物処理実施計画(以下「一般廃棄物処理実施計画」という。)とする。

(ごみ減量推進員)

- 第4条 条例第12条第1項のごみ減量推進員(以下「推進員」という。)は、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。)の減量、資源化及び適正な処理 の推進並びに清潔の保持(以下「廃棄物の減量等」という。)に関して市が実施する施策に積 極的に協力すること。
 - (2) 廃棄物の減量等に関する市民の自主的な活動の推進を図ること。
 - (3) 廃棄物の減量等に関する啓発を行うこと。
 - (4) その他廃棄物の減量等に関し市長が定めること。

- 2 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 3 推進員は、再任されることができる。
- 4 その他推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物の排出方法等)

- 第5条 家庭系廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。)は、次に掲げる ところにより排出しなければならない。
 - (1) 家庭系廃棄物を排出する場合は、一般廃棄物処理実施計画に規定する区分に応じて定められた収集日に所定の場所に持ち出すこと。ただし、年末年始その他これにより難いときは、市長が別に定めるところにより持ち出すこと。
 - (2) 可燃(燃やす)ごみ、埋立ごみ又は複雑ごみを排出する場合は、一般廃棄物処理基本計画 に従い市長が指定する袋(以下「指定袋」という。)を使用すること。
 - (3) 資源物、容器包装プラスチック又はペットボトルを排出する場合は、これらのものを洗浄し、乾かした上で、指定袋を使用すること。
 - (4) 簡易ガスボンベ及びスプレー缶等を排出する場合は、これらのものを使い切った上で、指定袋以外の透明又は半透明の袋を使用すること。
 - (5) 粗大ごみ又は臨時ごみを排出しようとする場合は、これらのものの種類、形状及び量を明らかにしてあらかじめ市長に申し込み、その指定を受けた日及び場所に持ち出すこと。この場合において、これらのものが飛散し、又は転倒等しないように措置するとともに、交通の障害又は災害の誘発にならないように配慮すること。
 - (6) 前号の規定により排出する粗大ごみには、条例別表に規定する粗大ごみ(収集、運搬及び 処分を伴うものに限る。)に係る家庭用手数料(以下「粗大ごみ処理手数料」という。)の額 に相当する粗大ごみ処理手数料券(様式第1号)を貼付すること。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。) の収集を行わないことができる。
 - (1) 前項各号に定める方法により排出されていないと認められる場合
 - (2) 著しく破損し、又は損傷した指定袋が使用された場合
 - (3) 第7条第1項又は第3項の届出がない場合
- 3 事業系一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)は、一般廃棄物処理実施計画に規定する区分に応じて定められた収集日に指定袋により所定の場所に排出しなければならない。ただし、年末年始その他これにより難いときは、市長が別に定めるところにより持ち出さなければならない。
- 4 指定袋の配付方法は、市長が別に定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬)

- 第6条 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物(以下「特定家庭用機器廃棄物」という。)を排出しようとする者は、同法第9条の規定に基づく小売業者の引取義務のない場合に限り、当該特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を市長に依頼することができる。ただし、事業者は、その事業活動に伴って生じた特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を市長に依頼することはできない。
- 2 特定家庭用機器廃棄物を市に引き渡すときは、同法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票を添付しなければならない。

(一般廃棄物の処理の届出)

- 第7条 土地又は建物の占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)は、条例第15条の規定による届出を次の各号に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) し尿の収集、運搬及び処分を依頼するときは、当該処理をすべき日の10日前までに届け出

ること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物又は事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を依頼するときは、あらかじめ届け出ること。
- 2 市長は、前項の届出に関し、必要に応じて当該届出の内容について調査することができる。
- 3 占有者等は、第1項の届出の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を届け出なければ ならない。

(処理を指示することができる事業系一般廃棄物)

- 第8条 条例第17条第1項の規則で定める品目は、特定家庭用機器廃棄物及び市長が別に定める品目とする。
- 2 条例第17条第1項の規則で定める事業系一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除 く。)の量は、指定袋1袋を超える量とする。

(共同住宅等)

第9条 条例第20条第1項及び第3項の規則で定める共同住宅等は、共同住宅又は長屋であって、 住宅戸数が20戸以上のものとする。

(適正処理困難物の指定)

第10条 市長は、条例第21条第1項の規定による適正処理困難物の指定をしようとするときは、あらかじめ八尾市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴くものとする。

(排出禁止物の指定)

第11条 市長は、条例第22条第1項各号のいずれかに該当するものとして排出禁止物の指定をした ときは、その旨を告示するものとする。

(一般廃棄物処理施設への受入れ基準等)

- 第12条 条例第23条第1項の規則で定める受入れ基準は、次のとおりとする。
 - (1) 本市の区域内で発生した一般廃棄物であること。
 - (2) 条例第22条第1項各号に掲げるものを除去してあること。
 - (3) 可燃(燃やす)ごみ、資源物、容器包装プラスチック、ペットボトル、埋立ごみ、複雑ごみ、簡易ガスボンベ及びスプレー缶等、粗大ごみ等適正に分別して、それぞれ指定された一般 廃棄物処理施設に搬入すること。
 - (4) 焼却し、破砕し、又は埋め立てることが困難な形状、量又は寸法のものでないこと。
 - (5) 特定家庭用機器廃棄物でないこと。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設において、設備又は処理業務に支障を生じさせないものであること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設への受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物の搬入方法等)

- 第13条 一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。)を市長の指定するごみ処理施設 又は最終処分場に自ら搬入しようとする者は、一般廃棄物搬入申請書(様式第1号の2)を市長 に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、搬入物の受入れの適否を審査し、適 合者には、搬入の指示を行うものとする。

(多量排出事業者)

- 第14条 条例第24条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 小売業を行うための店舗の用に供される部分の延べ面積が1,000平方メートル以上である 当該店舗で小売業を営む者
 - (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院であって、病床数100床 以上を有する病院を開設している者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、

大学及び短期大学を設置している者

- (4) 2,000平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場又は旅館若しくはホテルにおいて営業を行う者
- (5) 事務所の用に供される部分の延べ面積が3,000平方メートル以上である当該事務所で事業 活動を行う者
- 2 条例第24条第1項の事業系一般廃棄物の減量等に関する計画及び事業系一般廃棄物の適正な 処理に関する実績報告書は、毎年、4月1日前1年間における実績に基づき、同日以後1年間の 計画を事業系一般廃棄物減量計画等報告書(様式第2号)により作成し、その年の5月31日まで に提出しなければならない。

(事業系廃棄物管理責任者)

- 第15条 条例第24条第2項の事業系廃棄物管理責任者は、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから選任しなければならない。
- 2 条例第24条第2項の規定による届出は、事業系廃棄物管理責任者選任(変更)届出書(様式第3号)により行うものとする。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準等)

- 第16条 条例第25条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 事業系一般廃棄物及び再利用の対象となる物(次号及び第3号において「再利用対象物等」 という。)の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。
 - (2) 再利用対象物等を明確に区別でき、かつ、十分に収納できる規模であること。
 - (3) 再利用対象物等を衛生的に保管できること。
- 2 条例第25条第2項の事業用建築物のうち規則で定める大規模なものは、多量排出事業者がその 事業を行う建築物とする。
- 3 条例第25条第2項の規定による事業系一般廃棄物の保管場所の届出は、廃棄物・再利用対象物 保管場所設置届出書(様式第4号)により行うものとする。

(設置等の届出期限)

第17条 法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出又は同条第7項の規定による一般廃棄物処理施設に係る変更の届出は、工事に着工する日の30日(一般廃棄物の最終処分場については60日)前までに行わなければならない。

(設置等に係る縦覧の告示)

- 第18条 条例第27条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 対象施設(条例第26条に規定する対象施設をいう。以下同じ。)の名称及び設置の場所
 - (2) 対象施設の種類及び当該対象施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (3) 対象施設の処理能力(当該対象施設が最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - (4) 条例第26条に規定する生活環境影響調査の項目
 - (5) 条例第26条に規定する調査書(以下「調査書」という。)を縦覧に供する場所、期間及び 時間
 - (6) 条例第27条第2項に規定する意見書(以下「意見書」という。)の提出先及び提出期限
 - (7) その他市長が必要と認める事項

(縦覧の手続)

第19条 調査書の縦覧をしようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書に氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びにその他市長が必要と認める事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

- 第20条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 調査書を許可なく縦覧の場所から持ち出さないこと。

- (2) 調査書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 管理上必要な指示に従うこと。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止させ、又は禁止することができる。 (意見書の記載事項)
- 第21条 条例第27条第2項の規定により意見書を提出しようとする者は、次に掲げる事項を当該意 見書に記載しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 対象施設の名称
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(一般廃棄物処理手数料の算定方法等)

- 第22条 条例第30条第1項の一般廃棄物処理手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)であって月額をもって徴収するものについては、徴収すべき事実がその月の15日以前に生じたときはその月分から、その月の16日以後に生じたときはその翌月分から徴収する。
- 2 条例別表に規定するごみの終末処分に係る事業用手数料及び家庭用手数料の算定の基礎となる数量は、廃棄物を一般廃棄物処理施設に搬入したときの計量値から当該廃棄物を一般廃棄物処理施設に投入した後の計量値を差し引いて計算した数量とする。この場合において、その数量が10キログラム未満のときは、10キログラムとして計算する。
- 3 条例別表に規定する規則で定めるものその他粗大ごみ処理手数料の算定方法等に関し必要な 事項は、市長が別に定める。
- 4 条例別表に規定するし尿に係る普通手数料及び特殊手数料の算定の基礎となる数量は、その数量が18リットル未満のときは18リットルとし、18リットル以上である場合において18リットル未満の端数があるときはその端数を18リットルとして計算する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、条例別表に規定するし尿に係る普通手数料については、月の中途において、収集を開始し、又は中止した場合及び便槽個数又は家族数に変更を生じた場合の算定方法並びに当該手数料の算定の基礎となるし尿収集量の算定方法等は市長が定める。

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

- 第23条 一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。
 - (1) 事業用手数料(条例別表に規定する収集、運搬及び処分を伴うものに係る事業用手数料をいう。以下同じ。) 指定袋を交付する時に徴収する。
 - (2) 終末処分に係る手数料 そのつど徴収する。
 - (3) 粗大ごみ処理手数料 粗大ごみ処理手数料券を交付する時に徴収する。
 - (4) 臨時ごみに係る手数料 そのつど徴収する。
 - (5) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料 そのつど徴収する。
 - (6) し尿に係る普通手数料 2月分を一括して徴収する。
 - (7) し尿に係る特殊手数料 そのつど徴収する。
 - (8) 飼養する動物の死体に係る手数料 そのつど徴収する。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める者に対しては、一般廃棄物処理手 数料を分納させ、又は他の方法で徴収することができる。
- 3 し尿に係る普通手数料の納期限については、毎年度4月から順次2か月ごとに当該2か月分に 係るものの納期として6期に区分し、当該各納期におけるそれぞれ当該2か月の後半の月の初日 から翌月の末日までの範囲内において市長が定める。

(一般廃棄物処理手数料の還付)

- 第24条 市長は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について一般廃棄物処理手 数料を還付する。
 - (1) 事業用手数料に係る未使用の指定袋の返還があった場合 当該未使用の指定袋に係る既

納の手数料の全額

- (2) 粗大ごみ処理手数料に係る未使用の粗大ごみ処理手数料券の返還があった場合 当該未 使用の粗大ごみ処理手数料券に係る既納の手数料の全額
- (3) 既納のし尿に係る手数料について第22条第5項に規定する事由その他の事由により当該 し尿に係る手数料に過納額が生じた場合 当該過納額
- 2 一般廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、速やかに一般廃棄物(し尿を除く。)処理手数料還付申請書(様式第5号)又はし尿取扱手数料還付申請書(様式第5号の2)を提出しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

- 第25条 条例第31条第1項の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に定めるところにより行うことができる。
 - (1) 天災又は火災による被害を受けた住宅から発生した家庭系廃棄物(市長が別に定める基準に該当するものに限る。)を当該被害を受けた者が処分する場合 免除
 - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者が排出する家庭系 廃棄物(市長が別に定める基準に該当するものに限る。)を処理する場合 免除
 - (3) その他市長が特に必要と認める場合 減額又は免除
- 2 事業者(国及び地方公共団体を含む。)に係る一般廃棄物処理手数料については、減免しない ものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる一般廃棄物処理手数料については、減免しないものと する。
 - (1) 粗大ごみ処理手数料
 - (2) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料
 - (3) 飼養する動物の死体に係る手数料
- 4 第1項第3号の規定により減額する額は、市長が別に定める。
- 5 第1項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数 料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、天災又は火災の場合で あって市長が特に認めるときは、この限りでない。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の申請)

- 第26条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業(同項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬の業をいう。以下同じ。)の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者(以下これらの者を「収集運搬業申請者」という。)は、一般廃棄物収集運搬業許可(更新)申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画調書(様式第8号)
 - (2) 事務所又は営業所にあっては付近の見取図、車庫にあってはその平面図及び付近の見取図、 積替施設又は保管施設にあってはその平面図及び立面図並びに付近の見取図
 - (3) 収集運搬業申請者が前号に規定する施設の所有権(所有権を有しない場合には、使用する権原)を有することを証する書類
 - (4) 収集運搬業申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し
 - (5) 収集運搬業申請者が法人である場合にあっては、定款、登記事項証明書及び役員全員の住 民票の写し
 - (6) 収集運搬業申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書(様式第9号)
 - (7) 従業者名簿(様式第10号)及び事業の用に供する車両の運転業務に就く従業者の運転免許 証の写り
 - (8) 収集運搬業申請者の印鑑登録証明書(法人にあっては、その代表者の印鑑証明書)

- (9) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書(様式第11号)
- (10) 収集運搬業申請者が個人である場合にあっては、前年度における所得税及び住民税の納税 証明書
- (11) 収集運搬業申請者が法人である場合にあっては、前年度における貸借対照表、損益計算書 並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
- (12) 契約(予定)者名簿(様式第12号)及び当該契約者との契約書(契約予定者の場合は、これに類するもの)の写し
- (13) 事業の用に供する車両及び器材の一覧表(様式第13号)
- (14) 収集運搬車両の正面、両側面及び後面の写真
- (15) 収集運搬車両の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車任意保険証の写 し
- (16) 収集運搬業申請者が収集運搬車両の所有権(所有権を有しない場合には、使用する権原) を有することを証する書類
- (17) 人員配置図(様式第14号)
- (18) 誓約書(様式第15号)
- (19) その他市長が必要と認める書類及び図面
- (一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)
- 第27条 一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新に係る基準は、法令に定めのあるもののほか、 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 収集運搬業申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例(平成10年八尾市条例第24号) 第8条第1項の規定による警告を受けたものにあっては、当該警告を受けた日から2年を経過 していること。
 - (2) 収集運搬業申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。)でないこと。
 - (3) 収集運搬業申請者が法人の場合にあっては、その役員又は法第7条第5項第4号ト及びヌ の政令で定める使用人のうちに暴力団員等がいないこと。
 - (4) 収集運搬業申請者が法人の場合にあっては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
 - (5) 収集運搬業申請者が個人の場合にあっては、法第7条第5項第4号ト及びルの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がいないこと。
 - (6) 収集運搬業申請者が自らその事業を実施する者であること。
 - (7) 市内に独立した事務所又は営業所を有していること。
 - (8) 前号に規定する事務所又は営業所に従業員を常駐させていること。
 - (9) 収集運搬車両は、非常時における代替車両が確保され、かつ、原則として自ら所有していること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)。
 - (10) 一般廃棄物(食品循環資源(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第21条第1項に規定する同法第11条第1項の登録に係る同条第2項第3号の事業場に運搬される食品循環資源をいう。以下同じ。)を除く。)の収集運搬車両は、次に掲げる基準をすべて満たすものであること。
 - ア 近畿運輸局大阪運輸支局管轄区域内の登録を受けたものであること。
 - イ 本市域内の一般廃棄物(食品循環資源を除く。)の収集又は運搬に限り使用する専用車両 であること。
 - ウ 市内に収集運搬車両を衛生的に保管できる車庫(収集運搬業申請者が使用に関する権原を 有しているもの)があること。

- (11) 一般廃棄物(食品循環資源に限る。)の収集運搬車両は、次に掲げる基準をすべて満たす ものであること。
 - ア 一般廃棄物(食品循環資源に限る。)の運搬に限り使用する専用車両であること。
 - イ 収集運搬車両を衛生的に保管できる車庫(収集運搬業申請者が使用に関する権原を有しているもの)があること。
- (12) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (13) 一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新に係る基準に関し必要 な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の条件)

- 第28条 市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を行うときは、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
 - (2) 収集した一般廃棄物(食品循環資源を除く。)は、第12条第1項各号に掲げる基準に従い、 市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入するものとし、搬入については市長が指定する日時 に行うこと。
 - (3) 一般廃棄物の収集及び運搬並びに一般廃棄物処理施設への搬入については、市長が指示する分別形態とすること。
 - (4) 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、当該一般廃棄物が飛散し、及び流失しないようにするとともに収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - (5) 保管容器又は積替容器については、静置又は作業中に一般廃棄物が飛散し、及び流失し、 並びに悪臭が漏れないものとし、使用目的に適合した数量を十分に具備すること。
 - (6) 一般廃棄物(し尿又は浄化槽汚泥を除く。)の収集運搬車両は塵芥収集車を原則として最大積載量は1台につき4トン以下のものとし、一般廃棄物(し尿又は浄化槽汚泥に限る。)の収集運搬車両はバキューム車を原則として最大積載量は1台につき10トン以下のものとすること。ただし、特別の事情により他の車両を使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得ること
 - (7) 収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、他の用途に使用することがないようにするとともに、常に整備し、及び良好で清潔な状態を確保すること。
 - (8) 車両標識等については、市長の指示に従うこと。
 - (9) 産業廃棄物及び本市域外において収集した一般廃棄物を市長が指定する一般廃棄物処理 施設に搬入しないこと。
 - (10) 市が推進する環境施策に積極的に協力すること。
 - (11) その他市長が必要と認めること。

(一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可)

- 第29条 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 前2条の規定は、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可 について準用する。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第30条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第17号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第26条各号(第6号を除く。)に掲げる書類。この場合において、これらの規定中「収集 運搬業申請者」とあるのは、「清掃業許可申請者」とする。
- (2) 浄化槽汚泥に係る一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) 清掃業許可申請者が浄化槽法第36条第2号(ホを除く。)のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 清掃業許可申請者が環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条各号 に掲げる技術上の基準に適合している旨を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類及び図面

(浄化槽清掃業の許可の基準)

- 第31条 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 清掃業許可申請者が本市に事務所又は営業所を有していること。
 - (2) 清掃業許可申請者が自らその業務を実施すること。
 - (3) 清掃業許可申請者にあっては、環境省関係浄化槽法施行規則第11条各号に掲げる技術上の 基準に適合するために必要な器具及び人員を有し、かつ、その業務を的確に遂行できる能力を 有すること。
- 2 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業の許可の基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (一般廃棄物処分業の許可の申請)
- 第32条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業(同項に規定する一般廃棄物の処分の業をいう。以下同じ。)の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者(以下これらの者を「処分業申請者」という。)は、一般廃棄物処分業許可(更新)申請書(様式第18号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画調書
 - (2) 一般廃棄物の処分の用に供する一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする当該施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図(当該施設が最終処分場である場合には、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を含む。)
 - (3) 処分業申請者が前号に規定する施設の所有権(所有権を有しない場合には、使用する権原) を有することを証する書類
 - (4) 処分業申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し
 - (5) 処分業申請者が法人である場合にあっては、定款、登記事項証明書及び役員全員の住民票 の写し
 - (6) 処分業申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書
 - (7) 一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)を行おうとする場合にあっては、 当該処分後の処理方法を記載した書類
 - (8) 従業者名簿
 - (9) 処分業申請者の印鑑登録証明書(法人にあっては、その代表者の印鑑証明書)
 - (10) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書
 - (11) 処分業申請者が個人である場合にあっては、前年度における所得税及び住民税の納税証明 書
 - (12) 処分業申請者が法人である場合にあっては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
 - (13) 事業の用に供する設備及び器材の一覧表
 - (14) 処分業申請者が一般廃棄物の処分の用に供する車両の所有権(所有権を有しない場合には、

使用する権原)を有することを証する書類

- (15) 人員配置図
- (16) 誓約書
- (17) その他市長が必要と認める書類及び図面

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

- 第33条 一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新に係る基準は、法令に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 処分業申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例第8条第1項の規定による警告を受けたものにあっては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。
 - (2) 処分業申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。)でないこと。
 - (3) 処分業申請者が法人の場合にあっては、その役員又は法第7条第5項第4号ト及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がいないこと。
 - (4) 処分業申請者が法人の場合にあっては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでない こと。
 - (5) 処分業申請者が個人の場合にあっては、法第7条第5項第4号ト及びルの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がいないこと。
 - (6) 処分業申請者が自らその事業を実施する者であること。
 - (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (8) 一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可)

- 第34条 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 前条の規定は、一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。

(変更の届出)

第35条 法第7条の2第3項の規定による変更の届出又は浄化槽法第37条の規定による届出をしようとする者は、許可申請事項変更届出書(様式第20号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第36条 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出又は浄化槽法第38条の規定による届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業廃止等届出書(様式第21号)に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(許可証の交付等)

- 第37条 市長は、条例第32条から第34条までに規定する許可又は許可の更新の申請を受けたときは、 当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、許可又は許可の更新の適否 を決定する。
- 2 市長は、法第7条第1項の許可をし、同条第2項の規定による許可の更新をし、又は一般廃棄 物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物収 集運搬業許可証(様式第22号)を交付する。
- 3 市長は、法第7条第6項の許可をし、同条第7項の規定による許可の更新をし、又は一般廃棄

物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業 許可証(様式第23号)を交付する。

- 4 市長は、浄化槽法第35条第1項の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(様式第24号)を交付する。
- 5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者(以下これらの者を「一般廃棄物処理業者」という。)並びに浄化槽清掃業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書(様式第25号)により市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。 (許可車両等の表示)
- 第38条 一般廃棄物(食品循環資源を除く。)の収集運搬車両(次条第1項の規定による許可に係る車両を除く。)には、車体の両側面に長方形の黒色地に白色の文字で「八尾市許可 番号」(番号の部分は、一般廃棄物収集運搬業許可証に記載された当該許可に係る番号とすること。)と表示しなければならない。

(代替車両)

- 第39条 一般廃棄物収集運搬業者は、その許可に係る収集運搬車両(第4項において「本来の収集 運搬車両」という。)のやむを得ない事由により、当該収集運搬車両が使用できない場合におい て、当該収集運搬車両以外の車両を臨時に使用しようとするときは、あらかじめ代替車両使用許 可申請書(様式第26号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による許可に係る車両について、車両承認証(様式第27号)を交付するものとする。
- 3 前項の車両承認証の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、常にこれを当該第1項の規定による許可に係る車両の所定の部分に貼付しておかなければならない。
- 4 第2項の車両承認証の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該車両承認証を市長に返納しなければならない。
 - (1) 車両承認証の有効期間が満了したとき。
 - (2) 本来の収集運搬車両が使用できるようになったとき。

(許可の取消し等)

- 第40条 市長は、条例第38条の規定による許可の取消しをするときは許可取消書(様式第28号)により、同条の規定による事業の全部又は一部の停止の命令をするときは業務停止命令書(様式第29号)により、それぞれ行うものとする。
- 2 市長は、条例第38条の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じたために生じた損害については、その責めを負わない。

(一般廃棄物処理業審査委員会)

- 第41条 市長は、条例第32条から第34条までに規定する許可及び許可の更新の適否に係る事項並び に条例第38条に規定する許可の取消し等に係る事項の審査のため、一般廃棄物処理業審査委員会 を置く。
- 2 前項に規定する一般廃棄物処理業審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (一般廃棄物処理状況の報告)
- 第42条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、毎月10日までに、前月の当該許可に係る事業 又は業務の状況について一般廃棄物処理状況報告書(様式第30号から様式第33号まで)を市長に 提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

- 第43条 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第34号)とする。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。) 第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第35号)とする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可証)

第44条 市長は、法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者に対し、許可証(様式第36号)

を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物処理施設の検査)

- 第45条 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第37号) とする。
- 2 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第38号)とする。
- 3 省令第4条の4の4の規定による通知に係る書面は、定期検査結果通知書(様式第39号)とする。

(特定一般廃棄物最終処分場の報告)

- 第46条 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第40号)とする。
 - (一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)
- 第47条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設の 軽微な変更等届出書(様式第41号)とする。

(一般廃棄物の最終処分場の埋立処分の終了の届出)

第48条 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分 終了届出書(様式第42号)とする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

- 第49条 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)及び第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第43号)とする。 (法第9条第6項の規定による欠格要件の届出)
- 第50条 省令第5条の5の3の届出書は、欠格要件該当届出書(様式第44号)とする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定)

- 第51条 省令第5条の5の5第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請書(様式第45号)とする。
- 2 法第9条の2の4第2項の規定による更新を受けようとする者は、前項の申請書を市長に提出 しなければならない。
- 3 市長は、法第9条の2の4第1項の認定又は同条第2項の規定による更新をしたときは、一般 廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証(様式第46号)を交付する。
- 4 省令第5条の5の10第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設休廃止等届出書 (様式第47号)とする。
- 5 省令第5条の5の11第1項の報告書は、一般廃棄物処理施設に係る熱回収報告書(様式第48号) とする。

(一般廃棄物処理施設の設置等の届出)

- 第52条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第49号) を市長に提出して行わなければならない。
- 2 法第9条の3第8項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第50号)を市 長に提出して行わなければならない。
 - (一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)
- 第53条 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(様式 第51号)とする。
 - (一般廃棄物処理施設の設置法人の合併又は分割の認可申請)
- 第54条 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設の設置法人の合併・分割認可申請書(様式第52号)とする。
 - (一般廃棄物処理施設の相続の届出)

- 第55条 省令第6条第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設相続届出書(様式第53号)とする。
 - (産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)
- 第56条 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出書(様式第54号)とする。
- 2 市長は、前項の規定により届出を受理したときは、受理書(様式第55号)を交付する。
- 3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る変更等届出書(様式第56号)を市長に提出して行わなければならない。

(一般廃棄物処理施設の許可証等の再交付)

- 第57条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者及び法第9条の2の4第1項の認定を受けた者は、第44条第1項の規定により交付を受けた許可証又第51条第3項の規定により交付を受けた熱回収施設設置者認定証(以下「許可証等」という。)を亡失し、又は汚損したときは、速やかに許可証等再交付申請書(様式第57号)を市長に届け出て、許可証等の再交付を受けなければならない。この場合において、当該再交付が許可証等を汚損したことによるときは、届出の際に、汚損した許可証等を添付しなければならない。
- 2 亡失により前項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証等が発見されたときは、当 該発見された許可証等を、直ちに返還しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の許可証等の返還)

- 第58条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該交付を受けた許可証を市長に返還しなければならない。
 - (1) 法第9条第3項の規定により廃止の届出をしたとき。
 - (2) 許可の取消しの処分を受けたとき。
- 2 法第9条の2の4第1項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに 当該交付を受けた認定証を市長に返還しなければならない。
 - (1) 認定がその効力を失ったとき。
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条の5の規定により廃止の届出をしたとき。
 - (3) 認定の取消しの処分を受けたとき。
 - (4) 前項各号のいずれかに該当したとき。

(書類等の様式)

- 第59条 次の各号に掲げる書類等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 法第9条の3の3第1項の規定による届出に係る書類 様式第58号
 - (2) 法第9条の3の3第3項において準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る 書類 様式第59号
 - (3) 省令第3条第5項第6号、第5条の3第3項第6号、第5条の11第2項第2号、第5条の12第2項第3号ロ及び第6条第2項第3号に掲げる書類 様式第60号
 - (4) 省令第3条第5項第8号、第5条の11第2項第4号及び第6条第2項第4号に掲げる資産 に関する調書 様式第61号
 - (5) 省令第3条第5項第11号、第5条の3第3項第7号(省令第3条第5項第11号に係る部分に限る。)、第5条の11第2項第7号並びに第5条の12第2項第2号ハ及び第3号ハに掲げる 書類 様式第62号
 - (6) 省令第6条第2項第5号に掲げる書類 様式第63号

(身分証明書)

第60条 条例第43条第2項に規定する証明書の様式は、様式第64号のとおりとする。

(業務長)

第60条の2 市長は、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の処理及び廃棄物の減量等に関

する事業(以下「ごみ処理事業等」という。)の実施体制の安全かつ円滑な運営を図るため、環境部環境事業課に業務長を置くことができる。

- 2 業務長は、上司の命を受けて担任業務を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、上司の指示に 基づきごみ処理事業等の施策立案に参画する。
- 3 業務長は、環境部環境事業課に属する職員のうちから市長が任命する。 (主任技能長)
- 第60条の3 市長は、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥に限る。)の処理の実施体制の安全かつ円滑な運営を図るため、環境部環境施設課に主任技能長を置くことができる。
- 2 主任技能長は、上司の命を受けて担任業務を掌理するとともに、技能長を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 3 主任技能長は、環境部環境施設課に属する職員のうちから市長が任命する。 (技能長及び作業長)
- 第61条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分又は浄化槽の清掃に関する業務を指揮監督する ため、環境部に技能長及び作業長を置くことができる。
- 2 技能長は、業務長又は主任技能長を補佐するとともに(業務長又は主任技能長を置く場合に限 る。)、上司の命を受けて担任業務を掌理する。
- 3 作業長は、上司の命を受けて担任業務を掌理する。
- 4 技能長及び作業長は、本市職員のうちから市長が任命する。 (主任)
- 第62条 市長は、作業長を補佐し、業務の円滑な運営を図るため、環境部に主任を置くことができる。
- 2 主任は、上司の命を受けて担任業務を掌理し、技能員及び労務員を指揮する。
- 3 主任は、環境部に属する職員のうちから市長が任命する。
- 第63条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当の規定によりなされた手続 その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第39号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日規則第77号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日規則第14号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月30日規則第41号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定(「大阪市環境事業局八尾工場」を「大阪市環境局八尾工場」に、「八尾市立廃棄物処理センター」を「八尾市立リサイクルセンター」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月16日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第45号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月30日規則第22号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月13日規則第62号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第22号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第25号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、同年7月4日から施行する。

附 則(平成30年3月31日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(発令)

- 12 この規則の施行の際、現に担当にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)をもって当該課係長として発令されたものとみなす。
- 13 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課に属する職員は、特に辞令を用いて発令 された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる部課に属 すべき職員として発令されたものとみなす。

旧所属	新所属	
人権文化ふれあい部 市民ふれあい課	人権文化ふれあい部 コミュニティ政策推進課	

附 則(平成30年3月31日規則第74号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月15日規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月31日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(八尾市事務分掌規則の一部改正)

2 八尾市事務分掌規則(昭和38年八尾市規則第180号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(令和元年9月30日規則第19号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日規則第30号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(発令)

60 この規則の施行の際、現に担当にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)をもって当該課係長として発令され

たものとみなす。

- 61 この規則の施行の際、現に主査にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもって当該課主査として発令されたものとみなす。
- 62 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課に属する職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる部課に属すべき職員として発令されたものとみなす。

9、では減して、光中されたものとみなり。 旧所属		新所属		
人権文化ふれあい部	人権政策課	人権ふれあい部	人権政策課	
"	桂人権コミュニティセン	JJ	桂人権コミュニティセン	
	ター		ター	
11	安中人権コミュニティセ	JJ	安中人権コミュニティセ	
	ンター		ンター	
"	コミュニティ政策推進課	JJ	コミュニティ政策推進課	
"	龍華出張所	IJ	龍華出張所	
JJ	久宝寺出張所	IJ	久宝寺出張所	
JJ	西郡出張所	IJ	西郡出張所	
"	大正出張所	IJ	大正出張所	
"	山本出張所	JJ	山本出張所	
"	竹渕出張所	JJ	竹渕出張所	
"	南高安出張所	JJ	南高安出張所	
"	高安出張所	JJ	高安出張所	
JJ	曙川出張所	JJ	曙川出張所	
11	志紀出張所	JJ	志紀出張所	
II.	市民課	IJ	市民課	
地域福祉部	地域福祉政策課	健康福祉部	地域共生推進課	
II.	福祉指導監査課	IJ	福祉指導監査課	
JJ	生活福祉課	IJ	生活福祉課	
JJ	高齢介護課	IJ	高齢介護課	
JJ	障害福祉課	IJ	障害福祉課	
健康まちづくり部	健康保険課	IJ	健康保険課	
JJ	保健企画課	IJ	保健企画課	
JJ	保健衛生課	IJ	保健衛生課	
II.	保健予防課	IJ	保健予防課	
II.	健康推進課	IJ	健康推進課	
こども未来部	こども政策課	こども若者部	こども若者政策課	
"	子育て支援課	JJ	こども総合支援課	
11	こども施設課	JJ	こども施設運営課	
経済環境部	産業政策課	魅力創造部	産業政策課	
JJ	労働支援課	IJ	労働支援課	
II.	環境保全課	環境部	環境保全課	
II.	資源循環課	IJ	循環型社会推進課	
II.	環境事業課	IJ	環境事業課	
II.	環境施設課	JJ	環境施設課	
都市整備部	下水道経営企画課	下水道部	下水道経営企画課	
II.	下水道管理課	IJ	下水道管理課	
II.	下水道整備課	IJ	下水道整備課	

〇八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則

平成22年2月1日 規則第1号

改正 平成22年3月12日規則第4号 平成23年2月2日規則第4号 平成24年7月6日規則第45号 令和元年12月13日規則第31号 令和2年1月30日規則第4号 令和3年5月19日規則第80号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号に規定する再生利用の目的となる一般廃棄物(事業所から排出される魚あら及び揚げかすに限る。以下同じ。)の収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)を業として行う者の指定(以下「再生輸送業の指定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定等の申請)

- 第2条 再生輸送業の指定を受けようとする者及び再生輸送業の指定の更新を受けようとする者 (以下これらの者を「申請者」という。)は、一般廃棄物再生輸送業指定(更新)申請書(様式 第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事務所又は営業所にあっては付近の見取図、車庫にあってはその平面図及び付近の見取図
 - (2) 申請者が前号に規定する施設の所有権(所有権を有しない場合には、使用する権原)を有 することを証する書類
 - (3) 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し
 - (4) 申請者が法人である場合にあっては、定款、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し
 - (5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書(様式第2号)
 - (6) 従業者名簿(様式第3号)及び事業の用に供する車両の運転業務に就く従業者の運転免許 証の写し
 - (7) 申請者の印鑑登録証明書(法人にあっては、その代表者の印鑑証明書)
 - (8) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書(様式第4号)
 - (9) 申請者が個人である場合にあっては、前年度における所得税及び住民税の納税証明書
 - (10) 申請者が法人である場合にあっては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人 税及び法人住民税の納税証明書
 - (11) 契約 (予定) 者名簿 (様式第5号) 及び当該契約者との契約書 (契約予定者の場合は、これに類するもの) の写し
 - (12) 事業の用に供する車両及び器材の一覧表(様式第6号)
 - (13) 再生輸送車両の正面、両側面及び後面の写真(様式第7号)
 - (14) 再生輸送車両の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車任意保険証の写し
 - (15) 申請者が再生輸送車両の所有権(所有権を有しない場合には、使用する権原)を有することを証する書類
 - (16) 人員配置図(様式第8号)
 - (17) 誓約書 (様式第9号)
 - (18) その他市長が必要と認める書類及び図面

(指定の基準)

- 第3条 再生輸送業の指定及び再生輸送業の指定の更新に係る基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 - (2) 申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例(平成10年八尾市条例第24号)第8条第1項の規定による警告を受けたものにあっては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。
 - (3) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。)でないこと。
 - (4) 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は法第7条第5項第4号ト及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がいないこと。
 - (5) 申請者が法人の場合にあっては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
 - (6) 申請者が個人の場合にあっては、法第7条第5項第4号ト及びルの政令で定める使用人の うちに暴力団員等がいないこと。
 - (7) 申請者が自らその事業を実施する者であること。
 - (8) 再生輸送車両は、非常時における代替車両が確保され、かつ、原則として自ら所有していること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)。
 - (9) 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の2に規定する基準に適合するものであること。また、再生輸送車両は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するもの又は同法第13条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により同法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものであること。
 - (10) 再生輸送車両を衛生的に保管できる車庫を有し、かつ、当該車庫の使用に関する権原を有していること。
 - (11) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、再生輸送業の指定及び再生輸送業の指定の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定の条件)

第4条 市長は、再生輸送業の指定をし、又は再生輸送業の指定の更新をするときは、再生輸送業の指定の期間を2年以内とするものとし、及び生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(指定証の交付等)

- 第5条 市長は、再生輸送業の指定をし、又は再生輸送業の指定の更新をしたときは、一般廃棄物 再生輸送業指定証(様式第10号。以下「指定証」という。)を交付する。
- 2 指定証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 (変更又は廃止の届出)
- 第6条 再生輸送業の指定を受けた者及び再生輸送業の指定の更新を受けた者(以下これらの者を「指定業者」という。)は、当該再生輸送業の指定に係る申請事項に変更があったとき、又はその事業を廃止したときは、当該事由が生じた日から10日以内に一般廃棄物再生輸送業指定変更・廃止届出書(様式第11号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。(指定証の再交付)
- 第7条 指定業者は、指定証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、速やかに一般廃棄物再生輸送業指定証再交付申請書(様式第12号)を市長に提出して、指定証の再交付を受けなければならない。

(遵守事項)

- 第8条 指定業者は、再生輸送の業務を他人に委託してはならない。ただし、市長が適当と認める場合にあっては、この限りでない。
- 2 指定業者は、再生輸送車両の故障等やむを得ない事情がある場合を除き、再生輸送に係る一般 廃棄物の積替えを行ってはならない。
- 3 指定業者は、前項の規定により積替えを行ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなけれ ばならない。

(指定の取消し等)

- 第9条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生輸送業の指定を取り消し、 又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により再生輸送業の指定を受けたとき。
 - (3) 第3条に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - (4) 第4条の規定により付された条件に違反したとき。
 - (5) 正当な理由がなく長期間にわたり事業を休止したとき。
 - (6) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(指定証の返環)

- 第10条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。
 - (1) 第4条に規定する再生輸送業の指定の期間が満了したとき。
 - (2) 第6条の規定により廃止の届出をしたとき。
 - (3) 前条の規定により再生輸送業の指定を取り消されたとき。
 - (4) 亡失した指定証を発見したとき。

(帳簿の記載及び保管)

- 第11条 指定業者は、再生輸送について、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。
 - (1) 再生輸送年月日
 - (2) 一般廃棄物の排出者ごとの再生輸送量
 - (3) 再生輸送の方法及び再生輸送先ごとの再生輸送量
 - (4) 再生輸送の受託にあっては、受託年月日、委託者の氏名及び住所(法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、受託内容並びに受託料金の額
- 2 前項の帳簿は、事務所又は営業所ごとに備え、再生輸送を行った年度ごとに整理し、当該年度 の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(報告)

- 第12条 指定業者は、毎年4月1日前1年間に行った再生輸送について、一般廃棄物再生輸送業業 務報告書(様式第13号)を作成し、次に掲げる事項を記載した書類を添えてその年の6月30日ま でに市長に提出しなければならない。
 - (1) 一般廃棄物の排出者の氏名又は名称及び排出者ごとの再生輸送量
 - (2) 再生輸送先ごとの再生輸送量

(指定等の審査)

第13条 市長は、再生輸送業の指定及び再生輸送業の指定の更新の適否に係る事項並びに第9条に 規定する再生輸送業の指定の取消し等に係る事項の審査を八尾市廃棄物の減量及び適正処理に 関する条例施行規則(平成17年八尾市規則第42号)第41条第1項に規定する一般廃棄物処理業審 査委員会において行う。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月12日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第45号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和元年12月13日規則第31号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和2年1月30日規則第4号)

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則(令和3年5月19日規則第80号)

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

〇 八 尾 市 廃 棄 物 減 量 等 推 進 審 議 会 規 則

平成12年2月24日 規則第1号

改正 平成18年2月7日規則第3号 平成19年1月15日規則第1号 平成20年3月31日規則第39号 平成25年3月30日規則第4号 令和2年8月27日規則第68号 令和3年3月31日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成16年八尾市条例第27号。 以下「条例」という。)第11条第3項の規定により、八尾市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び定数)

- 第2条 条例第10条第2項第3号に規定する委員は、市長が審議会委員として公募し、当該公募に 応じた市民の中から市長が別に定める方法により選考した委員とする。
- 2 市長が委嘱する委員の定数は次のとおりとする。
 - (1) 条例第10条第2項第1号に規定する者 5人
 - (2) 条例第10条第2項第2号に規定する者 10人
 - (3) 条例第10条第2項第3号に規定する者 5人

(定数の特例)

第3条 市長は、一般廃棄物の減量化対策等を実効あるものとするため、特に必要があると認めた ときは、前条第2項各号の委員の定数を超えて委嘱することができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第6条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを 得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代え ることができる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係があるものの出席を求め、その 意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

- 第8条 審議会の会議は、公開するものとする。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、前項の規定にかかわらず、非公開とすることができる。
- 3 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、別に市長が定める。

(専門部会)

- 第9条 審議会は必要があると認めるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員(以下「部会委員」という。)の互選によりこれ を定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 前4条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」 と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境部循環型社会推進課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定(公募に関する部分に限る。)は、平成12年2月17日から適用する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に行われる審議会その他会長及び会長の職務を代理する副会長 が欠けている場合における審議会の会議は、市長が招集する。
- 3 前項の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長が指名する部会の委員」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

附 則 (平成18年2月7日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年1月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月30日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

附 則(令和2年8月27日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年 4月1日から適用する。

 $(1)\sim(42)$ (略)

(43) 八尾市廃棄物減量等推進審議会規則

(44)~(51) (略)

附 則(令和3年3月31日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(発令)

60 この規則の施行の際、現に担当にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を 用いずに、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)をもって当該課係長として発令され たものとみなす。

- 61 この規則の施行の際、現に主査にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもって当該課主査として発令されたものとみなす。
- 62 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課に属する職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる部課に属すべき職員として発令されたものとみなす。

旧所属		新所属		
人権文化ふれあい部	人権政策課	人権ふれあい部	人権政策課	
II.	桂人権コミュニティセン	II.	桂人権コミュニティセン	
	ター		ター	
JJ	安中人権コミュニティセ	II .	安中人権コミュニティセ	
	ンター		ンター	
<i>II</i>	コミュニティ政策推進課	II.	コミュニティ政策推進課	
JJ	龍華出張所	JJ	龍華出張所	
JJ	久宝寺出張所	JJ	久宝寺出張所	
JJ	西郡出張所	II .	西郡出張所	
IJ	大正出張所	II.	大正出張所	
IJ	山本出張所	II.	山本出張所	
IJ	竹渕出張所	II.	竹渕出張所	
JJ	南高安出張所	II .	南高安出張所	
JJ	高安出張所	JJ	高安出張所	
II.	曙川出張所	JJ	曙川出張所	
JJ	志紀出張所	JJ	志紀出張所	
JJ	市民課	II .	市民課	
地域福祉部	地域福祉政策課	健康福祉部	地域共生推進課	
IJ	福祉指導監査課	II.	福祉指導監査課	
IJ	生活福祉課	II.	生活福祉課	
IJ	高齢介護課	II.	高齢介護課	
JJ	障害福祉課	JJ	障害福祉課	
健康まちづくり部	健康保険課	JJ	健康保険課	
JJ	保健企画課	JJ	保健企画課	
JJ	保健衛生課	JJ	保健衛生課	
IJ	保健予防課	n 保健予防課		
JJ	健康推進課	JJ	健康推進課	
こども未来部	こども政策課	こども若者部	こども若者政策課	
IJ	子育て支援課	II.	こども総合支援課	
JJ	こども施設課	JJ	こども施設運営課	
経済環境部	産業政策課	魅力創造部	産業政策課	
JJ	労働支援課	JJ	労働支援課	
JJ	環境保全課	環境部	環境保全課	
II.	資源循環課	# 循環型社会推進課		
JJ	環境事業課	『 環境事業課		
JJ	環境施設課	IJ	環境施設課	
都市整備部	下水道経営企画課	下水道部	下水道経営企画課	
II .	下水道管理課	IJ	下水道管理課	
IJ	下水道整備課	IJ	下水道整備課	

〇八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

平成29年12月22日 条例第72号

改正 平成30年3月27日条例第14号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 産業廃棄物管理責任者の設置等(第3条)
- 第3章 産業廃棄物の保管に係る措置
 - 第1節 保管の届出 (第4条-第10条)
 - 第2節 搬入の停止の命令(第11条)
- 第4章 土地所有者等の責務等(第12条-第16条)
- 第5章 産業廃棄物処理施設の設置に係る手続等
 - 第1節 設置者等の責務(第17条)
 - 第2節 産業廃棄物処理施設の設置の際の手続(第18条-第31条)
 - 第3節 意見等の勘案(第32条)
 - 第4節 事業計画書の変更の届出等(第33条-第36条)
 - 第5節 勧告等(第37条・第38条)
- 第6章 雑則 (第39条-第45条)
- 第7章 罰則 (第46条-第49条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するために必要な事項を定めることにより、 現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活環境の確保に資することを目的とする。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
 - (2) 産業廃棄物処理業者 法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
 - (3) 産業廃棄物処理業の許可 法第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定による許可をいう。
 - (4) 産業廃棄物処理基準等 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、法第12条の2第 1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び法第16条の3第1号に規定する基準(同条に 規定する指定有害廃棄物の保管に係るものを除く。)をいう。
 - (5) 産業廃棄物の不適正な処理 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準(法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物にあっては、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準及び同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準)並びに法第16条の3第1号に規定する基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬及び処分をいう。

第2章 産業廃棄物管理責任者の設置等

第3条 建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業又は水道業を営む事業者であって、 産業廃棄物を生ずる事業場を設置するものは、当該事業場において産業廃棄物の排出の抑制及び 産業廃棄物の適正な処理が行われるよう当該事業場に係る業務に従事する者を監督するための 産業廃棄物管理責任者を置くよう努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事業者に対し、産業廃棄物管理責任者の設置、産業廃棄物管理責任者 が行う業務の実施の方法その他産業廃棄物の排出の抑制及び産業廃棄物の適正な処理のため必 要な事項について、指導又は助言するものとする。

第3章 産業廃棄物の保管に係る措置

第1節 保管の届出

(産業廃棄物の保管の届出)

- 第4条 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合を除き、保管の開始の日の14日前までに、当該保管を行おうとする事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 保管を行う事業場の名称及び所在地
 - (3) 保管を行う事業場の敷地等(当該保管を行おうとする事業場に供する敷地及び当該敷地と 一体的な利用を行っている土地をいう。第4項において同じ。)の所有者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (4) 産業廃棄物の種類及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画に定める事項として規 則で定めるもの
 - (5) 第8条第1項の帳簿の備付け場所
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 非常災害のために必要な応急措置として前項に規定する保管を行った事業者は、当該保管の開始の日から起算して14日以内に、当該保管を行った事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 前項各号(第4号及び第6号を除く。)に掲げる事項
 - (2) 保管を行った産業廃棄物の種類及び数量
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前2項の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 次に掲げる産業廃棄物の保管については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。
 - (1) 法第12条第3項又は第12条の2第3項に規定する保管
 - (2) 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
 - (3) 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
 - (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。 以下「PCB特措法」という。)第8条第1項(PCB特措法第15条において準用する場合を 含む。)の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管
 - (5) 敷地等の面積が300平方メートル未満の事業場において行う保管 (法に基づく届出に係る産業廃棄物の保管に関する計画等の届出)
- 第5条 法第12条第3項又は第12条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ 前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を併せて市長に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。 (変更等の届出)
- 第6条 次の各号に掲げる規定による届出をした者は、当該各号に定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。当該届出に係る保管を廃止したときも、また、同様とする。
 - (1) 第4条第1項 同項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 第4条第2項 同項第1号又は第2号に掲げる事項

2 前項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、前条第1項の規定による届出書の提出をした者 について準用する。

(計画変更勧告)

第7条 市長は、第4条第1項の規定による届出書の提出又は前条第1項前段の規定による届出 (同項第1号に係るものに限る。)があった場合において、第4条第1項第4号に規定する計画 が産業廃棄物処理基準等に適合しないと認めるときは、当該届出書の提出又は届出のあった日か ら14日以内に限り、第4条第1項又は前条第1項前段の規定による届出をした者に対し、当該計 画を変更すべきことを勧告することができる。

(産業廃棄物の保管等に係る帳簿の備付け等)

- 第8条 第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項の規定による届出書の提出をした者(以下「保管の届出者」という。)は、保管に係る事業場ごとに帳簿を備え、その産業廃棄物の保管その他の処理について規則で定める事項を記載しなければならない。
- 2 前項の帳簿は、規則で定めるところにより、保存しなければならない。 (産業廃棄物の保管の場所における表示)
- 第9条 保管の届出者は、規則で定めるところにより、保管を行う事業場ごとに、その見やすい箇所に第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項又は第6条第1項前段(同条第2項において準用する場合を含む。第11条第1項第2号において同じ。)の規定により届出がされた産業廃棄物の保管の場所である旨その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(勧告)

第10条 市長は、保管の届出者が、第8条第1項の規定による帳簿の備付け若しくは帳簿への記載 又は前条の規定による表示をしていないときは、当該保管の届出者に対し、これらの行為を行う べきことを勧告することができる。

第2節 搬入の停止の命令

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、産業廃棄物の適正な処理の実施を 確保するため必要があると認めるときは、産業廃棄物の保管を行っている者に対し、30日以内の 期間を定めて、当該保管が行われている事業場への産業廃棄物又はその疑いのある物の搬入の停 止を命ずることができる。
 - (1) 第4条第1項又は第5条第1項の規定による届出をしないで産業廃棄物の保管を行っているため、その保管が産業廃棄物処理基準等に適合しているかどうかを判断することができない場合
 - (2) 第6条第1項前段の規定による届出(同項第1号に係るものに限る。)をしないで第4条 第1項第1号から第5号までに掲げる事項を変更したため、その保管が産業廃棄物処理基準等 に適合しているかどうかを判断することができない場合
 - (3) 第7条の規定による勧告に従わずに産業廃棄物の保管を行っている場合
 - (4) 産業廃棄物であることの疑いのある物の保管が行われ、当該物が産業廃棄物であるとする ならば、産業廃棄物処理基準等に適合しないと認められる場合
- 2 市長は、前項の規定による命令をした場合において、特別の理由があると認めるときは、30日 以内で必要と認める期間、同項の期間を延長することができる。
- 3 市長は、第1項の期間(前項の規定により延長された期間を含む。)内であっても、当該命令 に係る産業廃棄物の保管が適正であると認めるとき又は当該命令に係る産業廃棄物の疑いのあ る物が産業廃棄物でないと認めるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない。

第4章 土地所有者等の責務等

(土地所有者等の責務)

第12条 土地の所有者、管理者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、自己が所有し、 管理し、又は占有する土地(以下「所有地等」という。)において、産業廃棄物の不適正な処理 により生活環境の保全上支障を生じさせることのないように努めるものとする。 2 土地所有者等は、所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められると きは、市長への通報その他生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために適切な措置を 講ずるよう努めるものとする。

(所有地等を賃借人等に使用させる土地所有者等の責務)

- 第13条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合において、産業廃棄物の発生又は搬入が予想されるときは、当該所有地等における当該他の者(以下「賃借人等」という。)が産業廃棄物の不適正な処理を行わないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、その所有地等において、賃借人等によって産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められるときは、当該賃借人等への警告その他の産業廃棄物の処理が適正に行われるようにするための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地使用者等の説明義務)

第14条 産業廃棄物の処理のために土地所有者等の所有地等を使用し、又は管理しようとする者は、 あらかじめ、当該土地所有者等に対し、その旨を説明しなければならない。

(勧告等)

- 第15条 市長は、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認めるときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、第12条第2項又は第13条第2項に規定する措置を講ずるよう指導することができる。
- 2 市長は、生活環境の保全上特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない 者に対し、同項の措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

- 第16条 市長は、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該処分が行われた土地に係る土地所有者等(法第19条の5第1項に規定する処分者等及び法第19条の6第1項に規定する排出事業者等(以下これらを「法対象者」という。)を除く。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。
 - (1) 土地所有者等が、前条第2項の規定による勧告(第13条第2項に規定する措置に係るものに限る。)に従わないとき。
 - (2) 法対象者の資力その他の事情からみて、法対象者のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
 - (3) 土地所有者等が当該処分が行われることをあらかじめ知り、又は知ることができたときその他第13条第2項の規定の趣旨に照らし、土地所有者等に支障の除去等の措置をとらせることが適当であるとき。

第5章 産業廃棄物処理施設の設置に係る手続等

第1節 設置者等の責務

第17条 産業廃棄物の処理のための施設を設置し、又は当該施設の維持管理をする者は、周辺地域 の生活環境の保全について十分に配慮するよう努めなければならない。

第2節 産業廃棄物処理施設の設置の際の手続

(事業計画書の提出)

第18条 産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者が、産業廃棄物の処理のための施設であって、 規則で定めるもの(以下「産業廃棄物処理施設」という。)を設置しようとするときは、規則で 定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した事業計画書を市長に提出しなけれ ばならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 生活環境の保全のための措置の内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の事業計画書(以下「事業計画書」という。)には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(説明会等計画書の提出)

- 第19条 事業計画書の提出をしようとするときは、規則で定めるところにより、事業計画書の提出 と併せて、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「説明会等計画書」という。)を市長に提出 しなければならない。
 - (1) 第22条第1項の規定による閲覧の計画
 - (2) 第23条第1項に規定する説明会の開催の計画
 - (3) 第24条の意見書の提出の方法
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事業計画書等についての公示等)

第20条 市長は、第18条第1項又は前条の規定による事業計画書又は説明会等計画書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を公示するとともに、当該事業計画書又は説明会等計画書その他規則で定める書類の写しを規則で定める期間、公衆の縦覧に供するものとする。

(事業計画書等が提出されたときの市長の意見)

- 第21条 市長は、第18条第1項の規定による事業計画書の提出を受けたときは、前条の期間、当該事業計画書の提出をした者(以下「事業計画書提出者」という。)に対し、当該事業計画書について、周辺地域の生活環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。
- 2 市長は、第19条の規定による説明会等計画書の提出を受けたときは、前条の期間、当該事業計 画書提出者に対し、当該説明会等計画書について意見を述べることができる。

(事業計画書の閲覧)

- 第22条 事業計画書提出者は、第20条の規定による公示の日以後、当該事業計画書に関し生活環境に影響を及ぼす範囲として規則で定める地域(以下「関係地域」という。)内その他適当な場所において、閲覧場所を設け、当該関係地域内に住所を有する者その他規則で定める者(以下「関係住民」という。)に対し、事業計画書の写しを同条の期間が満了するまでの間、閲覧に供しなければならない。
- 2 事業計画書提出者は、規則で定めるところにより、前項の閲覧場所を関係住民に周知させるよう努めなければならない。

(説明会の開催等)

- 第23条 事業計画書提出者は、規則で定めるところにより、第20条の期間内に、関係地域内その他 適当な場所において、関係住民に対し、事業計画書の記載事項を周知させるための説明会(以下 「説明会」という。)を開催しなければならない。
- 2 事業計画書提出者は、説明会を開催するときは、規則で定めるところにより、当該説明会の開催を予定する日時及び場所を当該説明会の開催を予定する日の7日前までに周知させるよう努めなければならない。
- 3 事業計画書提出者は、その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合には、説明会を開催することを要しない。この場合において、事業計画書提出者は、

その旨を速やかに市長に届け出るとともに、規則で定めるところにより、事業計画書を要約した 書類の提供その他の方法により、事業計画書の記載事項を関係住民に周知させるよう努めなけれ ばならない。

(事業計画書についての関係住民による意見書の提出)

第24条 事業計画書について関係地域の生活環境の保全の見地からの意見を有する関係住民は、第 20条の期間の満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までの間、事業計画書提出者に対し、 意見書を提出することができる。

(見解書の提出)

第25条 事業計画書提出者は、前条の規定により意見書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該意見書の提出をした関係住民に対し、当該意見書に記載された意見についての当該事業計画書提出者の見解を書面により示さなければならない。

(説明会等報告書の提出)

- 第26条 事業計画書提出者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「説明会等報告書」という。)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 第22条第1項の規定による閲覧の結果
 - (2) 説明会の開催の結果
 - (3) 第24条の意見書に記載された関係住民の意見の要約及びこれに対して前条の規定により 示した事業計画書提出者の見解の要約
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(説明会等報告書が提出されたときの市長の意見)

- 第27条 市長は、説明会等報告書の提出を受けたときは、規則で定める期間内に、事業計画書提出者に対し、説明会等報告書の内容を踏まえた上で、事業計画書について、周辺地域の生活環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、周辺地域の生活環境の保全に関し 専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

(修正事業計画書の提出)

- 第28条 事業計画書提出者は、規則で定めるところにより、第21条第1項及び前条第1項の規定により述べられた意見を勘案して事業計画書の記載事項について検討を加え、当該事業計画書を修正した事業計画書(以下「修正事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該事業計画書について修正の必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。(修正事業計画書の変更の勧告等)
- 第29条 市長は、前条の規定による修正事業計画書の提出を受けた場合において、当該修正事業計画書の内容が第21条第1項又は第27条第1項の規定により述べた意見が勘案されていないと認めるときは、事業計画書提出者に対し、当該修正事業計画書の内容について変更すべきことを勧告することができる。この場合において、市長は、変更すべき当該修正事業計画書の内容について、指導又は助言をするものとする。
- 2 第27条第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による勧告をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(修正事業計画書についての公示等)

第30条 市長は、第28条の規定による修正事業計画書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を公示するとともに、当該修正事業計画書の写しその他規則で定める書類を一月間一般の縦覧に供するものとする。

(修正事業計画書の閲覧)

第31条 事業計画書提出者は、前条の規定による公示の日以後当該修正事業計画書に係る関係地域 内その他適当な場所において、関係住民に対し、修正事業計画書の写しその他規則で定める書類 を一月間閲覧に供しなければならない。

2 第22条第2項の規定は、前項の場合における事業計画書提出者について準用する。

第3節 意見等の勘案

第32条 市長は、産業廃棄物処理業の許可をするに当たっては、第21条第1項若しくは第27条第1項の規定により述べた意見又は第29条第1項の規定による勧告の趣旨を勘案するものとする。

第4節 事業計画書の変更の届出等

(事業計画書の変更の届出)

- 第33条 事業計画書提出者は、第20条の規定による公示があってから第28条の規定による修正事業計画書の提出をするまで(同条ただし書に該当する場合にあっては、当該事業計画書に係る産業廃棄物処理業の許可の申請をするまで)の間において、事業計画書の変更をしようとする場合は、規則で定めるところにより、その旨を書面で市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合であって、事業計画書提出者が第18条、第19条、 第22条、第23条、第25条及び第26条に定める手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認 めるときは、当該事業計画書提出者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 事業計画書提出者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該手続を再度実施しなければ ならない。

(説明会等計画書の変更の届出)

- 第34条 事業計画書提出者は、第20条の規定による公示があってから第26条の規定による説明会等報告書を提出するまでの間において、説明会等計画書の変更をしようとする場合は、規則で定めるところにより、その旨を書面により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、事業計画書提出者が第22条、第23条及 び第25条に定める手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認めるときは、当該事業計画 書提出者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前条第3項の規定は、説明会等計画書の変更について準用する。

(修正事業計画書の変更の届出)

- 第35条 事業計画書提出者は、第28条の規定による修正事業計画書の提出をしてから当該修正事業 計画書に係る産業廃棄物処理業の許可の申請をするまでの間において、修正事業計画書の変更を しようとする場合は、規則で定めるところにより、その旨を書面により市長に届け出なければな らない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、第18条、第19条、第22条、第23条、第 25条、第26条、第28条及び第31条に定める手続の全部又は一部を再度実施する必要があると認め るときは、事業計画書提出者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第33条第3項の規定は、修正事業計画書の変更について準用する。

(事業計画の廃止の届出等)

- 第36条 事業計画書提出者は、第20条の規定による公示があった後において、産業廃棄物処理施設を設置しないこととする場合は、規則で定めるところにより、その旨を書面で市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、規則で定めるところにより、速やかにその 旨を公示しなければならない。

第5節 勧告等

(勧告)

第37条 市長は、第18条、第19条、第22条、第23条、第25条、第26条、第28条、第31条、第33条第 1 項若しくは第 3 項、第34条第 1 項若しくは第 3 項、第35条第 1 項若しくは第 3 項又は前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業計画書提出者(第18条又は第19条に係る場合にあっては、産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者)に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(準用)

第38条 第2節から前節まで及び前条の規定は、法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による許可(産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けようとする者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条第1項	産業廃棄物処理業の許可	法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の
		規定による許可
	を設置しよう	に係る事業の範囲を変更しよう
第32条、第33条第1項及	産業廃棄物処理業の許可	法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の
び第35条第1項		規定による許可
第36条第1項	産業廃棄物処理施設を設置	産業廃棄物処理業の許可に係る事業の範囲を
	しない	変更しない
前条	産業廃棄物処理業の許可	法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の
		規定による許可

2 第2節及び前節並びに前条の規定は、法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしようとする者(産業廃棄物処理施設の設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更に係る届出をしようとする者であって、規則で定めるものに限る。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条第1項	産業廃棄物処理業の許可を	法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項
	受けよう	において準用する法第7条の2第3項の規定
		による届出をしよう
	を設置しよう	の設置場所又は主要な設備の構造若しくは規
		模を変更しよう
第33条第1項及び第35条	産業廃棄物処理業の許可の	法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項
第1項	申請	において準用する法第7条の2第3項の規定
		による届出
第36条第1項	を設置しない	の設置場所又は主要な設備の構造若しくは規
		模を変更しない
前条	産業廃棄物処理業の許可を	法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項
	受けよう	において準用する法第7条の2第3項の規定
		による届出をしよう

第6章 雑則

(報告の徴収)

第39条 市長は、第2章から前章までの規定の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等又は事業計画書提出者(以下これらの者を「被報告徴収者」という。)に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第40条 市長は、第3章及び第4章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物処理業者又は土地所有者等(以下これらの者を「被立入検査者」という。)の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の不適正な処理に係る土地等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物又はその疑いのある物を無償で収去させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (勧告に従わない者等の公表)
- 第41条 市長は、第7条、第10条、第15条第2項又は第37条(第38条において準用する場合を含む。) の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わ ない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、第11条第1項又は第16条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令 に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表する ことができる。
- 3 市長は、保管の届出者が、正当な理由がなく第8条第2項の規定による帳簿の保存をしなかったときは、当該保管の届出者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができる。
- 4 市長は、被報告徴収者が第39条の規定による報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたときは、当該被報告徴収者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができる。
- 5 市長は、被立入検査者が前条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したと きは、当該被立入検査者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができる。
- 6 市長は、前各項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、 その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、 意見の聴取の手続を行わなければならない。

(法に基づく命令に違反した者等の公表)

- 第42条 市長は、法第15条の2の7、第15条の19第4項又は第19条の3(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令(法第15条の2の7の規定による命令にあっては改善に係るものに限り、法第19条の3の規定による命令にあっては同条第2号に係るものに限る。)を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。
- 2 市長は、法第12条の6第3項、第12条の7第10項、第14条の3 (法第14条の6において準用する場合を含む。)、第14条の3の2第1項若しくは第2項(法第14条の6において準用する場合を含む。)、第15条の2の7、第15条の3第1項若しくは第2項、第19条の5第1項(法第17条の2第3項及び第19条の10第2項において準用する場合を含む。)、第19条の6第1項、第19条の11第1項若しくは第21条の2第2項の規定による処分(法第15条の2の7の規定による処分にあっては改善の命令を除き、法第21条の2第2項の規定による処分にあっては産業廃棄物に係るものに限る。)又はPCB特措法第12条第1項の規定による命令をしたときは、当該処分又は命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該処分又は命令の内容を公表することができる。
- 3 前条第6項の規定は、前2項の規定による公表について準用する。
- 第43条 第41条第6項の規定は、法第12条の6第2項の規定による公表について準用する。 (手数料)
- 第44条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。
- 2 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

- 第46条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 第47条 第16条の規定による命令に違反した者は、3月以下の禁錮又は200,000円以下の罰金に処する。
- 第48条 第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、200,000円以下の罰金に処する。

第49条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の 業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても 各本条の罰金刑を科する。

附則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、大阪府循環型社会形成推進条例(平成15年大阪府条例第6号)の規定により現になされている手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則(平成30年3月27日条例第14号) この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第44条関係)

項	区分	金額
1	法第12条の7第1項の認定を共同して受けようとする者	147,000円
2	法第12条の7第7項の変更の認定を共同して受けようとする者	134,000円
3	法第14条第1項の許可を受けようとする者	81,000円
4	法第14条第2項の更新を受けようとする者	73,000円
5	法第14条第6項の許可を受けようとする者	100,000円
6	法第14条第7項の更新を受けようとする者	94,000円
7	法第14条の2第1項の範囲の変更の許可を 3の項の許可に係るもの	71,000円
	受けようとする者 5の項の許可に係るもの	92,000円
8	法第14条の4第1項の許可を受けようとする者	81,000円
9	法第14条の4第2項の更新を受けようとする者	74,000円
10	法第14条の4第6項の許可を受けようとする者	100,000円
11	法第14条の4第7項の更新を受けようとする者	95,000円
12	法第14条の5第1項の範囲の変更の許可を8の項の許可に係るもの	72,000円
	受けようとする者 10の項の許可に係るもの	95,000円
13	法第15条第1項の許可を受けようとする者 法第15条第4項の産業廃棄物処理	140,000円
	施設に係るもの	
	その他	120,000円
14	法第15条の2の2第1項(法第15条の3の2第1項の規定により産業廃棄物処	33,000円
	理施設の設置者とみなして適用する場合を含む。)の検査を受けようとする者	
15	法第15条の2の6第1項の変更の許可を受 法第15条第4項の産業廃棄物処理	130,000円
	 施設に係るもの 	
	その他	110,000円
16	法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の確認を受けようと	40,000円
	する者	
	法第15条の3の2第2項の確認を受けようとする者	40,000円
	法第15条の3の3第1項の認定を受けようとする者	33,000円
	法第15条の3の3第2項の更新を受けようとする者	20,000円
	法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可を受けようとする者	94,000円
-	法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の認可を受けようとする者	94,000円
22	1の項、2の項若しくは18の項の認定に係る認定証又は3の項、5の項、7の	1,500円
	項、8の項、10の項、12の項、13の項若しくは15の項の許可に係る許可証の再	
/ #	交付を受けようとする者	

備考 金額は、申請1件当たりの額とする。

〇八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

平成30年3月31日

規則第110号

2)

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(平成29年八尾市条例 第72号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(産業廃棄物の保管の届出)

- 第3条 条例第4条第1項及び第5条第1項の届出書は、産業廃棄物保管施設届出書(様式第1号) とする。
- 2 条例第4条第1項第4号の産業廃棄物の保管に関する計画で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 保管の方法に関する次に掲げる事項
 - ア 保管の目的
 - イ 保管のための容器の使用の有無
 - ウ 保管の積み上げ高さ
 - エ 産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。)第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物若しくは水銀使用製品産業廃棄物又は同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。)ごとの保管の方法
 - オ 保管を行う事業場及び保管の用に供する場所の面積
 - カ 法施行令第6条第1項第1号ハからへまでに規定する積替え及び保管に係る基準に適合 するために実施する生活環境の保全のための措置に係る計画
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
 - (2) 産業廃棄物の搬入に関する次に掲げる事項
 - ア 産業廃棄物の発生場所又は地域
 - イ 保管を行う事業場への搬入の方法
 - ウ 搬入の頻度及び量
 - エ 搬入を行う時間帯
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
 - (3) 産業廃棄物の搬出に関する次に掲げる事項
 - ア 搬出先の氏名又は名称及び住所
 - イ 搬出の方法
 - ウ 搬出の頻度及び量
 - エ 搬出を行う時間帯
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
 - (4) 保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 処分を行う産業廃棄物の種類ごとの処分の方法
 - イ 処分の頻度及び量
 - ウ 1日あたりの処理能力
 - エ 処分に伴い発生する産業廃棄物等の搬出先の氏名又は名称及び住所
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 条例第4条第1項第6号及び第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第1項の届出書を提出する者(以下この条において「届出者」という。)が営む事業の種別

- (2) 届出者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた者である場合に あっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (3) 届出者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた者である場合にあっては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
- (4) 届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合にあっては、当該許可をした行政 庁の名称及び許可番号
- (5) 産業廃棄物の保管開始予定年月日
- 4 条例第4条第3項及び第5条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 保管を行う事業場の平面図及び当該事業場の付近見取図
 - (2) 保管場所(当該保管に係る構造物を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面 図及び構造図
 - (3) 保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、当該処分に係る実施計画書並びに 当該処分のための施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (4) 保管を行う事業場における産業廃棄物の保管量に係る設計計算書
 - (5) 保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる部分のある場合にあっては、構造耐力上安全であることを示す構造計算書
 - (6) 届出者が第2号の保管場所及び第3号に規定する施設の所有権(届出者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類
 - (7) 保管に係る産業廃棄物の処理の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、当該委託 の契約に係る書類の写し
 - (8) 条例第4条第1項第5号の帳簿の備付け場所を明らかにした図面 (変更等の届出)
- 第4条 条例第6条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物保管施設(変更・廃止)届出書(様式第2号)を提出することにより行わなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 条例第4条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の変更の場合にあっては、変更の内容及び年月日
 - (3) 保管を廃止した場合にあっては、廃止の年月日
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更の場合 前条第4項第6号 に掲げる書類
 - (2) 条例第4条第1項第4号に掲げる事項の変更の場合 前条第4項第1号から第5号まで 及び第7号に掲げる書類
 - (3) 条例第4条第1項第5号に掲げる事項の変更の場合 前条第4項第8号に掲げる書類
- 3 条例第6条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。
 - (1) 条例第4条第1項第1号、第3号又は第5号に掲げる事項の変更の場合 変更の日から10 日を経過する日
 - (2) 条例第4条第1項第2号又は第4号に掲げる事項の変更の場合 変更の日の14日前の日
 - (3) 保管の廃止の場合 廃止の日から10日を経過する日
- 4 前項の規定は、条例第6条第2項において準用する同条第1項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「変更の日の14日前の日」とあるのは「変更の日の前日」と、「廃止の日から10日を経過する日」とあるのは「廃止の日から30日を経過する日」と読み替えるものとする。

(書類の提出部数)

第5条 条例第4条若しくは第5条又は前条の規定により市長に提出する書類の部数は、正本1部 及び副本1部とする。

(受理書)

第6条 市長は、条例第4条第1項若しくは第2項若しくは第5条第1項又は第4条第1項の規定による届出書の提出を受けたとき(第4条第1項第3号に掲げる場合を除く。)は、受理書(様式第3号)を当該届出書の提出をした者に交付する。

(帳簿の記載事項等)

- 第7条 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 産業廃棄物の搬入を行った日、搬入のために使用した自動車の自動車登録番号及び運搬を 担当した者の氏名
 - (2) 前号の産業廃棄物の種類、数量及び発生場所
 - (3) 産業廃棄物の搬出を行った日、搬出のために使用した自動車の自動車登録番号及び運搬を担当した者の氏名
 - (4) 前号の産業廃棄物の種類及び数量並びに搬出先の氏名又は名称及び住所
 - (5) 保管を行う事業場において処分を行う場合にあっては、産業廃棄物の処分を行った日、処分を担当した者の氏名及び処分の方法並びに当該産業廃棄物の種類及び数量
 - (6) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称、住所及び産業廃棄物処理業の許可番号並びに当該委託に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の交付番号
 - (7) 産業廃棄物の搬入、搬出又は処分があった日ごとの当該保管を行う事業場における保管量
- 2 条例第8条第1項の帳簿には、毎月末までに、その前月中における前項各号に掲げる事項を記載し、及びこれを1年ごとに区分して、記載の日から5年間保存しなければならない。

(産業廃棄物の保管の場所に係る表示の方法等)

- 第8条 条例第9条の規定による表示は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上の掲示板を設置 することにより行わなければならない。
- 2 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 保管する産業廃棄物の種類及び数量
 - (2) 保管を行う事業場の所在地
 - (3) 保管の届出者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (4) 土地所有者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (5) 条例第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項前段(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行った年月日
- 3 第1項に規定する掲示板は、法施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号 α 1)の規定により、その例によることとされている法施行令第3条第1号 α 1)(α 2)に規定する掲示板と併設しなければならない。

(指導)

第9条 条例第15条第1項の規定による指導は、当該指導に係る措置の内容及び当該措置を求める 理由を記載した書面を交付することにより行う。

(事業計画書)

- 第10条 条例第18条第1項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 法第14条第1項又は第14条の4第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業又は特別管理 産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者が、当該業を行うために設置する産業廃棄物 の積替え又は保管の用に供する施設
 - (2) 法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による産業廃棄物処分業又は特別管理産業

廃棄物処分業の許可を受けようとする者が、当該業を行うために設置する産業廃棄物の処分の 用に供する施設(環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項又は大阪府環境影響評 価条例(平成10年大阪府条例第3号)第2条第2項に規定する対象事業に係る施設を除く。)

- 2 条例第18条第1項の事業計画書(以下「事業計画書」という。)は、様式第4号によるものとする。
- 3 条例第18条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第3号に掲げる書類については、条例第18条第1項の場合において、同項に規定する者が法第15条第1項の許可を受けようとしたならば、同条第3項ただし書に該当するときは、この限りでない。
 - (1) 当該事業計画書に係る産業廃棄物処理施設(以下「計画施設」という。) (第1項第2号 に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管の場所を含む。) の構造及び当該計画施設に付随 する設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場の場合にあっては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - (2) 第1項第2号に掲げる施設(埋立処分及び海洋投入処分の用に供する施設を除く。)にあっては、処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (3) 第1項第2号に掲げる施設であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 - (4) 当該事業計画書に係る土地(以下「計画地」という。)の所有者(当該計画地において建築物その他の構造物がある場合であって、当該計画地の所有者以外の者がその所有権を有するときにあっては、その者を含む。)に対し、当該事業計画書の説明を行った旨を証する書類
 - (5) 計画地における計画施設及びこれに付随する設備の配置図
 - (6) 計画施設に係る処理工程図及びその処理工程において必要となる生活環境の保全のため の措置を示す書類
 - (7) 計画施設の設置に係る関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類
 - (8) 計画地に係る土地の登記事項証明書及び当該計画地の付近の地籍図並びに計画地において建築物その他の構造物がある場合にあっては、当該構造物に係る登記事項証明書
 - (9) 計画施設の処理能力を明らかにする設計計算書(第1項第1号に規定する施設にあっては、 保管上限の計算書)
 - (10) 計画施設に係る適正な維持管理を行うための体制を示す書類、保守点検箇所及び点検頻度を示す書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「法施行規則」という。)第10条の8第1項又は第10条の21第1項に規定する帳簿の記載事項を示す書類
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (説明会等計画書)
- 第11条 条例第19条に規定する説明会等計画書(以下「説明会等計画書」という。)は、様式第5 号によるものとする。
- 2 条例第19条第1号の閲覧の計画には、閲覧の場所、期間及び時間並びに閲覧の場所の周知方法を記載しなければならない。
- 3 条例第19条第2号の説明会の開催の計画には、開催の日時及び場所並びにその周知方法並びに 事業計画書提出者側の出席予定者の人数を記載しなければならない。
- 4 条例第19条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 条例第22条第1項に規定する関係地域(以下「関係地域」という。)の範囲及びその設定 の根拠
 - (3) 条例第22条第2項又は第23条第2項の規定による周知の方法 (事業計画書等についての公示等)

- 第12条 条例第20条の規定による公示は、事業計画書又は説明会等計画書の提出を受けた旨のほか、 次に掲げる事項について市役所前の掲示場に掲示して行う。
 - (1) 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 縦覧の場所、期間及び時間
- 2 条例第20条の規則で定める書類は、第10条第3項各号に掲げる書類とする。
- 3 条例第20条の規則で定める期間は、公示の日から1月を経過する日と説明会等計画書に記載された説明会の開催の日(2回以上開催される場合にあっては、最も遅い開催の日)の翌日とのいずれか遅い日までの期間とする。

(事業計画書の閲覧)

- 第13条 条例第22条第1項の規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。
 - (1) 計画地及びその隣接地
 - (2) 計画地が属する自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。)の区域(当該自治会がない場合であって、計画地が属する町又は字において、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条第1号の街区方式により住居表示が実施されている場合にあっては、当該計画地が属する街区及びその隣接する街区)
 - (3) 計画地に隣接して計画地の属する自治会とは異なる自治会の区域が存在する場合にあっては、その異なる自治会の区域
 - (4) 第10条第1項第2号に掲げる施設であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあっては、同条第3項に掲げる書類に記載された生活環境に影響を及ぼすと予想される地域
- 2 条例第22条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 関係地域内の土地の所有者、管理者及び占有者
 - (2) 関係地域内の土地における農業経営者
 - (3) 関係地域内の事業所等において勤務している者
 - (4) 計画地からの排水が流入する水域又は水路(排水が雨水又は生活排水のみである場合を除き,第1次放流先である場合に限る。)の水利権者
- 3 条例第22条第2項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法により次項各号 に掲げる事項について周知することとする。
 - (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - (2) 自治会の協力を得て行う印刷物の回覧又は配布
 - (3) 産業廃棄物処理施設の設置予定場所において行う掲示
 - (4) 関係地域内にある公共の場所の掲示板において行う掲示
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める方法
- 4 条例第22条第2項の規定により周知すべき事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間
 - (3) 事業計画書の提出をした者(以下「事業計画書提出者」という。)に対し、事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる旨
 - (4) 前号の意見に対し、事業者が見解を書面により関係住民に示す旨 (説明会の開催等)
- 第14条 条例第23条第1項に規定する説明会(以下「説明会」という。)の開催に当たっては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して日時及び場所を定めなければならない。
- 2 事業計画書提出者は、説明会において、事業計画の内容を平易に記載した書類及び図面を配付の上、事業計画の内容を十分に説明し、及び関係住民の質問に対し誠実に対応するよう努めるとともに、条例第24条の規定により意見書の提出ができること及び条例第25条の規定によりこれに

対する見解が書面により示されることを説明しなければならない。

- 3 条例第23条第2項の規定による周知は、前条第3項各号のいずれかに該当する方法により次に 掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (3) 事業計画書提出者に対して、事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を書面により一定期間内に述べることができる旨
- 4 条例第23条第3項の規定による周知は、事業計画書を要約した書類の提供又は前条第3項各号のいずれかに該当する方法により行うものとする。
- 5 条例第23条第3項の規定による届出は、説明会不開催届出書(様式第6号)を提出することにより行わなければならない。

(見解書)

第15条 条例第25条の規定により事業計画書提出者の見解を示す書面は、見解書(様式第7号)とする。この場合において、見解書には、当該見解を補足するために必要な資料を添付しなければならない。

(説明会等報告書)

- 第16条 条例第26条の説明会等報告書(以下「説明会等報告書」という。)は、様式第8号による ものとする。
- 2 条例第26条第1号の閲覧の結果には、閲覧の場所、期間及び時間、閲覧の場所の周知方法並び に閲覧した関係住民の人数を記載しなければならない。
- 3 条例第26条第2号の説明会の開催の結果には、説明会の開催の日時及び場所並びにその周知方法、出席した関係住民及び事業計画書提出者側の出席者の人数並びに議事録を記載しなければならない。ただし、説明会が開催できなかったときは、開催できなかった理由及び条例第23条第3項の規定による周知の方法とする。
- 4 条例第26条第3号の関係住民の意見の要約及び事業計画書提出者の見解の要約には、意見書の 提出を受け付けた期間、提出された意見書の総数、関係住民の意見の要旨及びこれに対する見解 の要旨を記載しなければならない。
- 5 条例第26条第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 説明会等計画書に示されていない周知方法により周知を行った場合にあっては、その周知方法
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 6 説明会等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 第14条第2項の規定により説明会で配付した書類及び図面の写し(説明会が開催できなかったときは、条例第23条第3項の規定により提供した書類又はその他の方法を行ったことを示す書類等の写し)
 - (2) 条例第24条の規定により提出された意見書の写し及び条例第25条の見解を示した書類の写し

(説明会等報告書を受けたときの市長の意見)

- 第17条 条例第27条第1項の規則で定める期間は、30日間とする。ただし、市長が、同条第2項の規定により専門的知識を有する者の意見を聴く場合にあっては、市長が必要と認める期間とする。
- 2 市長は、前項ただし書の場合においては、説明会等報告書の提出を受けた日から2週間以内に 必要と認める期間を定め、事業計画書提出者に対し通知する。

(修正事業計画書)

第18条 条例第28条の修正事業計画書(以下「修正事業計画書」という。)は、様式第9号による ものとする。

- 2 修正事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類については、条例第28条の場合において、同条の事業計画書提出者が法第15条第1項の許可を受けようとしたならば、同条第3項ただし書に該当するときは、この限りでない。
 - (1) 当該修正事業計画書に係る産業廃棄物処理施設(以下「修正計画施設」という。) (第10条第1項第2号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管の場所を含む。) の構造及び当該修正計画施設に付随する設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場の場合にあっては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - (2) 第10条第1項第2号に掲げる施設(埋立処分及び海洋投入処分の用に供する施設を除く。) にあっては、処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (3) 第10条第1項第2号に掲げる施設であって、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当するものにあっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 - (4) 当該修正事業計画書に係る土地(以下「修正計画地」という。)の所有者(当該修正計画地において建築物その他の構造物がある場合であって、当該修正計画地の所有者以外の者がその所有権を有するときにあっては、その者を含む。)に対し、当該修正事業計画書の説明を行った旨を証する書類
 - (5) 修正計画地における修正計画施設及びこれに付随する設備の配置図
 - (6) 修正計画施設に係る処理工程図及びその処理工程において必要となる生活環境の保全の ための措置を示す書類
 - (7) 修正計画施設の設置に係る関係法令に基づく手続の実施状況を示す書類
 - (8) 修正計画地に係る土地の登記事項証明書及び当該修正計画地に係る付近の地籍図並びに 修正計画地において建築物その他の構造物がある場合にあっては、当該構造物に係る登記事項 証明書
 - (9) 修正計画施設の処理能力を明らかにする設計計算書(第10条第1項第1号に規定する施設にあっては、保管上限の計算書)
 - (10) 修正計画施設に係る適正な維持管理を行うための体制を示す書類、保守点検箇所及び点検 頻度を示す書類並びに法施行規則第10条の8第1項又は第10条の21第1項に規定する帳簿の 記載事項を示す書類
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (修正事業計画書を受けたときの市長の勧告の公示)
- 第19条 条例第29条第3項の規定による公示は、次に掲げる事項について市役所前の掲示場に掲示して行う。
 - (1) 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 条例第29条第1項の規定による勧告の内容及び同項の規定による指導又は助言の内容 (修正事業計画書についての公示等)
- 第20条 条例第30条の規定による公示は、次に掲げる事項について市役所前の掲示場に掲示して行う。
 - (1) 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 修正事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 条例第30条の規則で定める書類は、次に掲げる書類の写しとする。
 - (1) 事業計画書及び条例第21条第1項の規定による市長の意見を記載した書面
 - (2) 説明会等報告書及び条例第27条第1項の規定による市長の意見を記載した書面 (修正事業計画書の閲覧)
- 第21条 条例第31条第1項の規則で定める書類は、前条第2項各号に掲げる書類の写しとする。
- 2 第13条第3項及び第4項(第3号及び第4号を除く。)の規定は、条例第31条第2項において

準用する条例第22条第2項の規定による周知について準用する。この場合において、第13条第4項第2号中「事業計画書」とあるのは、「修正事業計画書」と読み替えるものとする。

(事業計画書の変更の届出)

- 第22条 条例第33条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した事業計画書変更届出書 (様式第10号)を提出することにより行わなければならない。
 - (1) 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 事業計画書の変更の内容
- 2 前項の事業計画書変更届出書には、届出の内容を補足するために必要な資料を添付するものとする。
- 3 条例第33条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定による届出があった日から30日以内に行う。

(説明会等計画書の変更の届出)

- 第23条 条例第34条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した説明会等計画書変更届 出書(様式第11号)を提出することにより行わなければならない。
 - (1) 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 説明会等計画書の変更の内容
- 2 前項の説明会等計画書変更届出書には、届出の内容を補足するために必要な資料を添付するものとする。
- 3 条例第34条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定による届出があった日から30日以内に行う。

(修正事業計画書の変更の届出)

- 第24条 条例第35条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した修正事業計画書変更届 出書(様式第12号)を提出することにより行わなければならない。
 - (1) 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 修正事業計画書の変更の内容
- 2 前項の修正事業計画書変更届出書には、届出の内容を補足するために必要な資料を添付するものとする。
- 3 条例第35条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定による届出があった日から30日以内 に行う。

(事業計画の廃止の届出等)

- 第25条 条例第36条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(様式第13号)を提出することにより行わなければならない。
- 2 条例第36条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項について市役所前の掲示場に掲示して 行う。
 - (1) 条例第18条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
 - (2) 産業廃棄物処理施設を設置しないこととした旨

(準用)

第26条 第10条から前条までの規定は、法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による許可(産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けようとする者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第1項第1号	法第14条第1項又は第14条の4第	法第14条の2第1項又は第14条の
	1項	5第1項
	の許可	に係る事業の範囲の変更の許可
	業を行うために設置する	変更後の事業を行うために変更す
		<u>る</u>

第10条第1項第2号	法第14条第6項又は第14	法第14条の2第1項又は
	条の4第6項	第14条の5第1項
	の許可	に係る事業の範囲の変更の許可
	業を行うために設置する	変更後の事業を行うために変更す
		る

2 第10条から前条までの規定は、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項又は 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしようとする者 (産業廃棄物処理施設の設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更に係る届出をしよう とする者であって、次項で定めるものに限る。)について準用する。この場合において、次の表 の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替え るものとする。

第10条第1項第1号	法第14条第1項又は第14条の4第	法第14条の2第3項において準用
	1項の規定による産業廃棄物収集	する法第7条の2第3項又は法第
	運搬業又は特別管理産業廃棄物収	14条の5第3項において準用する
	集運搬業の許可を受けよう	法第7条の2第3項の規定による
		届出をしよう
	業を行うために設置する	届出に係る設置の場所及び主要な
		設備の構造又は規模の変更をする
第10条第1項第2号	法第14条第6項又は第14条の4第	法第14条の2第3項において準用
	6項の規定による産業廃棄物処分	する法第7条の2第3項又は法第
	業又は特別管理産業廃棄物処分業	14条の5第3項において準用する
	の許可を受けよう	法第7条の2第3項の規定による
		届出をしよう
	業を行うために設置する	届出に係る設置の場所及び主要な
		設備の構造又は
		規模の変更をする

- 3 条例第38条第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者 とする。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の処理能力(第10条第1項第1号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の保管上限)の増強
 - (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所及び主要な設備の構造若しくは規模の変更に伴う関係 地域又はこれに相当する地域として市長が認める地域の変更
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当該行為に伴い周辺の生活環境への負荷が増大し、又はそのおそれがあると市長が認めるもの

(書類の提出部数)

第27条 条例第5章及びこの規則の規定により市長に提出する書類(第5条に規定する書類を除く。)は、正本1部及び副本2部とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その副本の部数を追加することがある。

(身分証明書)

第28条 条例第40条第2項の証明書は、身分証明書(様式第14号)とする。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

〇八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成30年3月31日 規則第109号

改正 令和元年12月13日規則第32号 令和3年3月3日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、法、政令及び省令の定めるところによる。

(産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る許可申請に必要な書類又は図面)

- 第3条 法第14条第1項の許可の申請若しくは産業廃棄物収集運搬業に係る法第14条の2第1項の許可の申請又は法第14条の4第1項の許可の申請若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る法第14条の5第1項の許可の申請に当たっては、省令に定める書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、これらの許可の更新を申請する場合で市長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 委任状(申請の手続を行う者と申請者が異なる場合に限る。)
 - (2) 直前3事業年度の確定申告書の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面
- 2 法第14条第6項の許可の申請若しくは産業廃棄物処分業に係る法第14条の2第1項の許可の申請又は法第14条の4第6項の許可の申請若しくは特別管理産業廃棄物処分業に係る法第14条の5第1項の許可の申請に当たっては、省令に定める書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、これらの許可の更新を申請する場合で市長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 海洋投入処分の用に供する施設の概要を記載した書類(海洋投入処分を業として行う場合 に限る。)
 - (2) 前項第1号及び第2号に掲げる書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 法第15条第1項の許可の申請、法第15条の2の6第1項の許可の申請、法第15条の4において 準用する法第9条の5第1項の許可の申請若しくは法第15条の4において準用する法第9条の 6第1項の認可の申請又は法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の届出に当たっては、省令に定める書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の設置の場所の登記事項証明書
 - (2) 第1項第1号及び第2号に掲げる書類
 - (3) 法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の届出にあっては、相続があったことを証する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 前3項の申請又は届出をする場合に省令又は前項の規定により添付する書類のうち、官公署が発行するものは申請日前3月以内に発行されたものとする。ただし、事業の用に車両又は船舶を供する場合の省令第9条の2第2項第3号(省令第10条の12第2項において準用する場合を含む。)に規定する書類は、有効期間内の自動車検査証又は船舶検査証書の写しとすることができる。

(認定証の書換え交付)

第4条 市長は、省令第12条の11の10の規定により交付した認定証の記載事項に変更があったときは、当該認定証を書換え交付する。

(許可証等の再交付の申請)

- 第5条 省令第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18若しくは第12条の5の規定により 許可証の交付を受けた者又は省令第8条の38の9若しくは第12条の11の10の規定により認定証 の交付を受けた者は、当該許可証又は認定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、 市長に許可証又は認定証の再交付を申請することができる。
- 2 汚損又は破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、汚損し、又は破損した 当該許可証又は認定証を添付して申請しなければならない。
- 3 亡失により第1項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証又は認定証が発見された ときは、発見された当該許可証又は認定証を直ちに返納しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の許可証の返納)

- 第6条 省令第12条の5の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には当該許可証を市長に返納しなければならない。
 - (1) 省令第12条の10の2第1項の規定により産業廃棄物処理施設の廃止に係る届出書を市長 に提出したとき。
 - (2) 法第15条の3の規定により産業廃棄物処理施設に係る許可が取り消されたとき。 (熱回収施設の認定証の返納)
- 第7条 省令第12条の11の10の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には当該認定証を市長に返納しなければならない。
 - (1) 省令第12条の11の8で定められる期間の経過により当該認定がその効力を失ったとき。
 - (2) 省令第12条の11の11において準用する省令第5条の5の10第1項の規定により熱回収施設の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。
 - (3) 法第15条の3の3第5項の規定により当該認定が取り消されたとき。
 - (4) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可証の返納)

- 第8条 省令第10条の2、第10条の6、第10条の14又は第10条の18の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には当該許可証を市長に返納しなければならない。
 - (1) 政令第6条の9、第6条の11、第6条の13又は第6条の14で定められる期間の経過により 当該許可がその効力を失ったとき。
 - (2) 省令第10条の10第2項又は第10条の23第2項の規定により事業の全部の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。
 - (3) 法第14条の3の2(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定により当該許可が取り消されたとき。

(一体的処理の認定証の返納)

- 第9条 省令第8条の38の9の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には当該認定証を市長に返納しなければならない。
 - (1) 政令第6条の7の2の規定により一体的処理の認定の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。
 - (2) 法第12条の7第10項の規定により当該認定が取り消されたとき。

(指定区域台帳及び届出台帳の備置き)

第10条 法第15条の18第1項に規定する指定区域台帳(以下「指定区域台帳」という。)及び法第19条の12第1項に規定する台帳(以下「届出台帳」という。)を環境部に備え置く。

(届出台帳の閲覧)

第11条 法第19条の12第3項の規定により届出台帳の閲覧を請求しようとする関係人は、閲覧の請求書を市長に提出しなければならない。

(指定区域台帳及び届出台帳の閲覧の停止及び禁止)

- 第12条 市長は、指定区域台帳又は届出台帳の閲覧をする者(以下「閲覧者」という。)が次の各 号のいずれかに該当する場合には、閲覧を停止させ、又は禁止することがある。
 - (1) 指定区域台帳又は届出台帳を破り、若しくは汚し、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 他の閲覧者に迷惑をかけたとき。
 - (3) 閲覧に関して職員の指示に従わないとき。
- 2 市長は、前項に規定する場合のほか、指定区域台帳又は届出台帳の管理のため特に必要があると認める場合は、閲覧を停止させ、又は禁止することがある。

(提出書類等の様式)

- 第13条 次の各号に掲げる書類等の様式は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 政令第6条第1項第1号ハの規定によりその例によることとされる政令第3条第1号へ (1)の表示、政令第6条第1項第1号ホの規定によりその例によることとされる政令第3条第 1号リ(1)(ロ)の掲示板、政令第6条の5第1項第1号ロの規定によりその例によることとさ れる政令第4条の2第1号ト(1)の表示及び政令第6条の5第1項第1号ニの規定によりそ の例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(ロ)の掲示板のうち、法第14条第1項又は第 14条の4第1項の許可を受けた者に係るもの 様式第1号
 - (2) 政令第6条第1項第2号口(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(口)の掲示板及び政令第6条の5第1項第2号リ(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号リ(1)(口)の掲示板のうち、法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けた者に係るもの 様式第2号
 - (3) 政令第6条第1項第3号ハの表示及び政令第6条の5第1項第3号イの表示 様式第3号
 - (4) 省令第11条第6項第6号、第12条の9第3項第6号、第12条の11の12第2項第2号、第12 条の11の13第2項第3号ロ及び第12条の12第2項第3号に掲げる書類 様式第4号
 - (5) 省令第11条第6項第8号、第12条の11の12第2項第4号及び第12条の12第2項第4号に掲 げる資産に関する調書 様式第5号
 - (6) 省令第10条の10の3、第10条の24及び第12条の11の3の届出書 様式第6号
 - (7) 省令第11条第6項第11号、第12条の9第3項第7号(省令第11条第6項第11号に係る部分に限る。)、第12条の11の12第2項第7号及び第12条の11の13第2項第2号ハに掲げる書類 様式第7号
 - (8) 省令第12条の12第2項第5号に掲げる書類 様式第8号
 - (9) 省令第10条の4第2項第7号に掲げる書類 様式第9号
 - (10) 省令第10条の4第2項第1号に掲げる書類 様式第10号
 - (11) 省令第10条の4第2項第4号に掲げる書類 様式第11号
 - (12) 省令第10条の16第3項第1号に掲げる書類 様式第12号
 - (13) 省令第10条の16第3項第2号に掲げる書類 様式第13号
 - (14) 第3条第2項第1号に掲げる書類 様式第14号
 - (15) 第5条第1項の規定による許可証又は認定証の再交付の申請書 様式第15号
 - (16) 第11条の請求書 様式第16号

(書類の提出部数)

- 第14条 政令、省令及びこの規則に規定する書類の提出部数は、正本1部及び写し1部とする。ただし、次の各号に掲げる書類の提出部数については、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 省令第12条の11第1項の届出書 正本1部及び写し2部
 - (2) 省令第12条の11の11において準用する省令第5条の5の11第1項、第8条の4の6、第8 条の17の3、第8条の27及び第8条の38の11の報告書 正本1部
 - (3) 省令第8条の4の5及び第8条の17の2の計画書 正本1部

- (4) 省令第11条第1項の申請書 正本1部及び写し5部(政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合にあっては、正本1部及び写し20部)
- (5) 前条第15号の申請書 正本1部
- (6) 前条第16号の請求書 正本1部

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年大阪府規則第44号)の規定に基づいて提出されている書類は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(令和元年12月13日規則第32号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月3日規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

〇 八 尾 市 使 用 済 自 動 車 の 再 資 源 化 等 に 関 す る 法 律 施 行 細 則

平成30年3月31日 規則第111号

改正 令和元年12月13日規則第33号 令和3年3月3日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号。以下「政令」という。)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の定めるところによる。

(引取業者の登録の申請等に必要な書類)

- 第3条 次に掲げる申請又は届出に当たっては、省令に定める書類のほか、市長が必要と認める書類を 添付しなければならない。
 - (1) 法第42条第1項の登録又は同条第2項の登録の更新の申請
 - (2) 法第46条第1項の規定による届出
 - (3) 法第53条第1項の登録又は同条第2項の登録の更新の申請
 - (4) 法第57条第1項の規定による届出
 - (5) 法第60条第1項の許可又は同条第2項の許可の更新の申請
 - (6) 法第63条第1項の規定による届出
 - (7) 法第67条第1項の許可又は同条第2項の許可の更新の申請
 - (8) 法第70条第1項の許可の申請
 - (9) 法第71条第1項の規定による届出
- 2 前項の申請又は届出をする場合に省令又は同項の規定により添付する書類のうち、官公署が発行するものは、申請日又は届出日前3月以内に発行されたものとする。

(登録及び許可の更新の申請期間)

第4条 法第42条第2項若しくは第53条第2項の規定により登録の更新を受けようとする者又は法第60 条第2項若しくは第67条第2項の規定により許可の更新を受けようとする者は、当該登録又は許可の 有効期間が満了する日の3月前から当該登録又は許可の有効期間が満了する日までの間に市長に申請 しなければならない。

(登録の通知)

- 第5条 法第44条第2項(法第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、引取 業登録等通知書(様式第1号)により行う。
- 2 法第55条第2項(法第57条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、フロン類 回収業登録等通知書(様式第2号)により行う。

(登録の拒否の通知)

- 第6条 法第45条第2項の規定による通知は、引取業登録拒否通知書(様式第3号)により行う。
- 2 法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業登録拒否通知書(様式第4号)により行う。 (登録簿の閲覧)
- 第7条 市長は、法第44条第1項の引取業者登録簿及び法第55条第1項のフロン類回収業者登録簿(以下これらを「登録簿」という。)を環境部に備え置き、一般の閲覧に供する。
- 2 市長は、登録簿の管理のため特に必要があると認める場合は、登録簿の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(不許可の通知)

- 第8条 法第62条第2項の規定による通知は、解体業不許可通知書(様式第5号)により行う。
- 2 法第69条第2項の規定による通知は、破砕業不許可通知書(様式第6号)により行う。
- 3 法第70条第2項において準用する法第69条第2項の規定による通知は、破砕業変更不許可通知書(様式第7号)により行う。

(許可証の書換え交付)

第9条 省令第56条又は第61条の規定により交付した許可証の記載事項に変更があったときは、当該許可証を書き換えて交付する。

(許可証の再交付の申請)

- 第10条 省令第56条又は第61条の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、 汚損し、又は破損したときは、許可証再交付申請書(様式第8号)により市長に許可証の再交付を申 請することができる。
- 2 汚損又は破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、汚損又は破損した当該許可 証を添付して申請しなければならない。
- 3 亡失により第1項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証が発見されたときは、発見された当該許可証を直ちに返納しなければならない。

(解体業及び破砕業の許可証の返納)

- 第11条 省令第56条又は第61条の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には当該許可証を市長に返納しなければならない。
 - (1) 政令第4条で定められる期間の経過により当該許可がその効力を失ったとき。
 - (2) 法第64条(法第72条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしたとき。
 - (3) 法第66条(法第72条において準用する場合を含む。)の規定により当該許可が取り消されたとき。

(提出書類の様式)

- 第12条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 法第43条第2項の引取業登録申請者が法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面 様式第9号
 - (2) 法第48条第1項の規定による届出に係る書類 様式第10号
 - (3) 法第54条第2項のフロン類回収業登録申請者が法第56条第1項各号に該当しない者であること を誓約する書面 様式第11号
 - (4) 法第59条において準用する法第48条の規定による届出に係る書類 様式第12号
 - (5) 法第61条第2項の解体業許可申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び法第68条第2項の破砕業許可申請者が法第69条第1項第2号に適合することを誓約する書面 様式第13号
 - (6) 法第64条の規定による届出に係る書類 様式第14号
 - (7) 法第72条において準用する法第64条の規定による届出に係る書類 様式第15号
 - (8) 省令第55条第1項第3号の事業計画書及び同項第4号の収支見積書 様式第16号
 - (9) 省令第60条第1項第3号の事業計画書及び同項第4号の収支見積書 様式第17号

(書類の提出部数)

- 第13条 法、政令、省令及びこの規則に規定する書類の提出部数は、正本1部及び写し1部とする。ただし、次に掲げる書類の提出部数は、正本1部とする。
 - (1) 省令第46条の申請書及びその添付書類
 - (2) 省令第48条の届出書及びその添付書類
 - (3) 省令第50条第1項の申請書及びその添付書類
 - (4) 省令第53条の届出書及びその添付書類
 - (5) 前条第1号及び第3号の誓約書
 - (6) 前条第2号及び第4号の届出書

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(令和元年12月13日規則第33号) この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月3日規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

〇八尾市あき地の適正管理に関する条例

昭和51年3月31日 条例第23号

改正 平成4年3月31日条例第4号 平成8年3月29日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、八尾市民の環境を守る基本条例(平成8年八尾市条例第16号)第11条第3項 及び第12条の規定に基づき、あき地の管理を適正に行うことによつて、市民の健康で快適な生活 環境及び自然環境を保全することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) あき地 現に人が使用していない土地、人が使用していても相当の空閑部分を有し、人が 使用していない土地と同様の状態にある土地及びその他野積み場、青空駐車場、河川敷、軌道 敷、ため池の堤とう地等適正に管理する必要がある土地で規則で定めるものをいう。
 - (2) あき地の管理者 当該あき地の管理について権原を有する者をいう。
 - (3) 不良状態 あき地が、雑草の繁茂若しくは湿地の状態又は廃棄物の投棄を招く原因となる 状態であつて、次のいずれかに該当すると認められる状態をいう。
 - アー人の健康を害し、又は害するおそれのあるとき。
 - イ 犯罪又は災害等の発生を誘発するおそれがあるとき。
 - ウ 周囲の美観を著しく害するとき。
 - エ その他人の健康で安全かつ快適な生活環境又は自然環境を著しく害するおそれがあると き。

(あき地の管理者の義務)

第3条 あき地の管理者は、当該あき地を適正に管理して常に良好な環境の保持に努め、廃棄物等 が不法に投棄されないよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の青務)

第4条 市民は、自ら周囲の清潔を保持するように努め、地域の生活環境及び自然環境が害される ことのないよう監視するとともに、市長が実施するあき地の適正な管理に関する施策に協力しな ければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、良好な生活環境及び自然環境を確保するため、あき地の適正な管理について総合 施策を策定し、実施しなければならない。

(指導及び勧告)

第6条 市長は、あき地が不良状態にあると認めるとき、又は不良状態になるおそれがあると認めるときは、あき地の管理者に対し、雑草若しくは廃棄物の除去又は廃棄物の投棄の防止若しくは危険の防止のための施設を設置する等その状態に適した必要な措置をとるよう指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

(措置命令)

第7条 市長は、あき地の管理者が前条の規定による勧告に基づく必要な措置をとらないため、当該あき地の近隣住民の生命若しくは身体に危害が及ぶおそれがあるとき、又は生活環境若しくは自然環境を著しく害していると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、不良状態の解消について必要な措置をとるよう期限を定めて命令することができる。

(公表)

第8条 市長は、あき地の管理者が前条の規定による措置命令に従わないときは、これを公表する

ことができる。

(代執行)

- 第9条 第7条の規定による措置命令に従わない場合において、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、市長は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自らあき地の管理者がなすべき行為を行い、又は第三者に行わせ、その費用を当該あき地の管理者から徴収することができる。(措置請求)
- 第10条 市民は、あき地が著しく不良状態にあるときは、市長に対し、必要な措置を講ずるよう申 出することができる。
- 2 市長は、前項の申出を受けたときは、この条例の規定に基づいて必要な措置を講じ、その旨を 申出人に通知するものとする。

(立入調査等)

- 第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、あき地を立入調査させ、又 は関係者に対する必要な指示若しくは指導を行わせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を常に携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告の聴取)

第12条 市長は、300平方メートル以上のあき地の管理者に対し、あき地の適正な管理上必要があると認めるときは、当該あき地の利用計画及び管理計画を報告させることができる。

(あき地の活用)

第13条 市長は、あき地の適正な管理と地域住民の福祉の向上を図るため、必要があると認めると きは、当該あき地の活用について、当該あき地の管理者と協議することができる。

(助成)

第14条 市長は、あき地の管理者が前条の規定による協議により当該あき地を無償で公共の利用に 供する場合において、必要があると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、規則で定めると ころにより助成の措置を講ずることができる。

(罰則)

- 第15条 第7条の規定による措置命令に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。
- 2 第11条第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げた者は、30,000円以下の罰金に処する。
- 3 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30,000円以下の罰金に処する。 (両罰規定)
- 第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務に関し、第7条の規定による措置命令に違反したとき、第11条第1項の規定による立入調査 を拒み、若しくは妨げたとき、又は第12条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (昭和51年規則第36号で昭和51年9月1日から施行)

附 則(平成4年3月31日条例第4号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

〇八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則

昭和51年8月31日 規則第37号

改正 昭和54年6月18日規則第20号 昭和59年11月14日規則第42号 昭和61年4月1日規則第7号 平成元年4月26日規則第19号 平成8年3月29日規則第10号 平成9年3月31日規則第7号 平成22年12月29日規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市あき地の適正管理に関する条例(昭和51年八尾市条例第23号。以下「条例」 という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 条例第2条第1号の規定による適正に管理する必要がある土地とは、野積み場、青空駐車場、 河川敷、道路敷、軌道敷、鉄塔敷、ため池の堤とう地、沼地その他これらに類するものをいう。
- 2 条例第3条の規定によるあき地の適正な管理とは、雑草の除去、さく、立札の設置、廃棄物の処理 及び危険物の除去等をいう。

(業者のあつせん等)

- 第3条 市長は、あき地の管理者の依頼により、雑草の刈取り業者若しくは廃棄物の処理業者等のあつせん又は草刈機の貸出し等を行うものとする。
- 2 前項に定める業者のあつせん又は草刈機の貸出しを受けようとする者は、あき地の整備実施業者あつせん申込書(様式第1号)又は草刈機借受申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。 (勧告)
- 第4条 条例第6条の規定による勧告は、あき地の適正管理勧告書(様式第3号)により行うものとする。

(措置命令)

第5条 条例第7条の規定による措置命令は、あき地の適正管理命令書(様式第4号)により行うものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入調査職員証(様式第5号)によるものとする。

(活用の方法)

- 第7条 条例第13条の規定によるあき地の活用とは、次の各号に掲げる用途であつて、面積が300平方メートル以上あるあき地を継続して5年間以上無償で公共の利用に供することをいう。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 子供の遊び場
 - (2) 花園、農園その他これらに類するもの

(助成措置)

第8条 条例第14条の規定による助成とは、当該あき地にかかる八尾市市税条例(昭和34年八尾市条例 第196号)の規定による固定資産税及び都市計画税の減額又は免除をいう。

附則

この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則(昭和54年6月18日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年11月14日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則の規定は、 昭和59年11月1日から適用する。

附 則(昭和61年4月1日規則第7号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成元年4月26日規則第19号)
 - この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第10号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。附 則 (平成9年3月31日規則第7号抄)(施行期日)
- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則 (平成22年12月29日規則第59号)
 - この規則は、平成23年1月1日から施行する。

〇八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例

平成20年12月25日 条例第40号

改正 平成25年3月28日条例第2号 平成25年7月4日条例第20号 平成27年12月22日条例第36号 平成28年12月22日条例第27号 令和3年12月27日条例第30号

(設置)

第1条 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用並びに省エネルギーの推進等を図り、循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現その他環境学習の推進等に資するため、これらに対する市民等の関心と理解を深め、その自主的な活動が促進されることを目的として、本市に八尾市立リサイクルセンター学習プラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ

位置 八尾市曙町二丁目11番地

(事業)

- 第3条 プラザは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 循環型社会及び脱炭素社会の推進等に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - (2) 循環型社会及び脱炭素社会の推進等に関する講座等の開催に関すること。
 - (3) 環境シアター、研修室等の利用に関すること。
 - (4) 再利用品の展示、提供等に関すること。
 - (5) 市民等の自主的な活動及び交流の支援に関すること。
 - (6) 前各号に規定するもののほか、第1条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める事業

(開館時間)

- 第4条 プラザの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

- 第5条 プラザの休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項の休館日を変更し、又は臨時に休 館日を定めることができる。

(使用の許可)

- 第6条 環境シアター及び研修室(以下「有料施設」という。)を使用しようとする者は、規則で 定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において、プラザの管理上必要があると認めるときは、当該使用許可に条件を付することができる。
- 3 市長は、使用許可を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使 用許可をしないものとする。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) プラザの設置の目的に反すると認められるとき。

- (3) プラザの管理上支障があると認められるとき。
- (4) 専ら営利を目的として使用すると認められるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団の利益になるとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認めるとき。 (使用料)
- 第7条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、規則で定めるところにより、別表に 定める使用料を納付しなければならない。ただし、市が使用する場合又は市の要請、支援等を受 けて使用する場合であって、市長が特に必要と認めるときは、使用料を徴収しないものとする。 (使用料の還付等)
- 第8条 市長は、使用者の申出により使用許可を取り消したときその他市長が特に必要と認めると きは、規則で定めるところにより、既納の使用料の全部若しくは一部を還付し、又は未納の使用 料の全部若しくは一部の納付義務を免除することができる。

(使用許可の取消し等)

- 第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はその 使用を停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) この条例、この条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反し、又はこれらに基づく 指示に従わないとき。
 - (2) 第6条第3項各号のいずれかに該当するとき。
 - (3) 災害その他の事故による緊急事態が発生したとき。
 - (4) 前3号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 市は、前項の規定により使用者が損害を受けた場合でも、その責めを負わない。 (遵守事項等)
- 第10条 プラザに入館する者(以下「入館者」という。)及び使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 建物等又は展示物等を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (3) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある物の持込みをしないこと。
 - (4) 前3号に規定するもののほか、プラザの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
- 2 市長は、入館者が公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるときその他前項に規定する遵守事項に反し、又は反するおそれがあるときは、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、その使用を終了し、又は第9条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止し、若しくは制限されたときは、直ちに当該使用に係る有料施設を原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成21年4月規則第31号で、同21年5月1日から施行)

(使用料の経過措置)

2 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の税率又は地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率の改正に伴い、別表に規定する使用料の算定に関し必要となる経過措置は、市長が定める。

附 則(平成25年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年7月4日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月22日条例第36号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月22日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 第3条、第5条から第13条まで、第15条、第18条、第19条、第21条から第24条まで及び第27条 から第30条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用 の許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料等については、なお従 前の例による。
 - (1) 八尾市文化会館条例別表第1号及び第2号
 - (2) 八尾市立中小企業サポートセンター条例別表第1及び別表第2
 - (3) 八尾市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2
 - (4) 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例別表
 - (5) 八尾市斎場条例別表
 - (6) 八尾市納骨堂条例第7条第2項及び第9条
 - (7) 八尾市まちなみセンター条例別表
 - (8) 八尾市都市公園条例別表第3第1項及び第3項並びに別表第4
 - (9) 八尾市立南木の本防災公園条例別表第3及び別表第4第1項
 - (10) 八尾市立埋蔵文化財調査センター条例第4条の8第2項
 - (11) 八尾市生涯学習センター条例別表第1第1号及び第2号
 - (12) 八尾市立総合体育館条例別表第1項及び第2項
 - (13) 八尾市立南木の本防災体育館条例別表
 - (14) 八尾市立山本球場条例別表第1項及び第2項
 - (15) 八尾市立市民運動広場設置条例別表
 - (16) 八尾市立青少年運動広場設置条例別表
 - (17) 八尾市立歴史民俗資料館設置条例別表第2項
 - (18) 安中新田会所跡旧植田家住宅条例別表第2及び別表第3
 - (19) 八尾市立屋内プール条例別表第1項
 - (20) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター条例別表
 - (21) 八尾市立テニス場設置条例別表第1号

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則(令和3年12月27日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例の規定によりなされたこの条例の施行の日以後の使用に係る処分、手続その他の行為は、改正後の八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表(第7条関係)

区分	金額		
	午前	午後	全日
環境シアター	700円	900円	1,600円
研修室	300円	400円	700円

備考

- 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間をいい、「午後」とは午後1時から午後5時までの間をいい、全日とは午前9時から午後5時までの間をいい、「全日」とは午前9時から午後5時までの間をいう。
- 2 使用料の額は、この表の使用料の額に、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を加算して得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

〇八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例施行規則

平成21年4月28日 規則第32号

改正 平成23年1月21日規則第1号 平成25年9月19日規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例(平成20年八尾市条例第40号。 以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

- 第2条 条例第6条第1項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、八尾市立 リサイクルセンター学習プラザ使用申請書(様式第1号)により指定管理者に申請をしなければ ならない。
- 2 前項の申請(以下「使用申請」という。)をしようとする場合において、当該使用に係る時間 の区分が条例別表に規定する夜間、午後及び夜間又は全日であるものについては、同項の申請書 は当該使用の日(以下「使用日」という。)の前々日(その日が休館日(条例第5条に規定する 休館日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前の休館日でない直近の日)の正午までに 提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可をするときは、八尾市立リサイクルセンター学習プラザ使用許可書(様式第2号)により行うものとする。
- 4 使用申請は、使用日の3月前の日の属する月の初日(その日が休館日に当たるときは、その翌日以後の休館日でない直近の日)から行うことができる。

(使用期間)

第3条 使用許可の期間は、引き続き6日 (休館日を除く。) を超えることができない。ただし、 市長及び指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用時間)

第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が当該使用許可に係る施設を使用することができる時間は、当該使用許可を受けた時間内とし、当該使用の準備及び原状回復に必要な一切の時間を含むものとする。

(利用料金の納付等)

- 第5条 使用者は、使用許可を受けた際に利用料金を納付しなければならない。
- 2 条例第7条第1項ただし書に規定する市の要請、支援等を受けて使用する場合であって、市長 が特に必要と認めるときとは、次のとおりとする。
 - (1) 市が一定の行政目的を達成するために市自らが企画し、当該目的を達成するために市が委嘱して実施するとき。
 - (2) 市が補助金、負担金等を支出して実施するとき。
 - (3) 前号に準ずる市の支援等によって実施するとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 3 使用者は、使用日にやむを得ない理由により使用の時間を延長し、若しくは繰り上げて使用する必要があるとき、又は条例第4条第1項ただし書に規定する有料施設(以下「有料施設」という。)を追加使用しようとするときは、指定管理者に申請をし、当該使用に係る使用許可を受けなければならない。
- 4 使用者は、前項に規定する使用に係る使用許可を受けたときは、指定管理者が指定する日まで に当該許可に係る利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の還付等)

第6条 条例第8条の規定による既納の利用料金の還付及び未納の利用料金の納付義務の免除は、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額についてするものとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により有料施設を使用することができなくなった場合 利用料金の全額
- (2) 使用日の7日前の日(その日が休館日に当たるときは、その日前の休館日でない直近の日) までに使用者からその使用の取消しの届出があった場合 利用料金の全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 別に定める額
- 2 条例第8条の規定により既納の利用料金の全部又は一部の還付を受けようとする者は、市長が 別に定める申請書に当該既納の利用料金に係る領収書を添えて、指定管理者に提出し、その承認 を受けなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- 2 第2条第1項の申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、平成21年5月1日前において も、同条(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により、これを行う ことができる。

(市長による管理)

- 3 条例附則第2項の規定により市長が八尾市立リサイクルセンター学習プラザの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条第1項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第3条ただし書中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第5条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条第1項各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第3号及び同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第1号及び様式第2号中「指定管理者」とあるのは「八尾市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。
- 4 条例附則第2項後段の規定により読み替えて適用する条例第7条第2項の使用料の額は、条例 別表に定める額とする。

附 則(平成23年1月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月19日規則第71号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

〇 八 尾 市 立 衛 生 処 理 場 条 例

昭和37年4月3日 条例第213号

改正 昭和43年3月30日条例第10号 昭和51年3月31日条例第12号 平成7年3月20日条例第7号 平成18年3月31日条例第13号

- 第1条 本市は、環境衛生の向上をはかるため、し尿処理施設を設置する。
- 第2条 前条の施設の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 八尾市上尾町八丁目24番地の1

名称 八尾市立衛生処理場

第3条 処理場において、し尿及びし尿浄化槽汚泥を処理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第4条及び第5条 削除

- 第6条 この条例に定めるもののほか、処理場の組織及び管理に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則
 - この条例は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月30日条例第10号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後の搬入に係るものから適用する。

附 則(平成7年3月20日条例第7号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第13号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

〇八尾市立衛生処理場条例施行規則

昭和37年5月9日 規則第166号

改正 昭和39年1月18日規則第2号 昭和43年4月1日規則第6号 昭和47年5月29日規則第23号 昭和50年8月6日規則第32号 昭和51年3月31日規則第13号 平成元年4月26日規則第19号 平成7年3月20日規則第6号 平成18年3月31日規則第14号 平成23年1月21日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、八尾市立衛生処理場条例(昭和37年八尾市条例第213号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

- 第2条 条例第3条の許可を受けようとする者は、処理場使用申請書(様式第1号)を市長に提出 しなければならない。
- 2 市長は、処理場の使用を許可したときは、処理場使用許可書(様式第2号)を交付する。 (許可の制限)
- 第3条 市長は、処理計画を変更したとき、その他特に必要があると認める場合は、し尿及びし尿 浄化槽汚泥の搬入量を制限することがある。
- 第4条から第6条まで 削除

(許可の取消し)

- 第7条 条例第3条の許可を受けた者が、次の各号の1に該当するときは、市長はその許可を取り 消すことができる。
 - (1) 処理場の施設を損傷し、その機能に障害を与えるような行為をしたとき。
 - (2) その他市長の指示に従わないとき。

(損害の賠償)

第8条 処理場の施設を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

(雑目(1)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則 (昭和39年1月18日規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和38年8月1日から適用する。
- 2 改正前の様式第3号については、なお当分の間効力を有する。

附 則(昭和43年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年5月29日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年8月6日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月21日から適用する。

附 則 (昭和51年3月31日規則第13号)

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 当分の間、この規則による改正前の様式第3号に掲げる使用券の合計額が500円となるときは、 当該使用券をこの規則による改正後の様式第3号に掲げる500円券1枚とみなして使用すること ができる。

附 則(平成元年4月26日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日規則第6号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、この規則による改正前の八尾市立衛生処理場条例施行規則第4条第2項に定める使用券は、この規則による改正後の八尾市立衛生処理場条例施行規則第4条の使用料の一部として、使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

〇八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例

平成24年3月30日 条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第 10条の規定による経営の許可等に係る事前手続並びに墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」 という。)の設置場所等、構造設備及び管理の基準その他法の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(墓地等の経営主体)

- 第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障 がないと認めるときは、この限りでない。
 - (1) 地方公共団体
 - (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する法人(以下「宗教法人」という。)であって、大阪府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
 - (3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)であって、大阪府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(標識の設置)

第4条 法第10条第1項又は第2項の規定による許可を受けて墓地若しくは火葬場を経営し、又はこれらの区域を拡張しようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該許可の申請に先立って、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の計画(以下「墓地の設置等の計画」という。)の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第5条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について周知するための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。

(勧告)

- 第6条 市長は、申請予定者が第4条に規定する標識を設置しないときは、当該標識を設置すべき ことを勧告することができる。
- 2 市長は、申請予定者が前条に規定する説明会を開催しないときは、当該説明会を開催すべきことを勧告することができる。

(公表)

- 第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告 に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表する ことができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその 旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意 見の聴取の手続を行わなければならない。

(経営の許可の申請)

- 第8条 法第10条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に 提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 墓地等の名称及び所在地
 - (3) 墓地等の区別
 - (4) 墓地等の構造設備の概要
 - (5) 墓地にあっては、その区域の概要
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法人(地方公共団体を除く。)にあっては、その登記事項証明書
 - (2) 墓地等の構造設備を明らかにした図面
 - (3) 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面
 - (4) 墓地及び火葬場にあっては、これらの周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした 図面
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類 (変更の許可の申請)
- 第9条 法第10条第2項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 変更の内容
 - (3) 変更後の前条第1項第4号及び第5号に掲げる事項
 - (4) 墓地及び納骨堂にあっては、改葬の必要性の有無及びその内容
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 変更の内容を明らかにした図面
 - (2) 変更後の前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類
 - (3) 墓地及び火葬場にあっては、変更後の前条第2項第4号に掲げる書類
 - (4) 改葬を必要とする場合にあっては、改葬の内容を明らかにした書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(廃止の許可の申請)

- 第10条 法第10条第2項の規定による廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 第8条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第4号に掲げる事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、前条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。 (みなし許可に係る届出)
- 第11条 法第11条第1項又は第2項の規定により法第10条第1項の許可又は同条第2項の規定による許可があったものとみなされる処分があったときは、当該処分に係る墓地又は火葬場の経営者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(墓地等の設置場所等の基準)

- 第12条 墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100メートル以上離れていなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
 - (1) 地方公共団体が経営する墓地について、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようと

するとき。

- (2) 宗教法人が経営する墓地について、当該宗教法人の宗教法人法第3条に規定する境内地内において、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。
- (3) 共同墓地(市の区域内に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体により設置され、及び管理されている墓地をいう。)について、当該共同墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。
- 3 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者(地方公共団体を除く。)が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。 ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(墓地の構造設備の基準等)

- 第13条 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的 感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限 りでない。
 - (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根
 - (2) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路
 - (3) 雨水等が停滞しないようにするための排水路
 - (4) 墓地の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備(墓地の付近にあるこれらのものを含む。)
- 2 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮しなければならない。

(納骨堂の構造設備の基準)

- 第14条 納骨堂には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教 的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この 限りでない。
 - (1) 出入口の扉を施錠するための設備
 - (2) 堅ろうな外壁及び屋根
 - (3) 消火又は防火のための設備
 - (4) 換気のための設備
 - (5) 納骨堂の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備(納骨堂の付近にあるこれらのものを含む。)

(火葬場の構造設備の基準)

- 第15条 火葬場には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教 的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この 限りでない。
 - (1) 外部から火葬場を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根
 - (2) 防臭及び防じんに対し十分な能力を有する火葬炉
 - (3) 収骨室
 - (4) 収骨容器等を保管する設備
 - (5) 残灰庫
 - (6) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、便所並びに給水及びごみ処理のための設備
 - (7) 霊安室

(変更又は廃止の許可の基準)

第16条 法第10条第2項の規定による許可を受けようとする者は、改葬を必要とするときは、これが完了していることを確認しなければならない。

(変更の届出)

第17条 墓地等の経営者は、第8条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更が生じたときは、 速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了の検査等)

- 第18条 墓地等の経営者は、正当な理由がある場合を除き、法第10条第1項の許可又は同条第2項 の規定による変更の許可を受けた後3年以内に、当該許可に係る工事を完了しなければならない。
- 2 墓地等の経営者は、法第10条第1項の許可又は同条第2項の規定による変更の許可に係る工事 が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 3 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

(管理の基準)

- 第19条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 老朽化し、又は破損した構造設備の修復等の措置
 - (2) 墓地等を常に清潔に保つため必要な措置

(埋葬の禁止等)

- 第20条 墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から規則で定める地域においては、埋葬をさせてはならない。
- 2 墓地の経営者は、前項の規則で定める地域以外の地域において埋葬をさせるときは、地表まで 1.5メートル以上の余地を残してこれをさせなければならない。

(無縁の焼骨等の保管等)

- 第21条 墓地又は納骨堂の経営者は、無縁の焼骨等を発掘し、又は収容したときは、これらを当該 墓地又は納骨堂の一定の場所に保管しなければならない。
- 2 前項の場合において、墓地又は納骨堂の経営者は、同項の焼骨等の発掘又は収容の場所及び年 月日その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例(昭和60年大阪府条例第3号)の規定により、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定により市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。

〇 八 尾 市 墓 地 、 埋 葬 等 に 関 す る 法 律 施 行 条 例 施 行 規 則

平成24年3月30日 規則第25号

平成25年3月30日規則第7号平成30年3月23日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成24年八尾市条例第17号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(標識)

- 第3条 条例第4条の標識(以下「標識」という。)は、様式第1号によらなければならない。 (標識の設置期間)
- 第4条 条例第4条の規定による標識の設置は、条例第5条に規定する説明会(以下「説明会」という。)の開催を予定する日の少なくとも15日前から条例第18条第1項に規定する工事の完了の日までの間、行わなければならない。

(標識の設置の届出)

- 第5条 条例第4条の規定による届出は、標識設置届出書(様式第2号)を提出することにより行わなければならない。
- 2 前項の標識設置届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
 - (2) 標識を設置した場所を明らかにした位置図
 - (3) 標識の設置の状況を明らかにした写真

(説明会の開催の周知等)

- 第6条 条例第4条に規定する申請予定者(以下「申請予定者」という。)は、説明会の開催に当たっては、条例第5条に規定する建物の使用者、管理者等(以下「説明会対象者」という。)の参集の便を考慮して日時及び場所を定めなければならない。
- 2 申請予定者は、説明会を開催するときは、その旨を説明会対象者に対し、説明会の開催を予定 する日の1週間前までに印刷物の配布その他適切な方法により周知させなければならない。
- 3 前項の規定による周知は、次に掲げる事項について行わなければならない。
 - (1) 申請予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 墓地又は火葬場の区別
 - (3) 墓地又は火葬場の名称及びその設置又は拡張の予定地
 - (4) 墓地にあっては、その設置又は拡張に係る敷地面積及び区画数
 - (5) 火葬場にあっては、その設置又は拡張に係る建築面積、延べ床面積及び階数
 - (6) 墓地又は火葬場に係る工事の着手及び完了の予定年月日
 - (7) 説明会の開催を予定する日時及び場所
- 4 説明会において説明すべき事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前項第1号から第6号までに掲げる事項
 - (2) 墓地又は火葬場の設置又は拡張の理由
 - (3) 墓地又は火葬場の構造設備の概要
 - (4) 墓地又は火葬場の維持管理の方法
 - (5) 墓地又は火葬場の設置又は工事の方法等

(説明会の開催の結果の報告)

- 第7条 条例第5条の規定による報告は、説明会開催結果報告書(様式第3号)を提出することにより行わなければならない。
- 2 前項の説明会開催結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 説明会に参加した者に配付した資料
 - (2) 墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
 - (3) 説明会対象者及び説明会に参加した者の名簿等
 - (4) 説明会対象者の意見等を記載した書面が提出された場合にあっては、当該書面の写し (墓地等経営許可申請書等)
- 第8条 条例第8条第1項の申請書は、墓地等経営許可申請書(様式第4号)とする。
- 2 条例第8条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 工事の着手及び完了の予定年月日
 - (2) 法第12条の管理者(以下「管理者」という。)の氏名及び住所
- 3 条例第8条第2項第5号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の設置の目的を記載した書面
 - (2) 法人にあっては、次に掲げる書類及び役員会等の議事録その他の墓地等の経営の許可の申請をすることに関する意思決定を証する書類
 - ア 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人にあっては、同法 第12条に規定する規則
 - イ 公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)にあっては、定款の写し
 - (3) 墓地等の経営に係る資金計画書
 - (4) 墓地等の管理及び使用の方法等に係る書類
 - (5) 申請手続を行う者と申請者が異なる場合にあっては、委任状
 - (6) 墓地等の位置を明らかにした縮尺5,000分の1程度の位置図
 - (7) 墓地等の土地に係る地籍図の写し、丈量図及び登記事項証明書
 - (8) 墓地等の土地が道路その他官公有地に接している場合にあっては、境界確定図の写し
 - (9) 墓地等の土地に係る工事の工程表
 - (10) 関係法令に係る許可書又は申請書の写しその他関係法令による手続の進捗状況を明らか にした書類
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (墓地等変更許可申請書等)
- 第9条 条例第9条第1項の申請書は、墓地等変更許可申請書(様式第5号)とする。
- 2 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、工事の着手及び完了の予定年月日とする。
- 3 条例第9条第2項第5号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 墓地等の変更に係る理由書
 - (2) 法人にあっては、前条第3項第2号ア又はイに掲げる書類及び役員会等の議事録その他の 墓地等の変更の許可の申請をすることに関する意思決定を証する書類
 - (3) 前条第3項第3号から第10号までに掲げる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が適当であると認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部を 省略することができる。

(墓地等廃止許可申請書等)

第10条 条例第10条第1項の申請書は、墓地等廃止許可申請書(様式第6号)とする。

- 2 条例第10条第1項第2号の規則で定める事項は、廃止の予定年月日とする。 (みなし許可に係る届出書等)
- 第11条 条例第11条の規定による届出は、みなし許可に係る届出書(様式第7号)を提出することにより行わなければならない。
- 2 前項のみなし許可に係る届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 条例第11条の処分に係る認可書又は承認書の写し
 - (2) 届出手続を行う者と届出者が異なる場合にあっては、委任状
 - (3) 墓地又は火葬場を新設する場合にあっては、条例第8条第2項第1号から第3号までに掲 げる書類並びに第8条第3項第1号、第3号、第4号及び第6号から第9号までに掲げる書類
 - (4) 墓地の区域又は火葬場の施設を変更する場合にあっては、条例第9条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類並びに第8条第3項第3号、第4号及び第6号から第9号まで並びに第9条第3項第1号に掲げる書類
 - (5) 墓地又は火葬場を廃止する場合にあっては、第8条第3項第6号から第9号までに掲げる 書類
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(墓地及び火葬場の設置場所の基準)

- 第12条 条例第12条第1項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第36条に規定する助産施設、同法第37条に規定する 乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同 法第43条の2に規定する児童心理治療施設(入所施設を有するものに限る。)又は同法第44条 に規定する児童自立支援施設(入所施設を有するものに限る。)
 - (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所(患者を入院させる ための施設を有するものに限る。)又は同法第2条に規定する助産所(入所施設を有するもの に限る。)
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条 第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行 支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設又は同条第26項 に規定する福祉ホーム
 - (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設又は同条第3項に 規定する更生施設
 - (5) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設
 - (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
 - (7) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条 第29項に規定する介護医療院
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が告示して定める施設 (変更の届出)
- 第13条 条例第17条の規定による届出は、変更の内容を明らかにした書類を添えて、墓地等変更届出書(様式第8号)を提出することにより行わなければならない。

(工事の完了の届出)

- 第14条 条例第18条第2項の規定による届出は、墓地等工事完了届出書(様式第9号)を提出することにより行わなければならない。
- 2 前項の墓地等工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地等の構造設備を明らかにした図面
- (2) 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面
- (3) 関係法令に係る許可書等の写し
- (4) 建築物について法令の規定により検査又は確認を必要とする場合にあっては、その検査又は確認を完了していることを証する書面の写し
- (5) 火葬場又は納骨堂にあっては、その登記事項証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(埋葬の禁止地域)

第15条 条例第20条第1項の規則で定める地域は、埋葬の慣習のある墓地であると市長が認める墓地の区域を除く市の区域とする。

(書類の提出部数)

第16条 条例第8条から第10条までの規定及び第11条の規定により提出する書類の部数は正本1 部及び副本2部とし、第5条第1項、第7条第1項、第13条及び第14条の規定により提出する書 類の部数は正本1部及び副本1部とする。

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、主管部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和60年大阪府規則第49号)の様式により提出されている申請書は、八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則様式により提出されたものとみなす。

附 則(平成25年3月30日規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日規則第20号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

O 八 尾 市 斎 場 条 例

昭和43年3月30日 条例第15号

改正 昭和47年12月21日条例第36号 昭和53年3月30日条例第7号 昭和59年3月31日条例第7号 平成13年9月28日条例第27号 平成28年12月22日条例第27号

八尾市火葬場条例(昭和25年八尾市条例第20号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市に八尾市立斎場(以下「斎場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立斎場

位置 八尾市南植松町三丁目50番地の3

(業務)

第1条の2 斎場は、火葬に関する業務を行う。

(施設)

- 第1条の3 斎場に次の施設を置く。
 - (1) 火葬室
 - (2) 霊安室
 - (3) 待合室

(使用の許可)

第2条 斎場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第3条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 本市の住民で生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているもの等市長が特別の理由があると認めるものに対しては、使用料を減免することができる。

(使用料の返環)

第5条 既納の使用料は、市長が特別の理由があると認める場合のほか、これを返還しない。 (規則への委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

(霊安室に係る使用料の経過措置)

2 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の税率又は地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率の改正に伴い、別表に規定する霊安室に係る使用料の算定に関し必要となる経過措置は、市長が定める。

附 則(昭和47年12月21日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年11月6日から適用する。

附 則(昭和53年3月30日条例第7号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日条例第7号)

- 1 この条例は、昭和59年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の八尾市火葬場条例の規定は、施行日以後の火葬場の使用に係るものについて適用する。

附 則(平成13年9月28日条例第27号)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成13年規則第36号で平成14年2月1日から施行)
- 2 この条例による改正後の八尾市斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後の八尾市立斎場の使用に係るものについて適用する。

附 則(平成28年12月22日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 第3条、第5条から第13条まで、第15条、第18条、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第30条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。
 - (1) 八尾市文化会館条例別表第1号及び第2号
 - (2) 八尾市立中小企業サポートセンター条例別表第1及び別表第2
 - (3) 八尾市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2
 - (4) 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例別表
 - (5) 八尾市斎場条例別表
 - (6) 八尾市納骨堂条例第7条第2項及び第9条
 - (7) 八尾市まちなみセンター条例別表
 - (8) 八尾市都市公園条例別表第3第1項及び第3項並びに別表第4
 - (9) 八尾市立南木の本防災公園条例別表第3及び別表第4第1項
 - (10) 八尾市立埋蔵文化財調査センター条例第4条の8第2項
 - (11) 八尾市生涯学習センター条例別表第1第1号及び第2号
 - (12) 八尾市立総合体育館条例別表第1項及び第2項
 - (13) 八尾市立南木の本防災体育館条例別表
 - (14) 八尾市立山本球場条例別表第1項及び第2項
 - (15) 八尾市立市民運動広場設置条例別表
 - (16) 八尾市立青少年運動広場設置条例別表
 - (17) 八尾市立歴史民俗資料館設置条例別表第2項
 - (18) 安中新田会所跡旧植田家住宅条例別表第2及び別表第3
 - (19) 八尾市立屋内プール条例別表第1項
 - (20) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター条例別表
 - (21) 八尾市立テニス場設置条例別表第1号

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表(第3条関係)

With the state of				
施設名	区分		使用料	
			本市の住民	本市の住民でない者
火葬室	大人(満12歳以上)の	1 体	18,000円	72,000円
	死体			
	小人(満12歳未満)の	1体	9,000円	36,000円
	死体			
	死産児	1体	3,600円	14,400円
	切断された身体の一部		2,500円	10,000円
霊安室	安置1日につき	1 体	2,700円	10,800円
待合室	1室		1回10,000円以内で規則で	1回40,000円以内で規則で
			定める額	定める額

- 備考1 この表において「本市の住民」とは、死亡当時の住所が本市にあった者又は使用申請者 の住所が本市にある者をいう。
 - 2 この表において「待合室」とは、規則で定めるものをいう。
 - 3 霊安室に係る使用料については、この表の霊安室に係る使用料の額に、消費税法の規定 に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を加算して得た額(その 額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

〇 八 尾 市 斎 場 条 例 施 行 規 則

昭和50年6月7日 規則第21号

改正 昭和50年8月6日規則第32号 昭和53年4月1日規則第16号 昭和59年4月28日規則第22号 昭和61年4月1日規則第7号 平成3年1月7日規則第2号 平成4年4月1日規則第9号 平成13年12月25日規則第36号 平成16年12月22日規則第47号 平成23年1月21日規則第1号 平成28年12月28日規則第78号 令和2年11月4日規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市斎場条例(昭和43年八尾市条例第15号。以下「条例」という。)の施 行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 八尾市立斎場(以下「斎場」という。)の休場日は、1月1日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、臨時に休場することができる。

(申請及び許可)

- 第3条 条例第2条の規定により斎場の使用の許可を受けようとする者は、八尾市立斎場使用許可申請書に必要に応じて火葬許可証又は改葬許可証を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 条例別表備考2の規則で定める待合室とは、斎場2階の和室2室をいい(以下「待合室」という。)、待合室の使用の許可を受けようとする者は、待合室を使用する時において、八尾市立斎場待合室使用許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の使用の許可は、八尾市立斎場使用許可証又は八尾市立斎場待合室使用許可証を交付して行う。
- 4 第1項及び第2項の使用の許可を受けた者は、その権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用時間等)

- 第4条 斎場の使用時間は、午前9時から午後5時15分までとする。
- 2 前条に規定する使用の許可の時間が、午後4時までのものについては即日骨揚げとし、午後4 時を過ぎたものについては翌日骨揚げとする。

(使用料の減免)

- 第5条 条例第4条の規定により使用料を減額又は免除することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 本市の住民で生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているもの 免除
 - (2) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条第1項の規定に該当する者 免除
 - (3) その他市長において特別の事由があると認めた者 減額又は免除 (使用料の返還)
- 第6条 条例第5条の規定により使用料を返還することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により斎場を使用することができなくなった場合 既納の使用料の全額
 - (2) その他市長が適当と認めた場合 既納の使用料のうち適当であると認めた額

(待合室の使用)

第7条 条例別表の待合室の項の規則で定める額とは、次の表のとおりとする。

施設名	区分	使用料	
		本市の住民	本市の住民でない者
待合室	和室 1室につき	4,100円	16,400円

- 備考 使用料の額は、この表の使用料の額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づ く消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を加算 して得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とす る。
- 2 待合室の使用は、おおむね2時間とする。
- 3 待合室の使用者は、その使用を終了したときは、これを原状に回復しなければならない。 (損害の賠償)
- 第8条 使用者は、故意又は過失により、斎場の施設、附属設備等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

- 第9条 斎場においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 施設、附属設備等を汚し、又は傷つけるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
 - (3) 棺内に不燃物、爆発物その他危険物等を入れないこと。
 - (4) 斎場の管理運営上支障を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) その他職員の指示に従うこと。

(遺体の搬入)

第10条 遺体は、納棺した状態で搬入しなければならない。

(焼骨の引取り)

第11条 使用者は、市長が指定した日時に焼骨を引き取らなければならない。

(様式)

第12条 この規則に定める文書の様式については、主管部長が定める。

(細目)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、主管部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(使用料の経過措置)

2 消費税法に規定する消費税の税率又は地方税法に規定する地方消費税の税率の改正に伴い、第 7条第1項の表に規定する使用料の算定に関し必要となる経過措置は、市長が定める。

附 則 (昭和50年8月6日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月21日から適用する。

附 則(昭和53年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年4月28日規則第22号)

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日規則第7号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年1月7日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年4月1日規則第9号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月25日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八尾市斎場条例施行規則の規定は、平成14年2月1日以後の八尾市立 斎場の使用に係るものについて適用する。

(八尾市事務分掌規則の一部改正)

3 八尾市事務分掌規則 (昭和38年八尾市規則第180号) の一部を次のように改正する。

(八尾市公印規則の一部改正)

4 八尾市公印規則(昭和33年八尾市規則第131号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

〔次のよう略〕

(単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

5 単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則(昭和31年八尾市規則 第104号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(単純な労務に雇用される一般職に属する職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

6 単純な労務に雇用される一般職に属する職員の特殊勤務手当に関する規則(平成4年八尾市規 則第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成16年12月22日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年1月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月28日規則第78号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について 適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年11月4日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

〇 八 尾 市 立 斎 場 処 務 規 則

平成14年1月28日 規則第1号

改正 平成21年5月29日規則第34号

(目的)

第1条 この規則は、八尾市立斎場(以下「斎場」という。)の事務分掌及び事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

- 第2条 斎場に次の職員を置く。
 - (1) 技能長 1名
 - (2) その他職員 若干名

(職務)

- 第3条 技能長は、環境施設課長(以下「上司」という。)の命を受け、場務を掌理し、所属職員 を指揮監督する。
- 2 所属職員は、技能長の命を受けて、場務に従事する。

(分掌事務)

- 第4条 斎場の分掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 斎場の運営に関すること。
 - (2) 斎場の使用に関すること。
 - (3) 火葬に関すること。
 - (4) 使用料及び手数料の徴収に関すること。

(帳簿)

- 第5条 斎場には、次に掲げる帳簿を備え、常にこれを整備しておかなければならない。
 - (1) 火葬作業日誌
 - (2) 備品台帳
 - (3) 出勤簿
 - (4) その他必要な帳簿

(業務報告)

第6条 技能長は、毎月前月分の事務の処理状況を上司に報告しなければならない。ただし、緊急 を要する場合は、その都度すみやかに報告しなければならない。

附則

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

附 則(平成21年5月29日規則第34号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

O 八 尾 市 墓 地 条 例

平成15年6月30日 条例第22号

改正 平成20年3月31日条例第9号 平成26年7月4日条例第31号

八尾市墓地条例(昭和24年八尾市条例第51号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、八尾市立墓地(以下「墓地」という。)の設置及び管理について必要な事項を定め、その使用の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「墓所」とは、墳墓を設けるために区画された場所をいう。

(名称及び位置)

第3条 墓地の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(墓所使用の目的)

第4条 墓所は、焼骨及びこれに準ずるものの埋蔵又は墳墓の建立の目的以外に使用することができない。

(墓所使用の資格)

第5条 墓所を使用することのできる者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長 が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

(墓所使用の許可)

- 第6条 墓所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可(以下「墓所使用許可」という。)の際に墓地管理のため必要な範囲内で条件 を付することができる。
- 3 市長は、墓所使用許可を受けた者(以下「墓所使用者」という。)に対し、墓所使用許可証を交付する。

(墓所使用料)

第7条 墓所使用許可を受けようとする者は、別表第2に定める墓所使用料を当該許可の際に納めなければならない。

(管理料)

第8条 墓所使用者は、墓地の維持管理(墳墓の清掃、修理等を除く。)に要する経費として別表第3 に定める管理料を所定の時期に納めなければならない。

(墓所使用料等の減免)

第9条 市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者で墓所使用料及び管理料を負担することが困難であると認めるものには、墓所使用料及び管理料を減免することができる。

(墓所使用料等の還付)

第10条 既納の墓所使用料及び管理料は、還付しない。ただし、第12条の規定により墓所の返還を受けたとき、又は第13条第1項の規定により墓所使用許可を取り消したときは、別表第4の定めるところにより、既納の墓所使用料を還付する。

(墓所使用者の地位の承継)

- 第11条 墓所使用者の死亡その他の事由により、当該墓所使用者に代わって祖先の祭しを主宰する者は、 市長の承認を得て当該墓所使用者の地位を承継することができる。
- 2 前項の規定により墓所使用者の地位を承継しようとする者は、その事由発生後直ちに市長に申請し

なければならない。

(不要墓所の返還)

第12条 墓所使用者は、墳墓が不要になったときは、直ちに市長に届け出るとともに、当該墓所を原状 に復し返還しなければならない。

(墓所使用許可の取消し)

- 第13条 墓所使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は墓所使用許可を取り消すことができる。
 - (1) 第4条に定める目的以外に墓所を使用したとき。
 - (2) 墓所を譲渡又は転貸したとき。
 - (3) 墓所使用許可後1年を経過しても使用しないとき。ただし、碑表その他囲障を設けたときは、この限りでない。
 - (4) 墓所使用者が死亡した日から3年を経過しても第11条第2項の規定による申請がなされないとき。
 - (5) 墓所使用者が住所不明となり7年を経過しても第11条第2項の規定による申請がなされないと き。
 - (6) 管理料を3年間納めないとき。
 - (7) 法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定により墓所使用許可を取り消された者は、直ちに当該墓所を原状に復し返還しなければならない。
- 3 墓所使用許可を取り消された者が、当該墓所使用許可の取消しの日から1年以内に前項の措置を行わないときは、市長が代わって執行し、その費用を当該墓所使用許可を取り消された者から徴収する。 ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

(墳墓の移転及び墓所の返還)

- 第14条 市長は、墓地の管理上その他の理由により必要があると認めるときは、墳墓を移転させ、又は 墓所を返還させることができる。
- 2 市長は、前項の規定により墳墓を移転させ、又は墓所を返還させようとするときは、あらかじめ墓 所使用者にその旨を通知するとともに、その損失を補償しなければならない。

(墓所使用者の住所等変更)

第15条 墓所使用者は、本籍、住所、氏名その他墓所使用許可証の記載事項について異動が生じたとき は、直ちに市長に届け出なければならない。

(工作の許可)

第16条 墓所使用者は、墓碑の建立等の工作をしようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(焼骨等の埋蔵)

第17条 墓所使用者は、焼骨及びこれに準ずるものの埋蔵又は取出しをしようとするときは、そのつど 市長に届け出なければならない。

(墓所使用者の義務)

- 第18条 墳墓の清掃、修理等は、すべて墓所使用者が行わなければならない。
- 2 墓所使用者が前項の規定に反し、かつ、墓地管理上市長が必要と認めるときは、市長が墳墓の清掃、 修理等を行い、その費用を当該墓所使用者から徴収する。ただし、市長がやむを得ない事情があると 認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

(賠償又は補修)

第19条 墓所使用者が、他の墓所使用者の墳墓又は墓地の施設に損害を与えたときは、当該損害を与えた墓所使用者は、自己の負担により賠償又は補修しなければならない。

(管理責任)

第20条 災害、盗難等市の責めに帰さない事由により、墳墓が損害を受けたときは、市はその責めを負

わない。

(禁止行為)

- 第21条 墓地内では、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない
 - (1) 物品販売等の営利行為
 - (2) 墓地内の土地又は物件の損壊行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が墓地の管理上禁止することが必要と認める行為 (委任)
- 第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の墓所使用料及び第8条の管理料については、平成15年7月1日以後に墓所使用許可を受けた者から適用する。
- 3 この条例による改正前の八尾市墓地条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成20年3月31日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月4日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

名称	位置
八尾市立久宝寺墓地	八尾市北久宝寺三丁目50番地
八尾市立龍華墓地	八尾市南植松町三丁目43番地
八尾市立西郡新墓地	八尾市高砂町一丁目8番地
八尾市立安中墓地	八尾市南本町九丁目22番地

別表第2 (第7条関係)

名称	墓所使用料		
147	単位	金額	
八尾市立久宝寺墓地	1区画(1平方メートル)につき	400,000円	
八尾市立龍華墓地	1区画(1平方メートル)につき	400,000円	
八尾市立西郡新墓地	1 区画 (1.5平方メートル) につき	380,000円	
八尾市立安中墓地	1 区画 (2.7平方メートル) につき	750,000円	

別表第3 (第8条関係)

	管理料		
名称	単位	金額(年額。ただし、4月1日から	
	里 1世	翌年の3月31日までとする。)	
八尾市立久宝寺墓地	1平方メートルにつき	1,300円	
八尾市立龍華墓地			
八尾市立西郡新墓地			
八尾市立安中墓地			

備考 墓所使用許可日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの1年の期間をいう。)における管理料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を1,300円に乗じて得た額とする。

墓所使用許可日の区分	率
4月1日から6月30日まで	100分の100
7月1日から9月30日まで	100分の75
10月1日から12月31日まで	100分の50
1月1日から3月31日まで	100分の25

別表第4 (第10条関係)

区分	墓所使用許可を受けてからの年数	還付金額
第12条の規定による墓所	1年未満	既納墓所使用料の100分の80の額
の返還	1年以上10年未満	既納墓所使用料の100分の50の額
	10年以上20年未満	既納墓所使用料の100分の20の額
第13条第1項の規定によ	10年未満	既納墓所使用料の100分の50の額
る墓所使用許可の取消し	10年以上20年未満	既納墓所使用料の100分の20の額

〇 八 尾 市 墓 地 条 例 施 行 規 則

平成15年6月30日 規則第27号

改正 平成19年3月30日規則第29号 平成23年1月21日規則第1号 平成23年6月22日規則第52号 平成24年7月6日規則第45号 平成25年5月13日規則第58号

八尾市墓地条例施行規則(昭和39年八尾市規則第30号)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この規則は、八尾市墓地条例(平成15年八尾市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

(墓所使用の目的)

第2条 条例第4条及び第17条に規定するこれに準ずるものは、遺髪、遺品その他市長が適当と認めるものとする。

(墓所使用の資格等)

- 第3条 条例第5条に規定する本市に住所を有する者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規 定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。
- 2 条例第5条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める者は、条例第11条第1項の規定による墓所使用者の地位を承継する者その他市長が必要と認める者とする。
- 3 市長は、墓所使用の募集を行うに当たっては、八尾市民の墓地の需要状況等を考慮し、遺骨を保有 する者であること等必要な応募者の資格を定めることができる。

(墓所使用許可の申請)

- 第4条 条例第6条第1項の規定により墓所使用許可を受けようとする者は、墓所使用許可申請書(様式第1号)に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 焼骨を保管している者及び改葬を予定している者
 - ア 住民票の写し(全部の事項が記載されているものに限る。ただし、市長が不要と認める事項については、省略することができる。次号及び第9条第1項第2号において同じ。)
 - イ 墓所使用許可を受けようとする者と死亡者との続柄を確認できる除籍謄本等
 - ウ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 前号に規定する以外の者
 - ア 住民票の写し
 - イ その他市長が必要と認める書類

(墓所使用許可証)

第5条 条例第6条第3項の墓所使用許可証は、様式第2号のとおりとする。

(管理料の納付)

- 第6条 条例第8条に規定する管理料を納めなければならない所定の時期は、墓所使用許可日の属する 年度にあっては当該墓所使用許可日とし、墓所使用許可日の属する年度以後にあっては当該年度の5 月31日までとする。
- 2 管理料は、当該年度分の年額を前項に規定する時期に一括して納めなければならない。 (墓所使用料等の減免)
- 第7条 条例第9条の規定により、墓所使用料の減免を受けようとする者は墓所使用料減免申請書(様式第3号)を、管理料の減免を受けようとする者は墓地管理料減免申請書(様式第4号)を市長に提

出しなければならない。

(墓所使用料の還付)

第8条 条例第10条の規定により墓所使用料の還付を受けようとする者は、墓所使用料還付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(墓所使用者の地位の承継)

- 第9条 条例第11条第2項の規定により墓所使用者の地位を承継しようとする者は、墓所使用者地位承 継申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 墓所使用許可証
 - (2) 承継しようとする者の住民票の写し
 - (3) 使用者と承継しようとする者との続柄を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、墓所使用者の地位の承継を承認したときは、墓所使用許可証に必要事項の記入を行う。 (不要墓所の返還)
- 第10条 条例第12条の規定により使用している墓所を返還しようとする墓所使用者は、墓所返還届(様式第7号)に、墓所使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(墓所使用許可の取消し)

第11条 条例第13条第3項ただし書に規定する市長がやむを得ない事情があると認めるときは、費用を 徴収すべき当該墓所使用許可を取り消された者の所在が不明であるときその他市長が必要と認めると きとする。

(住所等の変更届)

第12条 条例第15条に規定する異動の届出は、墓所使用者住所等変更届(様式第8号)に墓所使用許可 証及び異動を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(工作の許可)

- 第13条 条例第16条の工作の許可(以下この条において「工作の許可」という。)を受けようとする墓 所使用者は、墳墓工作許可申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければな らない。
 - (1) 墓所使用許可証
 - (2) 工作物の図面
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、工作の許可をしたときは、墳墓工作許可証(様式第10号)を交付する。
- 3 工作の許可を受けた墓所使用者は、工作完了後、墳墓工作完了届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(墓碑等の基準)

- 第14条 墓所に設置する墓碑等の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 墓碑及びこれに類するものの高さは、地面より1.8メートル以内とする。ただし、市長がこれによりがたいと認めたときは、この限りでない。
 - (2) 墓碑の方向は、市長が定める方位とする。
 - (3) その他墓碑等の設置に関する基準については市長が定める。

(埋蔵等の届出)

- 第15条 条例第17条に規定する届出は、焼骨等埋蔵・取出し届(様式第12号)に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 焼骨を埋蔵するとき 火葬許可証(火葬執行証明済みのものに限る。)、改葬許可証又は分骨証明書
 - (2) 前号に規定する以外のとき 市長が必要と認める書類

(分骨証明書の発行)

- 第16条 墓所使用者が埋蔵している焼骨の分骨を行うときは、分骨証明交付申請書(墓地用) (様式第13号)を市長に提出し、分骨証明書(墓地用) (様式第14号)の交付を受けなければならない。 (墓所使用者の義務)
- 第17条 墓所使用者は、常に使用墳墓の清浄を維持し、使用墓所内の墓碑その他工作物の転倒等により、 危険又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理その他必要な措置を講じなければな らない。
- 2 条例第18条第2項ただし書に規定する市長がやむを得ない事情があると認めるときは、費用を徴収 すべき当該墓所使用者の所在が不明であるときその他市長が必要と認めるときとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の八尾市墓地条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この 規則の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役が なお従前の例により在職する場合においては、第1条の規定による改正前の八尾市墓地条例施行規則 様式第5号及び第2条の規定による改正前の八尾市納骨堂条例施行規則様式第6号は、なおその効力 を有する。

附 則(平成23年1月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月22日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第45号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年5月13日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

O 八 尾 市 納 骨 堂 条 例

平成16年6月30日 条例第20号

改正 平成28年12月22日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、八尾市立納骨堂(以下「納骨堂」という。)の設置及び管理について必要な 事項を定め、その使用の適正化を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立納骨堂

位置 八尾市南植松町三丁目50番地の3

(使用の目的)

第3条 納骨堂は、焼骨等 (焼骨及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。) の収蔵及びその祭し のために使用するものとする。

(使用の資格)

第4条 納骨堂を使用することのできる者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、 市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

(使用の許可)

(使用料)

- 第5条 納骨堂を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可(以下「使用許可」という。)の際に納骨堂管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 市長は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、使用許可証を交付する。 (使用期間及び更新)
- 第6条 納骨堂の使用期間は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、使用 許可を受けた日(以下この項において「許可日」という。)が4月1日でない場合の当該使用期 間は、許可日から許可日の属する年の翌々年(許可日が1月1日から3月31日までの日である場 合にあっては、許可日の属する年の翌年)の3月31日までとする。
- 2 前項の使用期間は、更新することができる。
- 3 前項の規定により、使用期間の更新をしようとする使用者は、当該使用期間が満了する1月前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。
- 第7条 使用許可を受けようとする者及び前条第3項の許可を受けようとする使用者は、焼骨等の 収蔵のために区画された施設(以下「納骨壇」という。)の使用料を当該許可の際に納めなけれ ばならない
- 2 使用料の額は、1区画2年につき15,600円とする。ただし、使用期間が2年に満たない場合の 使用料の額は、650円に当該使用期間の月数(1月に満たない月についても1月とみなす。)を 乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する者が当該許可の申請を行う際に本市に住所を有していない場合の使用料の額は、前項に規定する使用料の額の100分の150に相当する額とする。 (使用料の免除)
- 第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。

(使用料の環付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第11条第1項第1号の規定により納骨壇の返還を 受けたときは、650円に返還した日の属する月の翌月から当該使用期間満了までの月数を乗じて 得た額を還付する。

- 2 第7条第3項の規定は、前項ただし書に規定する使用料の還付について準用する。 (使用者の地位の承継)
- 第10条 使用者の死亡その他の事由により、当該使用者に代わって祖先の祭しを主宰する者は、市 長の承認を得て当該使用者の地位を承継することができる。
- 2 前項の規定により使用者の地位を承継しようとする者は、その事由発生後直ちに市長に申請しなければならない。

(納骨壇の返還)

- 第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに納骨壇に収蔵した焼骨等を引き取り、当該納骨壇を原状に復し返還しなければならない。
 - (1) 納骨壇を使用しなくなったとき。
 - (2) 使用期間が満了し、更新しないとき。
 - (3) 次条の規定により使用許可を取り消されたとき。
- 2 市長は、前項に規定する者が同項の措置を行わないときは、当該焼骨等を一定の場所に改葬し、 又は移転することができる。

(使用許可の取消し)

- 第12条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用許可を取り消すことができる。
 - (1) 第3条に規定する目的以外に納骨堂を使用したとき。
 - (2) 納骨堂の使用権を譲渡又は転貸したとき。
 - (3) 法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。 (焼骨等の移転及び納骨壇の返還)
- 第13条 市長は、納骨堂の管理上その他の理由により必要があると認めるときは、焼骨等を移転させ、又は納骨壇を返還させることができる。
- 2 市長は、前項の規定により焼骨等を移転させ、又は納骨壇を返還させようとするときは、あらかじめ使用者にその旨を通知するとともに、その損失を補償しなければならない。

(使用者の住所等変更)

第14条 使用者は、本籍、住所、氏名その他使用許可証の記載事項について異動が生じたときは、 直ちに市長に届け出なければならない。

(焼骨等の収蔵等)

第15条 使用者は、焼骨等の収蔵又は取出しをしようとするときは、そのつど市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第16条 納骨堂の施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。 (委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成16年11月1日から施行する。(平成17年規則第1号で平成17年1月15日から施行)

(経過措置)

2 第5条第1項に規定する使用の申請については、この条例の施行の日前においても平成16年11 月1日以後行うことができる。

附 則 (平成28年12月22日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 第3条、第5条から第13条まで、第15条、第18条、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第30条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。
 - (1) 八尾市文化会館条例別表第1号及び第2号
 - (2) 八尾市立中小企業サポートセンター条例別表第1及び別表第2
 - (3) 八尾市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2
 - (4) 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例別表
 - (5) 八尾市斎場条例別表
 - (6) 八尾市納骨堂条例第7条第2項及び第9条
 - (7) 八尾市まちなみセンター条例別表
 - (8) 八尾市都市公園条例別表第3第1項及び第3項並びに別表第4
 - (9) 八尾市立南木の本防災公園条例別表第3及び別表第4第1項
 - (10) 八尾市立埋蔵文化財調査センター条例第4条の8第2項
 - (11) 八尾市生涯学習センター条例別表第1第1号及び第2号
 - (12) 八尾市立総合体育館条例別表第1項及び第2項
 - (13) 八尾市立南木の本防災体育館条例別表
 - (14) 八尾市立山本球場条例別表第1項及び第2項
 - (15) 八尾市立市民運動広場設置条例別表
 - (16) 八尾市立青少年運動広場設置条例別表
 - (17) 八尾市立歴史民俗資料館設置条例別表第2項
 - (18) 安中新田会所跡旧植田家住宅条例別表第2及び別表第3
 - (19) 八尾市立屋内プール条例別表第1項
 - (20) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター条例別表
 - (21) 八尾市立テニス場設置条例別表第1号

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

〇 八 尾 市 納 骨 堂 条 例 施 行 規 則

平成17年1月14日 規則第2号

改正 平成19年3月30日規則第29号 平成23年1月21日規則第1号 平成23年3月22日規則第10号 平成24年7月6日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市納骨堂条例(平成16年八尾市条例第20号。以下「条例」という。)の 施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休堂日)

第2条 八尾市立納骨堂(以下「納骨堂」という。)の休堂日は、1月1日とする。ただし、市長 が特に必要と認めるときは、臨時に休堂することができる。

(開堂時間)

第3条 納骨堂の開堂時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と 認めるときは、開堂時間を変更することができる。

(焼骨笠)

- 第4条 条例第3条に規定する焼骨は、骨つぼ等に収めなければならない。
- 2 条例第3条に規定するこれに準ずるものは、遺髪その他市長が適当と認めるものとする。 (使用の資格)
- 第5条 条例第4条に規定する本市に住所を有する者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。
- 2 条例第4条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める者は、条例第10条第1項の規定による使用者の地位を承継する者その他市長が必要と認める者とする。

(使用許可の申請)

- 第6条 条例第5条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、納骨堂使用許可申請書 (様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 住民票の写し(全部の事項が記載されているものに限る。ただし、市長が不要と認める事項については、省略することができる。第11条第1項第2号において同じ。)
 - (2) 使用許可を受けようとする者と死亡者との続柄を確認できる除籍謄本等
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(使用許可証)

第7条 条例第5条第3項に規定する納骨堂使用許可証は、様式第2号のとおりとする。

(使用期間の更新)

- 第8条 条例第6条第3項の規定により使用期間の更新の許可を受けようとする者は、当該使用期間の満了する3月前から1月前までの間に、納骨堂使用許可更新申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、条例第6条第3項の規定により使用期間の更新の許可を受けた者に対し、前条の納骨 堂使用許可証を交付する。

(使用料の免除)

- 第9条 条例第8条の規定により使用料を免除することができる者は、次のとおりとする。
 - (1) 天災又は火災の被害を受け、特に市長が必要と認めた者
 - (2) 本市の住民で生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている者
 - (3) 本市の住民で前年(第3項に規定する免除の申請日が1月1日から6月30日までの日である場合にあっては、前々年。以下この号において同じ。)中の当該世帯の所得の総額が、前年

中の生活保護基準に準じて市長が定める基準額以下の世帯に属する者

- (4) その他市長が特に必要と認めた者
- 2 使用料の免除の期間は、条例第6条第1項に規定する使用期間とし、使用期間を更新したとき の使用料の免除の期間は、当該更新に係る期間とする。
- 3 条例第8条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、納骨壇使用料免除申請書(様式 第4号)に免除事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、使用料の免除を決定したときは、納骨壇使用料免除通知書(様式第5号)を交付する。 (使用料の還付)
- 第10条 条例第9条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、納骨壇使用料還付請求書 (様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(使用者の地位の承継)

- 第11条 条例第10条第1項の規定により使用者の地位を承継しようとする者は、納骨堂使用者地位 承継申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 納骨堂使用許可証
 - (2) 承継しようとする者の住民票の写し
 - (3) 使用者と承継しようとする者との続柄を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、使用者の地位の承継を承認したときは、納骨堂使用許可証に必要事項の記入を行う。 (納骨壇の返還)
- 第12条 条例第11条第1項の規定により使用している納骨壇を返還しようとする使用者は、納骨壇返還届(様式第8号)に納骨堂使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(焼骨等の移転等)

第13条 市長は、条例第11条第2項の規定により、当該焼骨等を保管庫等に移転し、当該使用者が 住所不明となり7年を経過しても条例第11条第1項の措置を行わないときは、当該焼骨等を無縁 墳墓等に改葬することができる。

(分骨証明書の発行)

第14条 使用者が収蔵している焼骨の分骨を行うときは、分骨証明交付申請書(納骨堂用) (様式 第9号)を市長に提出し、分骨証明書(納骨堂用) (様式第10号) の交付を受けなければならない。

(住所等の変更届)

第15条 条例第14条に規定する異動の届出は、納骨堂使用者住所等変更届(様式第11号)に納骨堂 使用許可証及び異動を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(収蔵等の届出)

- 第16条 条例第15条に規定する届出は、焼骨等収蔵・取出し届(様式第12号)に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 焼骨を収蔵するとき 火葬許可証(火葬執行証明済みのものに限る。)、改葬許可証又は 分骨証明書
 - (2) 前号に規定する以外のとき 市長が必要と認める書類 (遵守事項)
- 第17条 納骨堂においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 納骨堂の施設、附属設備等を汚し、又は傷つけるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 納骨堂の管理運営上支障を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) その他職員の指示に従うこと。

附則

この規則は、平成17年1月15日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入 役がなお従前の例により在職する場合においては、第1条の規定による改正前の八尾市墓地条例 施行規則様式第5号及び第2条の規定による改正前の八尾市納骨堂条例施行規則様式第6号は、 なおその効力を有する。

附 則(平成23年1月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月22日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第45号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

令和4年3月発行

刊行物番号 R3-128

〒581-0017 大阪府八尾市高美町五丁目2番2号 八尾市清掃庁舎内

八尾市 環境部

循環型社会推進課 減量推進係

TEL: 072 (924) 3866 FAX: 072 (923) 7135

e-mail: junkan@city.yao.osaka.jp

一般廃棄物指導室

TEL:072 (994) 1436(※FAX番号は、減量推進係と同じ)

e-mail: ipai@city.yao.osaka.jp 産業廃棄物指導室

TEL: 072 (924) 3772 · (924) 3775

(※FAX番号は、減量推進係と同じ)

e-mail:sanpai@city.yao.osaka.jp

環境事業課 業務推進係

TEL: 072 (991) 6254

FAX: 072 (999) 4625

e-mail:kankyoujigyouka@city.yao.osaka.jp

粗大ごみ受付センター

TEL:0800 (222) 9966 (通話料無料)

※携帯電話・PHS・一部のIP電話からは、

072 (923) 9966 (通話料が必要)

FAX: 072 (923) 0030

環境施設課 施設管理係(※令和4年4月1日から曙町二丁目11番地に移転予定)

TEL: 072 (991) 7362 · (992) 2139

FAX: 072 (999) 4625

e-mail:kankyousisetuka@city.yao.osaka.jp

八尾市立リサイクルセンター

〒581-0026 大阪府八尾市曙町二丁目11番地

TEL: 072 (992) 2060

八尾市立リサイクルセンター学習プラザ「めぐる」

TEL: 072 (994) 0564

八尾市一般廃棄物最終処分場

〒581-0851 大阪府八尾市上尾町九丁目36番地

TEL: 072 (993) 1767

八尾市立斎場

〒581-0091 大阪府八尾市南植松町三丁目50番地の3

TEL: 072 (923) 1493

FAX: 072 (992) 9666

八尾市立衛生処理場

〒581-0851 大阪府八尾市上尾町八丁目24番地の1

TEL: 072 (922) 3236 FAX: 072 (924) 4183

八尾市環境衛生庁舎

〒581-0844 大阪府八尾市福栄町四丁目42番地の1

TEL: 072 (999) 2760 FAX: 072 (923) 6682

